

平成26年 第4回

身延町議会定例会会議録

平成26年12月 8日 開会
平成26年12月11日 閉会

山梨県身延町議会

平成 2 6 年

第 4 回身延町議会定例会

1 2 月 8 日

1. 議事日程

- 日程第1 会議録署名議員の指名
日程第2 会期の決定
日程第3 諸般の報告
日程第4 議案第86号 身延町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について
日程第5 議案第87号 身延町立学校設置条例の一部を改正する条例について
日程第6 議案第88号 身延町立保育所条例の一部を改正する条例について
日程第7 議案第89号 身延町高齢者保養施設条例及び身延町下部温泉会館条例の一部を改正する条例について
日程第8 議案第90号 身延町国民健康保険条例の一部を改正する条例について
日程第9 議案第91号 身延町簡易水道事業の設置等に関する条例等の一部を改正する条例について
日程第10 議案第92号 身延町キャンプ場条例の一部を改正する条例について
日程第11 議案第93号 身延町保育所における保育の実施に関する条例を廃止する条例について
日程第12 議案第94号 新町建設計画の変更について
日程第13 議案第95号 訴えの提起について
日程第14 議案第96号 平成26年度身延町一般会計補正予算（第8号）
日程第15 議案第97号 平成26年度身延町国民健康保険特別会計補正予算（第4号）
日程第16 議案第98号 平成26年度身延町介護保険特別会計補正予算（第4号）
日程第17 議案第99号 平成26年度身延町簡易水道事業特別会計補正予算（第4号）
日程第18 議案第100号 平成26年度身延町農業集落排水事業等特別会計補正予算（第3号）
日程第19 議案第101号 平成26年度身延町下水道事業特別会計補正予算（第4号）
日程第20 議案第102号 平成26年度身延町青少年自然の里特別会計補正予算（第3号）

2.出席議員は次のとおりである。(14名)

1番	深澤勝	2番	赤池朗
3番	田中一泰	4番	広島法明
5番	柿島良行	6番	芦澤健拓
7番	松浦隆	8番	福與三郎
9番	草間天	10番	川口福三
11番	渡辺文子	12番	伊藤文雄
13番	野島俊博	14番	河井淳

3.欠席議員は次のとおりである。

なし

4.会議録署名議員(3人)

2番	赤池朗	3番	田中一泰
4番	広島法明		

5.地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

(21人)

町	長	望月仁司	総務課長	樋川信
会計管理者		笠井喜孝	財政課長	笠井祥一
政策室長		佐野文昭	町民課長	遠藤基
税務課長		村野浩人	身延支所長	藤田政士
下部支所長		遠藤庄一	教育委員長	望月忠男
教育長		鈴木高吉	学校教育課長	渡辺明彦
生涯学習課長		高野博邦	福祉保健課長	穂坂桂吾
子育て支援課長		佐野昌三	建設課長	竹ノ内強
産業課長		千頭和勝彦	土地対策課長	佐野勇夫
観光課長		柿島利巳	環境下水道課長	深沢香
水道課長		望月真人		

6．職務のため議場に参加した者の職氏名（2人）

議会議務局長 中村京子
録音係 佐野和紀

開会 午前 9時00分

○議会事務局長（中村京子君）

おはようございます。
相互にあいさつを交わします。
ご起立願います。
相互に礼。
（ あ い さ つ ）
ご着席ください。

○議長（河井淳君）

本日は大変ご苦労さまです。
平成26年第4回身延町議会定例会の開会にあたり一言ごあいさつを申し上げます。
師走に入り今年も残すところわずかとなってまいりました。議員各位には開かれた議会、身近な議会を目指し、さまざまな場所において精力的に活動していただきました。今後も本町の抱える課題、解決に慎重に取り組み町の発展に努力してまいりたいと存じます。
寒さ厳しき折、議員各位には十分にご自愛のほどお願い申し上げます。
本日、町長から提案されます諸議案はいずれも重要な内容を有するものであります。慎重なご審議、ならびに円滑な議会運営にご協力を賜りますようよろしくお願い申し上げます。
それでは出席議員が定足数に達しておりますので直ちに会議を開きます。

日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は会議規則第116条の規定によって、
2番 赤池 朗君
3番 田中一泰君
4番 広島法明君
を指名します。

日程第2 会期の決定を議題とします。

お諮りします。
本定例会の会期は本日から11日までの4日間をしたいと思っております。
これにご異議ありませんか。
（異議なし。の声）
異議なしと認めます。
よって、会期は本日から11日までの4日間と決定しました。

日程第3 諸般の報告。

議案の審議に先立ちまして諸般の報告を行います。
本定例会に町長から上程されております案件はお手元に配布のとおり条例関係8案件、新町建設計画の変更の件、訴えの提起の件、補正予算7案件の合計17案件が提出されております。
また本日の説明員として地方自治法第121条の規定に基づき出席通知のありました者の職氏名につきましては、一覧表としてお手元に配布したとおりです。

次に9月定例会以後の議会関係の諸行事について、お手元に配布により報告としますのでご了承願います。

以上で諸般の報告を終わります。

ここで、平成26年11月19日の教育委員会において望月忠男教育委員長が再任されたため、あいさつの申し出がありました。

これを許します。

望月教育委員長、ご登壇ください。

○教育委員長（望月忠男君）

おはようございます。

再び議会議員の皆さま方にごあいさつをさせていただき時間をいただきまして大変ありがとうございます。感謝いたしております。

去る11月19日、教育委員会定例会におきまして教育委員長に再任をされました。遅くなりましたけども、まずこのことをご報告いたします。

国レベルの教育改革、教育再生などが矢継ぎ早に出されておりますが、山梨県でもたくましい力を育てる、しなやかな心を育てる、この2つを基本目標にした新山梨教育振興プランが発表されております。身延町でも直近の課題として学校適正規模、つまり学校統合の推進、あるいは子どもたちの安全・安心な環境づくりがあります。微力ではありますが、教育にかける思いは強く持っております。誠心誠意務めますこととお誓い申し上げ、議員の皆さま方にはぜひご指導・ご鞭撻を賜りますようお願いいたしまして再任のあいさつといたします。よろしくお願います。本日はありがとうございました。

○議長（河井淳君）

続きまして町長からあいさつの申し出がありましたので、これを許します。

望月町長。

○町長（望月仁司君）

おはようございます。

本日ここに平成26年身延町議会第4回定例会を招集いたしましたところ、議員の皆さまには師走に入り何かと気忙しい中、全員の出席をいただき誠にありがたく御礼を申し上げます。

特に今年は衆議院議員の総選挙の真っ只中でもあり、例年にもまして気忙しい年の瀬であります。今回の選挙は今後の消費税はどうするのか、社会保障はどうなるのか、最終的にはわが国の景気や経済をどうしていくのか、私ども国民に「信を問う」問われている選挙だと思えます。その中であって議員の皆さまには町民福祉のためにご尽力をいただいておりますことに對し町民を代表して感謝とお礼を申し上げます。

町民の皆さんにご承知をいただきたい項目について申し上げます。

まず、平成26年新嘗祭献穀についてであります。

新嘗祭献穀とは天皇陛下にお米か粟を献納する行事であります。本年、身延町にお米の献納の役割がまわってまいりましたので農業委員会会長 松田正材さまに献穀の重責をお願いいたしました。松田さまが1年間丹精を込めて生産されたお米を去る10月22日に松田ご夫妻と私が皇居に参内し精米1升を天皇陛下へ献納してまいりました。

次に特別寄附についてであります。

このことにつきましては前ニプロ株式会社社長 故佐野實さまが生前、一般財団法人みのる

という名称で蓄財しておられました浄財を故人が生前から出身の身延町へ貢献をという遺志を親族が継承され、このたび12月1日付けで町に寄附採納願が提出をされ、これを受理させていただきましたので大枚2億円をご寄附していただけることになりました。大変ありがたいことでございます。

町といたしましては、寄附者の善意に報いる形で佐野實基金として受け入れさせていただき用途につきましてはご遺志に沿うよう若者の育成や住民福祉の向上等に有効活用をさせていただく予定でございます。

次に経常収支比率についてであります。

山梨県は10月31日、平成25年度の市町村普通会計決算の概要を公表いたしました。公表された中に財政の弾力性を示す経常収支比率があります。本町の経常収支比率は72.3%となり前年度の73.3%に比べると1.0ポイント改善されました。県内の経常収支比率の平均は83.8%で本町は平均を下回っております。しかしながら、一般財源の確保はますます厳しくなる状況であることから、町民サービスの低下を招かない中で引き続き行財政改革に取り組み、職員一人ひとりがあらゆる努力と工夫を重ね、経常的経費の節減・節約を行うよう徹底したところでございます。

次に平成27年度予算編成についてであります。

去る11月18日、平成27年度予算編成会議を開催いたしました。この中で予算編成担当職員等に対し、平成26年度で地方交付税合併算定替えが終了し平成27年度から段階的に縮減が始まり、27年度は約1億円が縮減されることを考慮に入れ「ほしいものを買うのではなく必要なものだけを求める」の考えのもとに歳入歳出の両面から事務事業の徹底した見直しを行うことはもとより施策の優先度を厳しく精査するとともに限られた財源の重点的・効率的配分を行うなど、最小の経費で最大の効果が得られるような予算を編成するよう指示したところでございます。

次に丸滝宮の前団地宅地分譲事業についてであります。

丸滝宮の前団地の分譲事業の状況でございますが6月から19区画の分譲を始めました。現在、契約済みは3区画でございます。購入者はいずれも町内の方です。また検討中が1区画でございます。早急に完売できるよう宅建協会やハウスメーカーにもチラシを配布しPRに努めているところでございます。

次に子育て支援新事業についてであります。

近年、共働き世帯の増加や就業形態の多様化により子育て中の方々が望む子育て支援サービスは多岐にわたるところであります。こうした中で町では新たに病児・病後児保育事業と町立保育所における土曜日の一日保育を10月から実施いたしました。

まず病児・病後児保育事業は飯富病院のご協力により、同病院の保育室にて病気などの状況にある子どもを預かる事業であります。峡南地方ではわが町が初めとなる事業でもございます。利用状況は10月中の1カ月間の中で7日間を開所し延べ9人のお子さんが利用しました。

これからますます寒くなりますと、風邪をひいたりするなどのお子さまも増えてくることと予想されますので、自宅での看病が難しい方はお子さんのためにもご利用をお勧めしたいと思います。

また町立保育所における土曜日の一日保育は10月には1名の利用でありました。どちらの事業もお勤めなどでお困りの方にとって大変に助かるサービスであると思っております。ぜひご利用

をお願いしたいと思います。

今後子育て中の皆さんがより働きやすい環境となることを目指してまちづくりに努めてまいります。

次に町立保育所の統合についてであります。

今年7月の全国知事会議における少子化非常事態宣言や山梨県の人口減少対策戦略本部の設置など少子化をはじめとする人口減少問題に国を挙げての対策が講じられようとしております。ご承知のとおり身延町においても人口は大きく減少し特に子どもの数は急激に減っています。このため保育所入所児童数は年々減り、町立保育所の中には近い将来、運動会など諸行事の開催も困難となることが予想される保育所も出てきました。

こうした中で昨年5月に西嶋保育所保護者会から保育所統合の要望書が町に提出をされ、同年6月11日には当議会において保育所の統廃合についての議決をいただいたところでございます。町では西嶋保育所のこうした問題の解決を急ぐため、保護者会と統合について意見調整を図り、また本年7月と8月に西嶋、静川両地区で住民を対象とした説明会を開催し、ご理解をいただいた中で今に至っております。これに係る条例改正案を今議会に上程させていただきましたので、議員各位のご理解とご協力をいただきたいと思います。

次に教育委員会の構成についてであります。

11月18日に任期満了を迎えた渡辺勢津子教育委員の後任として今村文子氏が就任しました。今村氏については本年第3回定例議会において議会の同意をいただき、11月18日に任命いたしました。任期は平成26年11月19日から4年間となります。

また11月18日には望月忠男教育委員が教育委員長としての1年の任期を満了したことから11月19日に開催された定例教育委員会において後任の選任を行いました。その結果、望月忠男委員が委員相互の推薦により教育委員長に再任をされ、ただいまごあいさつをいただいたところであります。

委員会構成は次のとおりであります。

委員長 望月忠男。委員長職務代理 片田駿三。委員 池上要靖。委員 今村文子。教育長 鈴木高吉。

以上でございます。

次に第67回山梨県体育祭りについてであります。

8月24日のソフトボール成年女子を皮切りに、9月21日の綱引き競技まで本町体育協会から19種目に245人の選手が出場し県体育祭りは前年度までの5位から順位を上げ3位とわずかの差の4位の成績を収めました。

今後も体育協会専門部の競技力向上を支援すべく生涯スポーツの推進を図っていく所存でございます。

次に第5回身延町総合文化祭についてであります。

昨年度は国民文化祭開催のため休止した総合文化祭は10月26日に芸能発表会を行い、25団体240人が日ごろの成果を発表し盛況に開催することができました。

また11月22日から30日にかけて行われた文化芸術作品展示会には文化協会を中心に町内保育所、小中学校、事業所の協力を得る中で56団体906点の作品展示会を開催し、心豊かな文化のまちづくりを今後も推進していく所存でございます。

次に文化芸術事業の実施についてであります。

秋季における文化芸術事業として文化会館において森山良子コンサート、現代工芸美術館においてガラス工芸展、第53回日本現代工芸美術展が開催され、町民の皆さまをはじめ多くの来場者を迎え、いずれも盛況のうちに開催することができました。

また図書館においては第19回ブックフェスタを開催し、講師を招いての絵本教室や講演会に多くの皆さんが訪れてくれました。今後も町内および町外へ文化芸術の町みのぶの情報を引き続き発信していく所存でございます。

次に公共下水道の加入状況についてであります。

公共下水道の各戸への接続については平成26年11月末現在、中富処理区は加入戸数1,002戸で加入率65.8%。身延処理区は加入戸数391戸で加入率48.2%。下部処理区は加入率53戸で加入率は37.1%であります。

今後も加入率アップに向けご理解・ご協力をお願いするところであります。

次に私が関係した第3回定例会以降の主な行事について申し上げます。

9月13日、土曜日、久那土中学校体育祭。山梨県体育祭り開会式。

9月16日、火曜日、秋の交通安全運動推進会議。

18日、木曜日、道の駅山梨県ブロック総会。飯富病院正副管理者・担当課長会議。

19日、金曜日、秋の全国交通安全運動「黄色い羽根の配布」。

22日、月曜日、秋の全国交通安全運動「街頭指導」。

24日、水曜日、身延ライオンズクラブ50周年記念事業。

25日、木曜日は交通安全祈願祭。

26日、金曜日は山梨県警察学校卒業式。峡南広域行政組合理事会。飯富病院定例議会。

27日、土曜日、いきいき山梨ねんりんピック開会式。

30日、火曜日、自治会館管理・市町村職員研修業務運営協議会。山梨県電子化業務運営協議会。

10月1日、本栖湖西岸クリーン大作戦。身延町鳥獣害対策実施隊任命式。

10月3日、組合立一般廃棄物処分場運営協議会。身延町の教育を語る会。

4日、土曜日、下部小学校運動会。

7日、山梨県土地改良事業団体連合会理事会および運営委員会。

8日、国交省の災害査定。飯富病院の臨時議会。

9日、農水省の災害査定。

10日、県下町村長会議。富士山世界遺産保存整備山梨県・地元自治体連絡協議会。

11日、土曜日、峡南義務教育振興会議。

12日、日曜日、身延山万燈行列。

14日、火曜日、富士山火山防災協議会総会。

16日、林野庁・財務省の林道災害査定。

19日、日曜日、第4回西嶋和紙まつり。

21日、火曜日、山梨県市町村総合事務組合議会。

22日、新嘗祭、献穀献納式（皇居）。

23日、木曜日、町村会・国、県への要望活動。

24日、峡南広域行政組合定例議会。峡南衛生組合定例議会。

26日、身延町総合文化祭。

28日から29日、第3回全国道の駅連絡会総会。これは栃木県的那須町。
30日の木曜日は全国土地改良大会。
31日は中部日本横断自動車道建設促進期成同盟会平成26年度大会。東京でございます。
11月3日、第3回みのぶまつり。
11月5日、第3回臨時議会。
同じく10日、月曜日、峡南衛生組合公平委員選任式。
13日、(仮称)中富インター関連工事安全祈願祭。
14日、全国過疎地域自立促進連盟理事会と総会。
15日、土曜日、県民の日記念行事式典。小瀬スポーツ公園。
19日、水曜日、全国町村長会議。東京でございます。
20日と21日は木、金ですけれども鴨川市長と議員が来庁をいたしました。
25日、山梨県社会福祉大会。飯富病院臨時議会。
26日、防災、危機管理トップセミナーおよび県下町村長会議。子ども育成支援身延町推進大会。
28日、第4回臨時議会。峡南衛生組合の臨時議会。
30日、身延山、七面山修行走トレイル・ランニングレースの開会式に出席しました。
12月2日、山梨県市町村職員共済組合理事会が行われ私が理事長に就任をいたしました。
4日、木曜日、交通安全街頭指導。
以上、主なものについて報告をさせていただきました。
なおこの間、各種団体の総会への参加および地域の行事への参加、各種委員の皆さまに委嘱状交付等を行ってまいりました。
結びに今年も残り少なくなってまいりました。この時期に町では来年度の当初予算の編成のときでもございます。当初予算の編成時に毎年思うことは私どもの町の財政は大変厳しい状況にあるということでございます。
特に町の財政運営の命綱であります交付税の縮減が始まり、今年は昨年と比較して約8千万円の減額で27年度は約1億円が減額されることが確実であります。
こんな中ですので先ほども申し上げましたとおり平成27年度予算編成では、ほしいものを買うのではなく特に必要なものだけを求めることを指示したところであります。さらに本県出身の実業家、小林一三氏の「金がないから何もできないという人間は金があっても何もできない人間である」を例にあげ、少ない予算もアイデア次第であることを指示いたしました。
こんな財政状況でありますので、町民の皆さんには町がすべてを行ってくれることを期待するのではなく、今まで以上に自分は町のために地域のために何ができるかを考えて実行をしていただきたいと思っております。
町民の皆さんが住みたくなるまちづくりに職員ともども全力で取り組んでまいりますので町民の皆さんや議員の皆さんのご協力をお願い申し上げまして、あいさつとさせていただきます。ありがとうございました。

日程第4 議案第86号 身延町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について

日程第5 議案第87号 身延町立学校設置条例の一部を改正する条例について

- 日程第 6 議案第 8 8 号 身延町立保育所条例の一部を改正する条例について
日程第 7 議案第 8 9 号 身延町高齢者保養施設条例及び身延町下部温泉会館条例の一部を改正する条例について
日程第 8 議案第 9 0 号 身延町国民健康保険条例の一部を改正する条例について
日程第 9 議案第 9 1 号 身延町簡易水道事業の設置等に関する条例等の一部を改正する条例について
日程第 1 0 議案第 9 2 号 身延町キャンプ場条例の一部を改正する条例について
日程第 1 1 議案第 9 3 号 身延町保育所における保育の実施に関する条例を廃止する条例について

以上 8 議案は条例案でありますので一括して議題とします。

町長から本案について、提案理由の説明を求めます。

望月町長。

○町長（望月仁司君）

指名をいただきましたので、提出案件のうち議案第 8 6 号から議案第 9 3 号について提案理由のご説明を申し上げます。

はじめに議案第 8 6 号 身延町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定についてであります。

身延町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の議案を提出するものであります。

平成 2 6 年 1 2 月 8 日 提出

身延町長 望月仁司

提案理由については子ども・子育て支援法及び就学前の子どもに関する教育、保育の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備に関する法律の施行により児童福祉法の一部が改正されることに伴い、放課後児童健全育成事業の設備及び運営について条例で定める必要が生じました。

これがこの議案を提出する理由でございます。

次に議案第 8 7 号 身延町立学校設置条例の一部を改正する条例についてであります。

身延町立学校設置条例の一部を改正する条例の議案を提出するものであります。

以下につきましては、提出日と提出者名は同じでありますので省略をさせていただきます。

提案理由については身延町立学校を廃止し、新設統合により身延町立学校を設置するため身延町立学校設置条例の一部を改正する必要が生じた。

これがこの議案を提出する理由でございます。

次に議案第 8 8 号 身延町立保育所条例の一部を改正する条例についてであります。

身延町立保育所条例の一部を改正する条例の議案を提出するものであります。

提案理由については、平成 2 7 年 3 月 3 1 日をもって身延町立西嶋保育所を廃止したいため、身延町保育所条例の一部を改正する必要が生じた。

これがこの議案を提出する理由でございます。

次に議案第 8 9 号 身延町高齢者保養施設条例及び身延町下部温泉会館条例の一部を改正する条例についてであります。

身延町高齢者保養施設条例及び身延町下部温泉会館条例の一部を改正する条例の議案を提出

するものであります。

提出理由については高齢者保養施設および下部温泉会館の健全な運営を図るため、両施設の利用料を見直すことに伴い条例の一部を改正する必要が生じました。

これがこの議案を提出する理由でございます。

次に議案第90号 身延町国民健康保険条例の一部を改正する条例についてであります。

身延町国民健康保険条例の一部を改正する条例の議案を提出するものであります。

提案理由

平成27年4月1日に改選する身延町国民健康保険運営協議会定数の減員および健康保険法施行令等の一部を改正する政令の公布に伴い、身延町国民健康保険条例の一部を改正する必要が生じた。

これがこの議案を提出する理由でございます。

次に議案第91号 身延町簡易水道事業の設置等に関する条例等の一部を改正する条例についてであります。

身延町簡易水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例の議案を提出するものでございます。

提案理由につきましては、身延町簡易水道事業の統合計画に伴い給水区域等を変更する必要が生じた。

これがこの議案を提出する理由でございます。

次に議案第92号 身延町キャンプ場条例の一部を改正する条例についてであります。

身延町キャンプ場条例の一部を改正する条例の議案を提出するものでございます。

提案理由につきましては本栖湖いこいの森キャンプ場の健全な運営を図るため、身延町キャンプ場条例の一部を改正する必要が生じた。

これがこの議案を提出する理由でございます。

最後に議案第93号 身延町保育所における保育の実施に関する条例を廃止する条例についてであります。

身延町保育所における保育の実施に関する条例を廃止する条例の議案を提出するものであります。

提出理由については子ども・子育て支援法および就学前の子どもに関する教育保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴い、関係法律の整備等に関する法律の施行により児童福祉法の一部が改正されることに伴い、保育所における保育の実施の基準についての条例委任が廃止された。

これがこの議案を提出する理由でございます。

議案第86号から議案第93号につきましては以上でございます。

なお、詳細につきましては担当より説明をさせますので、よろしくご審議の上ご議決くださいますようお願いを申し上げます。

○議長（河井淳君）

次に議案第86号から第93号までの詳細説明を求めます。

まず議案第86号、議案第88号および議案第93号の詳細説明を求めます。

子育て支援課長。

○子育て支援課長（佐野昌三君）

それでは議案第86号 身延町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定についての詳細説明をいたします。

本条例の制定は子ども・子育て支援法および就学前の子どもに関する教育保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第6条により児童福祉法第34条の8の2が新設され、市町村は放課後児童健全育成事業の設備および運営について条例で基準を定めることとされました。これに伴い本町では同事業を実施するため条例を制定するものであります。

2ページをお開きください。

第1条では趣旨、第2条では最低基準の目的を規定しております。この条例で定める基準の目的が放課後児童健全育成事業を利用している児童が明るくて衛生的な環境において素養があり、かつ適切な訓練を受けた職員の支援により心身ともに健やかに育成されることを保障するものである旨を規定するものです。

第3条では最低基準の向上を規定しております。放課後児童健全育成事業者に対し最低基準を超えてその設備および運営を向上させるように勧告することができることおよび最低基準を常に向上させるように努める旨を規定するものです。

第4条では最低基準と放課後児童健全育成事業者として規定しております。放課後児童健全育成事業者は常にその設備および運営について向上させる義務を負うことを規定するものです。

第5条では放課後児童健全育成事業の一般原則として、放課後児童健全育成事業における支援のあり方やその支援を行うものおよび場所の構造設備に関する一般原則を規定するものです。

3ページです。第6条は放課後児童健全育成事業者が行う非常災害対策を規定するものです。

第7条では放課後児童健全育成事業において、利用者の支援に従事する職員の一般的要件を規定するものです。

第8条、放課後児童健全育成事業者の職員の知識および技能の向上等といたしまして放課後児童健全育成事業者の職員は知識および技能の向上等に努める義務を有し、放課後児童健全育成事業者はそのための研修の機会を確保する義務がある旨を規定するものです。

第9条、設備の基準です。放課後児童健全育成事業所の設備について専用区画の必要性、その面積基準を規定し併せて衛生および安全の必要性を規定するものです。専用区画の面積基準については、これまでも児童1人につきおおむね1.65平方メートル以上を目標に整備してきたものであり、現状での設備の状況を考慮した結果、厚生労働省令の基準が適正であると判断したことからその基準と同一の基準を定めるものです。

ただし、一部の学童保育施設でこの基準を直ちに満たすことがかなわないことから附則にて5年のうちに整備していくことといたしました。

第10条、職員です。放課後児童支援員の配置人数および資格の要件、ならびに支援の単位の適正規模を規定するものです。

第3項は保育士、社会福祉士、2年以上の児童福祉事業経験者、教諭、大学、大学院、2年以上の放課後児童事業従事者、以上の者が知事の行う研修を修了した場合であり、加えて5年間の経過措置が設けられているわけですが、現状を説明させていただきますと現在、町内の学童保育には20人が指導員として従事しておりますが、そのうちの保育士資格と教諭資格のある者は6名であります。

また第3項(9)の2年以上の放課後児童事業従事者の条件には現在、従事しています20人の指導員のほとんどが当てはまることとなりますが、この規定の2年以上という定義を国では時間にしておおむね2千時間以上としております。そうしますと本町において該当しない者も出てくるわけですが、今後5年間の経過措置の中でこの条件を満たすよう努めていきたいと考えます。

説明を進めさせていただきます。

第4項は支援の単位です。1クラスをおおむね40人以下と国の基準を本町の基準といたしますが、一部の学童保育教室にて定員超過の状況にあることから経過措置を設けております。

5ページです。第11条です。利用者を平等に取り扱う原則。放課後児童健全育成事業者は利用者によって差別的な取り扱いをしてはならない旨を規定するものです。

第12条、虐待等の禁止および関係機関との連携等としまして放課後児童健全育成事業者の職員の虐待等の行為の禁止、ならびに放課後児童健全育成事業者の要保護児童にかかる連携および協力について規定するものです。

第13条、衛生管理等。放課後児童健全育成事業者の衛生管理、感染症等の発生や蔓延の防止等の措置を講ずる義務等を規定するものです。

第14条、運営規定です。放課後児童健全育成事業者は事業の目的や運営の方針等の運営規程を明確にし事業を行われなければなりません。このため定めなければならない運営規程の事項について規定するものです。

第15条、放課後児童健全育成事業者が備える帳簿についての規定でございます。

6ページです。第16条、秘密保持等です。放課後児童健全育成事業者の職員の秘密保持に関する責務および放課後児童健全育成事業者が秘密保持に関する措置を講じなければならない旨を規定するものです。

第17条、苦情等への対応の規定であります。

第18条、開所時間および日数の規定でございます。開所時間につきましては厚生労働省令の基準が適正であると判断したことからその基準と同一の基準とし、開所日数につきましては本町での実績、現状を踏まえ240日以上といたしました。

第19条です。保護者との連絡。放課後児童健全育成事業者と利用者の保護者との密接な連絡の必要性を規定するものです。

第20条は関係機関との連携の規定でございます。

7ページにまいります。第21条、事故発生時の対応です。放課後児童健全育成事業者の事故発生時の対応および支援の提供により賠償すべき事故が発生した場合の賠償義務を規定するものです。

附則第1項は条例の施行日であり、第2項は放課後児童支援員が都道府県知事が行う研修をこれから受講するため、今後の運営を可能とするための経過措置であり必要な措置であるため規定したものです。

第3項は専用区画の面積の1人当たりの面積基準と児童数の規模について一部の学童保育で基準を満たしていないことから、5年間の経過措置を設ける規定で本町独自に追加をいたしました。

以上で議案第86号 身延町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定についての詳細説明を終わります。

続きまして議案第 8 8 号 身延町立保育所条例の一部を改正する条例についての詳細説明をいたします。議案では 1 3 ページからになります。

これは町立保育所 5 園のうち、西嶋保育所を平成 2 7 年 4 月 1 日に静川保育所に統合することから条例第 2 条から西嶋保育所の項目を削除するものです。

これまでの経過についてご報告しますと、ご承知のとおり身延町においても人口は大きく減少し特に子どもの数は急激に減っています。そのため保育所入所児童数は年々減り、町立保育所の中には近い将来、運動会などの諸行事の開催も困難となることが予測される保育所も出てきました。こうした町立保育所入所児童数の減少を背景に平成 2 5 年 5 月 2 1 日に西嶋保育所保護者会から統合の要望書が町長に提出されました。また同年 6 月 1 1 日、当町議会にて保育所の統廃合についての決議がなされました。

町では西嶋保育所のこうした問題の解決を急ぐため、西嶋保育所保護者会と統合についての意見調整を図り保護者会としての統一した意見として静川保育所に統合することの確認をいたしました。さらに静川保育所保護者会への説明と統合の合意を得たのち、本年 7 月に西嶋地区住民対象の説明会、8 月に静川地区住民対象の説明会をそれぞれ開催して今に至っております。

このたびの西嶋保育所の統合については、かねてからの保護者の方々のご要望であったことや説明会において地域の住民の方々から統合に向けてのご要望はありましたものの保育所の統合することに対する強い反対のお声はございませんでしたことから、地域のご理解も得られたものと思っております。

つきましては、今定例会においてご審議の上ご議決をいただきたくお願いいたします。

以上で議案第 8 8 号 身延町立保育所条例の一部を改正する条例についての説明を終わります。

続きまして議案第 9 3 号 身延町保育所における保育の実施に関する条例を廃止する条例についての詳細説明をいたします。

ページでは議案の 2 3 ページからになります。本条例の制定は子ども・子育て支援法、就学前の子どもに関する教育保育の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律および子ども・子育て支援法および就学前の子どもに関する教育保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律、この法律については以下整備法と述べさせていただきますが、以上のいわゆる子ども・子育て関連三法の施行に伴い児童福祉法施行令その他関係政令の整備が行われたことによるものです。

具体的には整備法第 6 条により、児童福祉法の第 2 4 条第 1 項の改正により保育所の入所基準の政令委任が削除されたことに伴い、児童福祉法施行令第 2 7 条が削除されたことによるものです。

認可保育所の入所基準は従来の「保育に欠ける」から、新制度では「保育の必要性」を認定することになります。この「保育に欠ける」判断基準は児童福祉法第 2 4 条第 1 項において条例で定めることが法律で規定されておりましたが、新制度の「保育の必要性の認定」については子ども・子育て支援法施行規則に規定する事由に基づき行われることになるため、法令上保育の必要性の認定事由を改めて市町村の条例において定める必要はなくなりましたために条例を廃止するものです。

今後の保育の必要性のある児童への対応につきましては子ども・子育て支援法、子ども・子育て支援法施行令、子ども・子育て支援法施行規則に加えまして本町において新たに整備をい

たします身延町保育所における保育の実施に関する規則、身延町子ども・子育て支援法施行細則、これらの諸規定により対応をいたします。

以上で議案第93号 身延町保育所における保育の実施に関する条例を廃止する条例についての詳細説明を終わります。

○議長（河井淳君）

次に議案第87号の詳細説明を求めます。

学校教育課長。

○学校教育課長（渡辺明彦君）

議案第87号 身延町立学校設置条例の一部を改正する条例について、詳細説明をいたします。

身延町教育委員会は3町合併前の平成16年3月に策定された新町建設計画、平成16年4月27日に調印のあった合併協定書、ならびに平成19年3月に策定された身延町総合計画などに基づき本町における学校の適正規模、適正配置の検討を重ねてまいりました。

平成20年8月22日には身延町小中学校適正配置審議会から本件にかかる答申をいただき、まず前期計画を策定し平成24年4月1日までに3件の学校統合を実施いたしました。

平成25年3月に策定した後期統合計画は、これらの経緯を踏まえた上で町内1中3小を適正配置とした平成23年9月16日の身延町議会の意見書の議決や平成23年12月に小学生と未就学児童の保護者を対象に行ったアンケート調査等を参考に慎重に策定されたものです。

当該計画についてはその全文を各戸にお配りし住民、保護者各位を対象に22回の説明会を開催いたしました。さらに説明会でのご意見には、教育委員会の見解として学校統合の必要性について改めて周知をしたところです。

一方、各校保護者会には、教育委員会になされた質疑に文書をもってお答えした上で、同意書または不同意書を平成26年5月末までに提出をしていただいたところです。この結果、すべての保護者会から同意をいただいたわけではございませんが、それでもなお教育委員会は本町の児童生徒を取り巻く教育環境の改善のために学校統合を実施すべきであると結論し、これは広く住民、保護者各位に通知し議会にもご説明を申し上げました。

条例の改正内容についてご説明いたします。10ページ、11ページをご覧ください。

まず第1条においては町立久那土中学校、下部中学校、中富中学校、身延中学校を、(仮称)身延町立身延中学校に統合し現在の身延中学校の校舎を使用するとしました。

第2条は久那土小学校、下部小学校、西島小学校、原小学校、下山小学校を(仮称)身延町立身延第一小学校と(仮称)身延町立身延第二小学校に統合し、それぞれ現在の西島小学校ならびに下山小学校の校舎を使用し、第3条においては身延小学校と大河内小学校を(仮称)身延町立第三小学校に統合し、現在の身延小学校の校舎を使用するというものです。

当該条例の一部改正による学校統合は編入統合や吸収統合といわれるものではなく新設統合です。このため統合するまでの校名はいずれも仮称といたします。また学校設置条例が規定するのは校名と所在地だけです。したがって新設統合校の通学区域、いわゆる学区の範囲は別途「身延町立小中学校に就学すべきものの学校の指定に関する規則」を一部改正することで明らかにいたします。

具体的には久那土小学校と西島小学校の通学区域に居住する児童が(仮称)身延第一小学校に、下部小学校、原小学校、下山小学校の通学区域に居住する児童が(仮称)身延第二小学校

に通学することになります。(仮称)身延第三小学校は第3条の規定でも推定できまるとおり現在の身延小学校および大河内小学校の通学区域に居住する児童を対象といたします。

また各条の見出しでも分かると思いますが、附則において施行日を第1条の規定は平成28年4月1日、第2条の規定は平成29年4月1日、第3条の規定は平成30年4月1日とそれぞれの統合時期を定めました。

最後に今回議会において学校統合することが議決されたとき、すなわち学校統合決定が議会の意思となったとき、さらに議決をいただくことについてご説明を申し上げます。

議会の議決後は前期計画同様、統合準備委員会なるものを順次立ち上げ実質的かつ具体的な諸問題を協議いたします。正式な校名についても協議する予定ですが、決定し次第、身延町立学校設置条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例として想定回数は最高で4回にわたり議会に提出することになります。あらかじめ、ご承知おきいただきたいと存じます。

以上、詳細説明を終わります。よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長(河井淳君)

次に議案第89号の詳細説明を求めます。

身延支所長。

○身延支所長(藤田政士君)

議案第89号 身延町高齢者保養施設条例及び身延町下部温泉会館条例の一部を改正する条例について詳細説明をさせていただきます。

施設の健全運営を行うために使用料の見直しを行います。

また高齢者保養施設では開館時間、入浴時間の表記について改正をいたします。利用についての変更はございません。

16ページをお開きください。

身延町高齢者保養施設条例及び身延町下部温泉会館条例の一部を改正する条例。

第1条、身延町高齢者保養施設条例の一部を次のように改正する。

第5条の見出しを「(開館時間)」に改め、同条中「午前8時から午後8時」を「午前9時から午後7時」に、「入浴時間は午前9時から午後7時」を「入館時間は閉館30分前」に改め、同条のただし書き中「開館及び入浴時間」を「開館時間」に改め「または延長」を削ります。開館時間の間は入浴ができるということで表記を改正するものでございます。従前と使い勝手の変更はございません。

次に9条第1項、ただし書き中「免除」を「減免」に改めます。高齢者保養施設条例施行規則で使用料の免除規定が記述されております。70歳以上の方は全額免除でありましたけれども使用料を減額して負担していただくため免除を減免に改めていきます。

次に年々利用者の減少、それから燃料費等維持費が増加しております。使用料をそれぞれ見直しをしていきたいと思っております。

入浴料のみの方、それから休憩室と合わせて利用する小人、子どもですけれども町内、町外とも100円ずつ値上げをさせていただきます。

それから近隣の日帰り温泉施設と比べまして休憩室の利用が少し高いので、利用しやすいように休憩室と併せて入浴される町内、町外の大人の方につきましては200円ずつ値下げをします。

別表町内在住者の表、大人、これは中学生以上になりますけれども「1千円」を「800円」

に、「300円」を「400円」に、「3千円」を「4千円」に改め同表、小人、小学生のみになりますけれども「400円」を「500円」に、「200円」を「300円」に、「2千円」を「3千円」に改めます。

次に別表町外者の表、大人、これは中学生以上になりますけれども「1,200円」を「1千円」に、「400円」を「500円」に、「4千円」を「5千円」に改め同表、小人、小学生のみになりますけれども「500円」を「600円」に、「300円」を「400円」に、「3千円」を「4千円」に改めます。

次に第2条、こちらのほうは下部温泉会館条例の関係になります。

第2条、身延町下部温泉会館条例の一部を次のように改正する。

第1条の見出し中「免除」を「減免」に改める。これは先ほどの高齢者保養施設と同様、70歳以上の方の使用料を減額して負担していただくための改正でございます。

次に別表第1を次のように改める。

下部温泉会館では改正前には大人、子ども、それから幼児の区分でありましたけれども大人と子ども、小人の区分とします。それから町内、町外の区分もございませんでしたので新たに町内、町外の区分を設定します。

それから温泉施設および休憩室の利用に3時間と1日の区分がありました。今回は1日の区分とします。それから温泉施設の入浴のみは今までと同様1回とします。温泉施設、それから休憩室を一緒に利用する場合、町内の在住者、大人1人800円。町外の大人の方1千円。それから町内在住者の小人、これは小学生になりますけれども500円。町外者の小人、1日600円でございます。

温泉施設のみ利用の場合、町内在住者、大人1回400円。回数券で11回券になりますけれども4千円。町外者の大人1回500円。回数券になりますけれども11回券で5千円。町内在住者の子ども、小人ですけれども1回300円。回数券、11回券になりますけれども3千円。町外者の小人1回400円。回数券は11回券で4千円とします。高齢者保養施設と下部温泉会館の料金は統一をさせていただきました。

この条例は平成27年4月1日から施行をいたします。

以上で詳細説明を終わらせていただきます。よろしくご審議くださいますよう、お願い申し上げます。

以上です。

○議長（河井淳君）

次に議案第90号の詳細説明を求めます。

町民課長。

○町民課長（遠藤基君）

議案第90号 身延町国民健康保険条例の一部を改正する条例について詳細説明をさせていただきます。

18ページをお開きください。

議案第90号において2つの条文の改正を提案しております。

まず第2条中「6人」を「4人」に改めます。第2条は国民健康保険運営協議会の委員定数を定めたものであり、1号において被保険者を代表する委員、2号においては保険医、または保健薬剤師を代表する委員、3号においては公益を代表する委員をそれぞれ6名委嘱し運営協

議会を総勢 18 名で構成してまいりました。

平成 16 年の新町合併以来、今年度末には委員任期 2 年、5 期を経過いたします。平成 27 年 4 月 1 日の委員改選に向けて、これまでの活動経過を踏まえ近隣町村の状況や本町の行政改革推進等に鑑み、各号委員定数を「6 人」から「4 人」に減員し運営協議会を 12 名で構成するための改正となります。

次に第 5 条第 1 項中「39 万円」を「40 万 4 千円」に改めます。現行において第 5 条は被保険者が出産したとき、出産育児一時金として 39 万円に健康保険法施行令第 36 条の規定を勘案し規則で定めるところにより産科医療補償制度に加入している分娩施設で出産した場合は 3 万円を加算し総額 42 万円を支給しております。

今回の改正は産科医療補償制度における掛金の 3 万円が 1 万 6 千円に見直すことに伴い、平成 26 年 11 月 19 日に公布された健康保険法施行令等の一部を改正する政令により出産育児一時金の支給額については、出産費用の動向等を勘案して現行の 39 万円から 40 万 4 千円に引き上げ、被保険者への支給総額を 42 万円に維持するための改正となります。

なお、第 5 条の改正は健康保険法施行令等の一部を改正する政令に伴い平成 27 年 1 月 1 日から施行し、施行日前に出産した被保険者にかかる出産育児一時金の額はなお従前の例により支給します。

また第 2 条の改正の規定は、次回改選時の平成 27 年 4 月 1 日から施行することとします。

以上で議案第 90 号の説明を終わらせていただきます。よろしくご審議をお願いいたします。

○議長（河井淳君）

次に議案第 91 号の詳細説明を求めます。

水道課長。

○水道課長（望月真人君）

それでは議案第 91 号 身延町簡易水道事業の設置等に関する条例等の一部を改正する条例について、詳細説明をさせていただきます。

今回の改正につきましては、身延町簡易水道事業の統合計画の実施に伴い大城簡易水道を湯平、門野地区まで区域拡張し、併せて湯平、門野簡易水道を廃止するため、関係する 3 条例を改正するものであります。

まず身延町簡易水道事業の設置等に関する条例の一部改正、ならびに身延町水道給水条例の一部改正および身延町簡易水道事業給水条例の一部改正の 3 条例であります。

議案書 20 ページをお願いいたします。

第 1 条、身延町簡易水道事業の設置等に関する条例の一部改正につきましては第 3 条第 1 項の表中、大城簡易水道の項中、給水区域の大字大城の次に門野を加え、次に給水人口になりますが「113 人」を「182 人」に改め、1 日最大給水量を「32 立方メートル」を「81 立方メートル」に改めるものであります。

第 2 条、身延町簡易水道給水条例の一部改正につきましては、身延町内に設置されている組合管理の簡易水道事業に関する内容の条例改正であります。

この条例の第 2 条の表中、門野簡易水道の項および湯平簡易水道の項を削る。

第 3 条第 4 号中「、塩之沢簡易水道、門野簡易水道および湯平簡易水道」を門野簡易水道、湯平簡易水道を削り「および塩之沢簡易水道」に改めるものであります。

第 3 条、身延町簡易水道事業給水条例の一部改正につきましては第 2 条の表中、大城簡易水

道事業の項中「大字大城」の次に「、門野」を加えるものであります。

附則といたしまして施行期日、この条例は公布の日から施行する。

(経過措置)

2項、第1条の規定による改正後の身延町簡易水道事業の設置等に関する条例第3条第1項の表、大城簡易水道の項の規定は門野および大城のうち、湯平地区の大城簡易水道への統合の日から適用し、統合の日の前日までの給水区域、給水人口および1日最大給水量についてはなお従前の例による。

3項、第2条の規定による改正後の身延町水道給水条例第2条の表および第3条第4号の規定は門野および大城のうち湯平地区の大城簡易水道への統合の日から適用し、統合の日の前日までの給水区域および使用にかかる料金については、なお従前の例による。

4項、第3条の規定による改正後の身延町簡易水道事業給水条例第2条の表、大城簡易水道の項の規定は、門野および大城のうち湯平地区の大城簡易水道への統合の日から適用し、統合の日の前日までの給水区域および使用にかかる料金については、なお従前の例による。

5項、この条例の施行の際、現に第3条の規定による改正前の身延町簡易水道事業給水条例の規定によりなされた許可、承認、その他の処分または請求、届け出、その他の手続きはそれぞれ同条の規定による改正後の身延町簡易水道事業給水条例の相当規定によりなされたものとみなす。

以上で議案第91号の詳細説明を終わります。よろしくご審議をお願いいたします。

○議長(河井淳君)

次に議案第92号の詳細説明を求めます。

観光課長。

○観光課長(柿島利巳君)

議案第92号の詳細説明をさせていただきます。

議案第92号 身延町キャンプ場条例の一部を改正する条例について、詳細説明をさせていただきます。

今回の条例改正につきましては、本栖湖いこいの森キャンプ場の健全な運営を図るため、消費税関係および施設利用料の見直しを行います。

22ページをお開きください。

身延町キャンプ場条例の一部を改正する条例

第9条中「利用者は」の次に「、使用料として」を加え「使用料」を「金額に消費税法に定める消費税率を乗じて得た額および消費税額に地方税法第72条の83に定める地方消費税率を乗じて得た額を加えた額」に改める。

この改正は第10条において使用料の還付について定めてありますが、その使用料の範囲を明らかにするとともに消費税について条例で明記するものです。

次に別表第2の施設利用料の項中「施設利用料」を「施設利用基本料」に、「大人1回500円」を「大人1泊日帰り500円」に、さらに2泊目からを設け1泊ごと300円に改めます。「小人1回300円」を「小人1泊日帰り300円」に、さらに2泊目からを設け1泊ごと150円に改めます。これは施設の運営状況や他の類似施設との比較等も検討する中で施設利用者に利用状況に応じてご負担をしていただくよう改正するものです。

附則として、この条例は平成27年4月1日から施行する。

以上で詳細説明を終わります。よろしくご審議くださいますようお願いいたします。

○議長（河井淳君）

以上で、町長の提案理由と担当課長の詳細説明が終わりました。

議事の途中ですが、ここで暫時休憩といたします。

再開は10時40分といたします。

休憩 午前10時25分

再開 午前10時40分

○議長（河井淳君）

休憩前に引き続き、議事を再開いたします。

日程第12 議案第94号 新町建設計画の変更について

町長から本案について、提案理由を求めます。

望月町長。

○町長（望月仁司君）

ご指名をいただきましたので、提出案件について議案第94号の提案理由のご説明を申し上げます。

議案第94号 身延町建設計画の変更についてであります。

新町建設計画を次のように変更するものでございます。

1は別紙のとおりでございます。

平成26年12月8日 提出

身延町長 望月仁司

提案理由につきましては新町建設計画の一部を変更するため、市町村の合併の特例に関する法律第5条第7項の規定により、議会の議決を経る必要が生じた。

これがこの議案を提出する理由でございます。

議案第97号につきましては、以上でございます。

なお、詳細につきましては担当室長より説明をいたささせていただきますのでよろしくご審議の上ご議決くださいますようお願い申し上げます。

○議長（河井淳君）

次に議案第94号の詳細説明を求めます。

政策室長。

○政策室長（佐野文昭君）

議案第94号につきまして、詳細説明をさせていただきます。

新町建設計画の変更につきましては、東日本大震災による被害を受けた合併市町村に関わる地方債の特例に関する法律の一部を改正する法律が平成24年6月27日に施行されました。

このことにつきましては、被災地以外の合併市町村においても震災の影響により合併年度およびこれに続く15年度の間、合併特例債が発行できるようになりました。これによりまして発行期限が合併後10年間から合併後15年間に、5年間延長されたことに伴いまして新町建設計画を平成17年度から平成31年度までの15年間とするために市町村の合併の特例に関する法律第5条第7項に基づき、議会の議決を経て計画の一部を変更するものであります。

新町建設計画は第1章から第8章からなっております。今回の変更につきましては市町村の合併の特例に関する法律第5条第8項に基づきまして、事前に山梨県と協議を行いながら策定をしたものです。

主に第3章、主要指標の見通しと第8章、財政計画について変更を行っております。その他の項目につきましては計画策定時の方針等でもあり、現在もこの方針を踏まえて各政策を実施しているため変更しないことといたしました。そのため文書につきましては、作成時の表現を踏襲しておりますので現在から見た場合の表現として矛盾が生じている箇所がありますことをご留意願います。また計画書の赤字で掲載してあります箇所が変更したところがございます。

それでは、改正したところの説明をさせていただきます。

第1章、はじめにですが3ページをお開き願いたいと思います。

(3) 計画の期間でございます。5年間延長されたため本計画の期間は2019年(平成31年)度までといたします。

第2章、新町の概況になります。4ページをお開き願います。

3番の人口と世帯。平成12年の国勢調査の数値を掲載してありましたが、平成22年の国勢調査の結果を反映して数値の変更を行いました。

5ページをお開きください。

人口および世帯数の推移でございます。2000年(平成12年)までの数値でしたが国勢調査の結果を反映しまして2005年(平成17年)と2010年(平成22年)の数値を加えてあります。

第3章、主要指標の見通しでございます。6ページおよび7ページをお開き願いたいと思います。

7ページの人口および世帯の見通しの表で説明をさせていただきます。

2005年と2010年は国勢調査の結果を反映したものです。2015年と2019年は表の下の欄のほうに注意書きがありますとおり平成17年、平成22年の国勢調査の人口をベースに国立社会保障人口問題研究所の日本の将来人口、平成25年3月にしてあります、を参考に目標人口を推計したものでございます。

1の人口。目標人口ですが2019年における目標人口は1万1,653人とします。

2は年齢別階層人口です。2019年における年齢別階層人口は年少人口、0～14歳までが809人、生産年齢人口(15～64歳)5,593人、老年人口(65歳以上)5,251人と想定をしております。

産業別就業人口につきましては2019年における就業者数は4,749人となりまして、産業別内訳は第1次産業148人、第2次産業1,321人、第3次産業3,280人と想定しております。

3の世帯につきましては2019年には5,033世帯となると想定されます。1世帯当たりの人員は2.32人と想定されております。

第4章、新町建設計画の基本方針、8ページと次の第5章、新町の施策、13ページにつきましては建設計画の根幹をなす章でございます。この項については変更は行っておりません。

続いて第6章の新町における山梨県事業の推進、32ページをお開き願いたいと思います。

2番の新町における山梨県事業、(1)道路網の整備のところでございますけれども、7行目で中部横断自動車道の整備促進とありましたのを早期完成に変更いたしております。

(3)で下水道の整備がありました。この項目は過疎地域市町村公共下水道代行事業の推進を掲げてありましたが項目を削除しております。よって号については繰り上げとなっております。

(4)の観光の振興を掲げてございますが、33ページをお開き願います。

5行目のところを修正してありまして、また世界文化遺産の富士山と千円札の富士山の観光資源としての活用および本栖湖周辺の県有林を整備した森林文化の森、本栖湖いこいの森キャンプ場の有効活用を推進しますと変更をしております。

第7章、公共施設の統合計画。34ページにつきましては変更はしてありません。

第8章、財政計画になります。35ページをお開き願いたいと思います。この財政計画につきましては、平成17年度から平成25年度まではすでに決算の終了した9年間の実績に基づき算定してあります。平成26年度から平成31年度までの6年間ににつきましては決算見込みで算定をし、歳入歳出の項目ごとに一般会計と青少年自然の里特別会計を合算しました普通会計ベースで算定したものであります。

35ページは、26年度から31年度までの6年間の見込み額を算定するための考え方を示し歳入の各項目ごとに記載してあります。

36ページをお開き願います。

これは平成17年度から25年度までの決算額、そして平成26年度から平成31年度までの決算見込みを記載したものでございます。

歳入の約半分を占めます地方交付税につきましては、平成27年度からの縮減分と国勢調査による人口減による減額も見込んで算出してあります。また地方債につきましては、過去の決算額を参考に予定しています借り換え債分を加算して算出してあります。

37ページをお開き願いたいと思います。

26年度から31年度までの6年間の見込み額を算定するための考え方を歳出の性質別の各項目ごとに記載してあります。

38ページをお開き願いたいと思います。

このページは平成17年度から平成25年度までの決算額、そして平成26年度から平成31年度までの決算見込み額を記載してあります。歳出のうち人件費につきましては、職員数定員適正化計画をもとに算定をしております。補助費等につきましては、広域行政組合負担金や中山間地域総合整備事業負担金など決算実績に基づき算出をしております。普通建設事業費につきましては、決算実績に基づき算出をしております。また公債費につきましては、元利償還金の予定額に借り換え債分を加算をしております。

以上をもちまして、議案第94号の詳細説明を終わらせていただきます。よろしくご審議をお願いいたします。

○議長(河井淳君)

以上で、町長の提案理由の説明と担当課長の詳細説明が終わりました。

日程第13 議案第95号 訴えの提起について

町長から本案についての提案理由を求めます。

望月町長。

○町長（望月仁司君）

ご指名をいただきましたので、提出案件のうち議案第95号について提案理由のご説明を申し上げます。

議案第95号 訴えの提起についてであります。

介護保険に係る損害賠償請求の訴えを提起する議案を提出するものでございます。

平成26年12月8日 提出

身延町長 望月仁司

提案理由につきましては、介護保険に係る損害賠償請求の訴えを甲府地方裁判所へ提起することについて、地方自治法第96条第1項第12号の規定により議会の議決を求めるものでございます。

議案第95号につきましては、以上でございます。

なお、詳細につきましては担当課長より説明をいたさせますので、よろしくご審議の上、ご議決くださいますようお願いを申し上げます。

○議長（河井淳君）

次に議案第95号の詳細説明を求めます。

福祉保健課長。

○福祉保健課長（穂坂桂吾君）

議案第95号 訴えの提起について説明をいたします。

議案の裏面をご覧ください。

まず1番です。本日お配りした別紙もご確認いただきたいのですが、町が訴えようとしている相手方は交通事故の加害者でありますAさん、そしてAさんの車両の任意保険を引き受けていた保険会社、さらに交通事故の被害者で本町の介護保険の被保険者であるCさん、以上の三者を被告として訴えようとするものです。

交通事故の被害者であるCさんにつきましては、当事者間で締結された和解の中身についても質す必要があるとの判断から共同被告としようとするものです。

今回の訴えを提起する理由につきましては、議案の3番に記載したとおり交通事故に起因する介護保険被保険者の介護サービス費について介護保険法第21条第1項の規定に基づき町が被害者から代理取得することとなる損害賠償請求権、これに基づき町が保険者として負担した分、つまり交通事故の被害者Cさんが利用した介護サービスに係る保険給付分を求償請求したところ保険会社はこれに応じず、さらには町が関与し得ない中で当事者間の和解が成立し、この和解以後、町が代理取得すべき損害賠償請求権が消滅することになったこと。これらを問いつつ町の被った損害、具体的には議案の2番に記載した内容の賠償を求めようとするものです。

本議案を議決していただけたら甲府地方裁判所に訴えを提起するものですが、当該案件の裁判事例は全国的にも少ない状況の中、裁判の進みゆきについては予断は許されず議案の4番に記載したとおり対応させていただきたいと考えております。

以上で説明を終わります。よろしくご審議をお願いいたします。

○議長（河井淳君）

以上で、町長の提案理由の説明と担当課長の詳細説明が終わりました。

- 日程第14 議案第96号 平成26年度身延町一般会計補正予算(第8号)
日程第15 議案第97号 平成26年度身延町国民健康保険特別会計補正予算(第4号)
日程第16 議案第98号 平成26年度身延町介護保険特別会計補正予算(第4号)
日程第17 議案第99号 平成26年度身延町簡易水道事業特別会計補正予算(第4号)
日程第18 議案第100号 平成26年度身延町農業集落排水事業等特別会計補正予算(第3号)
日程第19 議案第101号 平成26年度身延町下水道事業特別会計補正予算(第4号)
日程第20 議案第102号 平成26年度身延町青少年自然の里特別会計補正予算(第3号)

以上の7議案は補正予算案でありますので、一括して議題とします。

町長から本案について提案理由の説明を求めます。

望月町長。

○町長(望月仁司君)

ご指名をいただきましたので、提出案件のうち議案第96号から議案第102号について提案理由の説明を申し上げます。

はじめに議案第96号 平成26年度身延町一般会計補正予算(第8号)についてであります。

平成26年度身延町の一般会計補正予算(第8号)は次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ4,633万1千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ94億5,746万6千円とする。

2.歳入歳出予算の補正の款項の区分および当該区分ごとの金額、ならびに補正後の歳入歳出予算の金額は「第1表 歳入歳出予算補正」による。

(継続費の補正)

第2条、継続費の変更は「第2表 継続費補正」による。

(地方債の補正)

第3条、地方債の変更は「第3表 地方債補正」による。

平成26年12月8日 提出

身延町長 望月仁司

次に議案第97号 平成26年度身延町国民健康保険特別会計補正予算(第4号)についてであります。

平成26年度身延町の国民健康保険特別会計補正予算(第4号)は次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2,160万7千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ20億9,829万9千円とする。

以下は省略をさせていただきます。

次に議案第98号 平成26年度身延町介護保険特別会計補正予算(第4号)についてであります。

平成26年度身延町の介護保険特別会計補正予算(第4号)は次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ221万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ23億332万6千円とする。

以下は省略をさせていただきます。

次に議案第99号 平成26年度身延町簡易水道事業特別会計補正予算(第4号)についてであります。

平成26年度身延町の簡易水道事業特別会計補正予算(第4号)は次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ161万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ9億4,685万7千円とする。

以下は省略をさせていただきます。

次に議案第100号 平成26年度身延町農業集落排水事業等特別会計補正予算(第3号)についてであります。

平成26年度身延町の農業集落排水事業等特別会計補正予算(第3号)は次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ9万6千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2,706万円とする。

以下は省略をさせていただきます。

次に議案第101号 平成26年度身延町下水道事業特別会計補正予算(第4号)についてであります。

平成26年度身延町の下水道事業特別会計補正予算(第4号)は次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ725万1千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ4億6,008万5千円とする。

以下は省略をさせていただきます。

最後に議案第102号 平成26年度身延町青少年自然の里特別会計補正予算(第3号)についてであります。

平成26年度身延町の青少年自然の里特別会計補正予算(第3号)は次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ40万6千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ5,345万円とする。

以下は省略をさせていただきます。

議案第96号から議案第102号につきましては以上でございます。

なお、詳細につきましては担当課長より説明をいたさせますのでよろしくご審議の上ご議決くださいますようお願い申し上げます。

○議長(河井淳君)

次に議案第96号の詳細説明を求めます。

財政課長。

○財政課長（笠井祥一君）

議案第96号 平成26年度身延町一般会計補正予算（第8号）について詳細説明をさせていただきます。

5ページをお開きください。第2表 継続費補正であります。

防災行政無線デジタル化更新事業につきまして、受信状況の悪い箇所へのアンテナ工事と中継局の追加工事が必要となり、990万円の増額補正をさせていただくものであります。

補正後の総額が10億736万4千円。平成26年度年割額が6億6,433万2千円となるものであります。

なお、契約額の変更につきましては事業費が確定後に行う予定でありますのでよろしく願いいたします。

6ページをお開きください。第3表 地方債補正であります。

合併特例事業債に940万円を増額し、限度額を6億7,520万円とするものであります。これにつきましては先ほど説明いたしました防災行政無線デジタル化更新事業の増額分に充当するための増額であります。

9ページをお開きください。

歳入ですが12款1項1目民生費負担金を9万6千円増額いたしました。これは一時保育の園児が当初見込みより増えたことによる増額であります。

14款2項1目民生費国庫補助金を193万9千円増額いたしました。これは民間保育所に対する保育緊急確保事業補助金が確定したことに伴う増額であります。

7目総務費国庫補助金を565万1千円増額いたしました。これは社会保障税番号制度システム整備にかかる補助金であります。

3項1目総務費国庫委託金に2千円増額いたしました。これは自衛官事務費交付金の確定に伴う増額であります。

2目民生費国庫委託金に56万5千円増額いたしました。これは国民年金被保険者台帳システムの改修にかかる交付金であります。

15款2項2目1節社会福祉費補助金に150万円増額いたしました。これは重度心身障害者医療費の増額に伴う補助金の増額であります。

3節児童福祉費補助金に41万8千円増額いたしました。これは安心子ども基金保育サービス等充実事業、保育所特別保育事業等の補助金決定に伴う増額であります。

4目農林水産業費県補助金に4万8千円増額いたしました。これは中間管理機構集積支援事業費補助金の決定に伴う増額であります。

17款1項2目指定寄附金に81万4千円増額いたしました。これは原小学校に対する指定寄附金1件30万円。小学校教育振興に対する寄附金2件10万5千円。富士山保全に対する寄附金1件37万円。不妊治療に対する寄附金1件3万9千円であります。

10ページをお開きください。

18款1項3目地域情報通信施設整備基金繰入金を24万4千円増額いたしました。これは地域情報通信施設維持管理運営事業委託金の増額に伴うものであります。

19款1項1目繰越金に2,429万6千円を増額いたしました。前年度からの繰越金であります。

20款4項1目雑入に135万8千円増額いたしました。これは公有建物災害共済金が2万

2千円、下山分館の太陽光発電売電収入が35万6千円、中部横断道アクセス道路建設に伴います鳥獣害防除柵撤去補償料が98万円であります。

21款1項4目消防債に940万円増額いたしました。これは第2表 継続費補正で説明しましたとおり防災行政無線デジタル化更新事業の増額分に充当するための増額であります。

次に歳出であります。11ページをご覧ください。

今回の補正では職員手当等の精査により各科目で補正させていただいております。人件費の内容につきましては、特別なもの以外は説明を省かせていただきますのでご理解をお願いいたします。

2款1項1目一般管理費、15節の96万5千円の増額は下田原簡易郵便局建設に伴い新たに電気工事が必要となったための増額であります。

19節の98万1千円の増額は社会保障税番号制度システム整備のため、必要となる中間サーバーを設置するための負担金の増額であります。

また467万円の財源組み替えにつきましては、歳入で説明いたしました社会保障税番号制度システム整備にかかる補助金が確定したことに伴う財源組み替えであります。

2目文書広報費、13節の24万4千円の増額は地域情報通信施設維持管理運営事業委託金の増額であります。

3目財産管理費、11節および13節は旧豊岡小学校を株式会社レクラみのぶに貸し出すにあたり必要となります自動火災報知器等の修繕費、消防施設の保守点検委託料等であります。

15節の104万8千円の増額は旧下山駐在所の建物の老朽化が激しく、隣接する民家へ被害を与えかねない状態のため、解体を行うものであります。

4目企画費、13節の23万5千円の増額は下部支所に隣接いたします旧医師住宅の不動産鑑定評価業務の委託料であります。

19節の37万円の財源組み替えは世界文化遺産保存活用推進協議会からの富士山保全に対する指定寄附金に伴う財源組み替えであります。

8目支所費、13節の64万8千円の増額はJR波高島駅の改修に伴い既存のトイレはJRが撤去することとなり地元からの要望に基づき町が建設するための設計業務委託料であります。

12ページをお開きください。

2項1目税務総務費、23節80万円の増額は町税還付金の増額であります。

3款1項2目国民年金費、11節の56万6千円の増額は国民年金被保険者台帳システムの改修費であります。

3目高齢者福祉費、13節の32万4千円の増額は議案第95号の訴えの提起に基づき訴訟業務委託料であります。

28節113万円の増額は介護保険特別会計への繰出金の増額であります。

5目障害福祉費、20節の300万円の増額は重度心身障害者医療費の増による医療費助成の増額であります。

2項3目常葉保育所費から13ページの7目静川保育所費につきましては、各保育所の運営にかかる経費を精査し、それぞれ補正させていただいております。

8目民間保育所費、19節の19万1千円の増額は民間保育所一時預かり事業補助金を減額し特別保育事業推進費補助金を増額したものであります。

4款1項3目母子保健費の3万9千円の財源組み替えにつきましては、不妊治療に対する指

定寄附金に伴う財源組み替えであります。

6目保健センター費、11節の19万4千円の増額はすこやかセンター非常灯修繕および昇降機の修繕であります。

15節の43万5千円の減額はすこやかセンター第2駐車場整備工事の入札差金であります。14ページをお開きください。

3項1目簡易水道運営費、19節の70万7千円の増額は湯之奥小規模水道の滅菌器設置に対する70%の補助金であります。

28節の161万円の増額は中富南部簡易水道の建設費に繰り出すものであります。

6款1項1目農業委員会費の4万8千円の財源組み替えにつきましては、中間管理機構集積支援事業費補助金の決定に伴う財源組み替えであります。

4目農業土木費、11節の315万5千円の増額は八日市場排水機場蓄電池取り替え修繕および飯富用水路修繕の増額であります。

15節の128万3千円の増額は鳥獣害防除柵撤去工事および耕作放棄地等再生整備支援事業の増額であります。

2項3目林業土木費、11節の217万9千円の増額は林道三石山線道路横断側溝修繕および小規模治山大城の和簷沢流路修繕であります。

15ページをご覧ください。

7款2項1目観光費、12節の41万1千円の増額は広告料の増額であります。

19節の24万2千円の減額は鴨川シーフェスタ実行委員会への補助金額が決定したことによる減額であります。

8款1項1目土木総務費、11節の15万円の増額は消耗品の増額であります。

14節の30万円の増額は早川橋の架け替え工事が来年1月に完成する予定でありますので開通式を行うために必要となる賃借料を増額するものであります。

2項1目道路橋梁維持費、11節の16万4千円の増額は公用車燃料費の増額であります。

16節の150万円の増額は町道の補修用、また各区からの要望に基づく生コンクリート等の原材料費の増額であります。

2目道路新設改良費、17節の99万3千円の増額は中部横断自動車道工事用道路用地取得に伴う公有財産購入費であります。

6項1目下水道総務費、28節の606万9千円の増額は下水道事業特別会計および農業集落排水事業等特別会計への繰出金の増額であります。

9款1項1目非常備消防費、3節の130万円の増額は台風18号、19号接近の際の職員配備に伴います時間外手当であります。

16ページをお開きください。

3項1目防災費、15節の990万円の増額は第2表 継続費補正で説明させていただいたとおり、防災行政無線デジタル化更新事業で受信状況の悪い箇所へのアンテナ工事と中継局の追加工事が必要となったための増額であります。

19節50万1千円の増額は元町区、清住町区が行います防犯灯建設事業に対し事業費の2分の1を補助するものであります。

10款1項1目教育委員会費、11節から14節につきましては沖縄県八重瀬町の児童生徒と本町児童との交流事業にかかります経費を増額するものであります。

2項1目学校管理費、11節の46万6千円の増額は遊具の安全点検で指摘のあったものについて修繕を行います経費であります。

18節の57万2千円の増額は人事給与パソコン3台を購入するものであります。

3目下部小学校管理費、18節の14万4千円の増額は図書室、視聴覚室のストーブが老朽化し使用不能となったため、ブルーヒーター2台を新規購入するものであります。

5目原小学校管理費、12節の10万円の増額は校庭の桜の伐採を行うものであります。

9目教育振興費、7節の76万円の増額は発達障害などのある児童の学校生活を支援します特別支援教育支援員賃金の増額であります。

13目原小学校教育振興費、18節の33万3千円の増額はノーパンク輪車等の備品購入のための増額であり、指定寄附金30万円を充当しております。

17ページをご覧ください。

3項1目学校管理費、18節の19万2千円の増額は人事給与パソコン1台を購入するものであります。

4目中富中学校管理費、12節の20万4千円の増額は通学路の樹木の伐採を行うものであります。

4項1目社会教育総務費、11節の14万3千円の増額は公用車燃料費の増額であります。

28節40万6千円の増額は、青少年自然の里特別会計への繰出金の増額であります。

2目公民館費、11節の26万7千円の増額は下山分館新築に伴います電気使用料の増による増額であります。

5項1目文化財保護費の2万2千円の財源組み替えにつきましては、旧市川家住宅土蔵の雪害によります公有建物災害共済金決定に伴う財源組み替えであります。

2目金山博物館運営費、11節の74万6千円の増額は電気使用料の増による増額であります。

4目総合文化会館管理費、11節の103万6千円の増額は燃料費調整単価の値上がり等による増額であります。

18ページをお開きください。

7目現代工芸美術館運営費、13節の56万5千円の減額はガラス工芸展運搬展示業務委託料の減額によるものであります。

6項2目下部学校給食費、18節の40万円の増額は現在、使用しております調理室保存食専用冷蔵庫が老朽化したため、新規購入するものであります。

以上、議案第96号の詳細説明とさせていただきます。よろしくご審議くださいますようお願いいたします。

○議長（河井淳君）

次に議案第97号の詳細説明を求めます。

町民課長。

○町民課長（遠藤基君）

議案第97号 身延町国民健康保険特別会計補正予算（第4号）について、詳細説明をさせていただきます。

6ページをお開きください。歳入から説明させていただきます。

4款2項2目高齢者医療制度円滑運営事業補助金、1節高齢者医療制度円滑運営事業補助金

は24万3千円減額するものです。この補助金は当初予算で計上していましたが、平成26年度では制度が見直されたため全額減額するものです。

5款1項1目療養給付費交付金、1節現年度分に268万5千円を増額。ならびに2節過年度分に137万円の増額です。これは社会保険診療報酬支払基金からの交付決定によるもので退職者被保険者にかかる療養給付費や高額療養費等に充てられます。

7款2項2目財政調整交付金、1節財政調整交付金は906万8千円を増額です。これは県への申請に基づいた交付決定により予算計上をするものです。

11款1項2目その他繰越金、1節その他繰越金は872万7千円増額するもので平成25年度からの繰越金です。

7ページをご覧ください。歳出を説明させていただきます。

1款1項1目総務管理費は財源の組み替えとなり、国庫支出金24万3千円を減額してその他を増額するものでございます。内容は歳入の高齢者医療制度円滑運営事業補助金の減額による財源の調整となります。

2款1項2目退職被保険者等療養給付費、19節に700万円を増額するものです。退職被保険者等医療給付費につきましては、当初予算を上回る増加傾向にあるため年間所要額を見込み増額補正をさせていただきました。

2項1目一般被保険者高額療養費、19節は900万円を増額するものです。内容は個人負担の限度額を上回る高額療養費の増加によるもので、現予算では予算不足が生じるため増額予算といたしました。また財源組み替えにつきましては、歳入でご説明いたしました県支出金の補正予算に伴った財源組み替えとなり、財源の内訳は説明欄に記載されたものでございます。

2目退職被保険者等高額療養費、19節に400万円を増額いたしました。内容は先の2項1目一般被保険者高額療養費と同様でございます。

5項1目葬祭諸費、19節は24万円を増額するものです。これは残念ながら病気等で亡くられる方が例年に比べ多いため、年間所要額を見込み増額補正をさせていただきました。

8ページをお開きください。

9款1項1目一般被保険者保険税還付金、23節は100万円を増額するものです。これは過年度に遡及して資格喪失の手続きをされたり、税務署等に所得更正や修正申告をされた方に対する保険税還付金が現予算において不足しているため増額予算となりました。

1項3目償還金、23節に36万7千円を増額するものです。内容は平成25年度老人医療対策費事業費補助金ほか1件について、補助金額の確定および精算に伴う返還金が発生したための増額で、詳細につきましては平成25年度老人医療対策費事業費補助金返還金に33万9千円、平成25年度特定健康診査国県補助金返還金としまして2万8千円となります。

以上で身延町国民健康保険特別会計補正予算（第4号）について、詳細説明を終わらせていただきます。よろしくご審議をお願いします。

○議長（河井淳君）

次に議案第98号の詳細説明を求めます。

福祉保健課長。

○福祉保健課長（穂坂桂吾君）

議案第98号 平成26年度身延町介護保険特別会計補正予算（第4号）について説明をいたします。

6ページをお開きください。まず歳入から説明いたします。

1款1項1目第1号被保険者保険料1万7千円の減額。4款2項2目地域支援事業交付金3万1千円の減額。それから飛びまして6款2項1目地域支援事業補助金1万6千円の減額。8款1項2目地域支援事業繰入金1万6千円の減額。以上、合計8万円の減額となりますがこれは歳出、5款2項1目介護予防ケアマネジメント事業費を8万円減額することに伴いましてその財源となる保険料、国庫支出金、県支出金および一般会計繰入金をそれぞれの負担割合に応じて減額補正するものです。

次に歳入の4款2項4目介護保険事業費補助金114万4千円。それから8款1項3目その他一般会計繰入金114万6千円。合計229万円の増額は歳出の1款1項1目一般管理費の増額補正の財源として計上するもので、国庫支出金を2分の1見込んでいるものです。

続いて7ページの歳出について説明いたします。

1款1項1目一般管理費、13節229万円につきましては介護保険法の改正に伴い、業務システムの改修の必要が生じたために補正するものです。

次に5款2項1目介護予防ケアマネジメント事業費は人件費補正に伴う8万円の減額です。

以上で介護保険特別会計補正予算の説明を終わります。よろしくご審議をお願いいたします。

○議長（河井淳君）

次に議案第99号の詳細説明を求めます。

水道課長。

○水道課長（望月真人君）

それでは議案第99号 身延町簡易水道事業特別会計補正予算（第4号）について詳細説明をさせていただきます。

それでは歳入から説明させていただきます。予算書7ページをお願いいたします。

4款1項1目簡易水道国庫補助金、1節国庫補助金につきましては国のがんばる地域交付金の創設に伴い、身延町簡易水道整備事業の地方負担分である過疎対策事業債の一部に変えて充当するものであり、8,200万円の増額補正となります。

5款1項1目簡易水道一般会計繰入金、1節水道事業費繰入金につきましては総務費繰入金を15万円減額。建設費繰入金を161万6千円増額し、合わせて146万6千円の増額補正であります。

2節公債費繰入金につきましては公債費繰入金を14万4千円の増額補正であります。

8款1項1目水道事業債、2節の過疎対策事業債につきましてはがんばる地域交付金の充当に伴い8,200万円の減額補正になります。

続きまして歳出につきまして、ご説明させていただきます。予算書8ページをお願いいたします。

1款1項1目、2款1項1目につきましては人件費にかかる補正ですので説明を省略させていただきます。

2款1項1目簡易水道建設費、15節工事請負費につきましては先ほど歳入で説明しましたがんばる地域交付金に伴う財源組み替えでございます。

19節負担金補助及び交付金につきましては、中富南部簡易水道舗装本復旧負担金でございます。まして新しい早川橋への橋梁添架工事に伴い前後の取り付け部分、一般県道粟倉飯富線、ならびに主要地方道、南アルプス公園線への管渠埋設の舗装本復旧を同じ道路占用者でありますN

T T東日本株式会社と共同施工によるためのN T T東日本株式会社への負担金1 6 1万6千円でございます。

3款1項1目元金につきましては1款1項1目簡易水道管理費一般財源1 4万4千円増に伴う財源組み替えでございます。

以上で議案第99号の詳細説明を終わらせていただきます。よろしくご審議をお願いいたします。

○議長（河井淳君）

次に議案第100号および議案第101号の詳細説明を求めます。

環境下水道課長。

○環境下水道課長（深沢香君）

議案第100号と議案第101号について詳細説明をさせていただきます。

最初に議案第100号 平成26年度身延町農業集落排水事業等特別会計補正予算(第3号)について説明をさせていただきます。

それでは歳入から説明をさせていただきます。6ページをお開きください。

2款1項2目小規模集合排水事業繰入金に9万6千円を増額いたしました。これにつきましては北川小規模集合排水事業の維持管理費に充てるための増額補正をさせていただくものでございます。

次に歳出を説明させていただきます。7ページをご覧ください。

2款1項1目北川地区維持管理費、11節需用費に9万6千円を増額いたしました。これにつきましては北川地区の第2マンホールポンプ水位計のユニットが故障したため、その修繕費として増額補正させていただくものでございます。

以上で議案第100号の詳細説明を終わらせていただきます。

続きまして議案第101号 平成26年度身延町下水道事業特別会計補正予算(第4号)について詳細説明をさせていただきます。

歳入から説明をさせていただきます。6ページをお開きください。

3款1項1目中富下水道事業一般会計繰入金59万6千5千円の増額。2目帯金塩之沢下水道事業一般会計繰入金1万円の減額。3目角打丸滝下水道事業一般会計繰入金4万円の減額。4目身延下水道事業一般会計繰入金3万7千円の増額。5目下部下水道事業一般会計繰入金2万1千円の増額。これらにつきましては維持管理費にかかるものでありまして、併せて繰入金の合計が59万7千3千円の増額をさせていただくものでございます。

5款1項1目雑入に12万7千8千円を増額いたしました。これにつきましては身延処理区門内での県道身延線敷地の電線地中化共同溝設置事業を県で施工するのに伴いまして、県道内に敷設してある下水道管渠およびマンホールの移設増設を町が行うための補償額でございます。

次に歳出の説明をさせていただきます。7ページをご覧ください。

職員の人件費につきましては省略をさせていただきます。

1款2項1目中富下水道事業維持管理費、11節需用費に5万6千2千円を増額いたしました。これにつきましては、手打沢地区内に設置した公共枡のまわりの舗装部分が1カ所破損をしております、これの修繕および3号マンホールポンプの片方が故障したため、これを交換する修繕費として増額補正させていただくものでございます。

13節委託料に5万3千2千5千円を増額いたしました。これにつきましては、八日市場の国道

5 2号から中部横断自動車道仮称、中富インターへのアクセス道路建設工事に伴いまして国道内に埋設されている下水道管およびマンホールの支障となり、これを移設するための詳細設計業務委託料として増額補正させていただくものでございます。

またこれにつきましては、全額県の補償対象で行いますが来年度の工事請負金額が確定いたしませんと補償額が決定しないため、決定次第、補正予算に計上させていただく予定でございます。

4目身延下水道事業維持管理費、15節工事請負費に131万5千円を増額いたしました。これにつきましては門内の県道身延線敷地の電線地中化共同溝設置事業に伴いまして、下水道管渠の移設とマンホールの移設増設を県の物件移転補償により、町が行うための工事請負費として増額補正させていただくものでございます。

5目下部下水道事業維持管理費、11節需用費2万円を増額いたしました。これにつきましては下部処理区、湯町での使用しているマンホールポンプの情報を無線で真空ステーションに送信しておりますが、これの簡易無線局の再申請にかかる印紙代10カ所分、2万円を当初予算に計上漏れでありまして、これらを消耗品費として増額補正させていただくものでございます。

以上で議案第101号の詳細説明を終わらせていただきます。よろしくご審議をお願い申し上げます。

○議長（河井淳君）

次に議案第102号の詳細説明を求めます。

生涯学習課長。

○生涯学習課長（高野博邦君）

それでは議案第102号 平成26年度身延町青少年自然の里特別会計補正予算（第3号）について詳細説明をさせていただきます。

6ページをお開きください。

歳入4款1項繰入金40万6千円につきましては歳出、体験施設運営費の財源に充当するための一般会計からの繰入金であります。

次に歳出について説明いたします。7ページをご覧ください。

1款1項1目一般管理費、4節共済費5万2千円の減額につきましては臨時職員の退職、また新たな採用に伴う社会保険料の事業者負担額の変更による減額となっております。

7節賃金33万7千円の減額につきましては臨時職員の退職、また新たな採用に伴う差額。その他賃金につきましてはアルバイトの従事日数が減ったことによるものです。

9節旅費については、研修時の交通機関の変更による7万円の減額となっております。

11節需用費修繕費ですが施設の修繕4件、46万7千円の増額となります。

27節公課費32万1千円の増額につきましては、消費税の中間納付額が確定したことによるものです。

続いて2款1項1目体験施設運営費の説明をいたします。

11節需用費、光熱水費6万6千円につきましては工房等電気料の増額、また充当財源が組み替えとなります。

12節役務費1万1千円につきましては、原付自転車の保険料と主催事業にかかる傷害保険料となっております。

以上で詳細説明を終わらせていただきます。よろしくご審議をお願いいたします。

○議長（河井淳君）

以上で、町長の提案理由の説明と担当課長の詳細説明が終わりました。

次に質疑を行います。

提出されました案件はすべて所管の常任委員会に付託を予定しておりますので、質疑は大綱のみに留めてください。

議案は番号のみとします。

議案第86号から議案第93号の8議案は条例案でありますので、一括して議題とします。

議案第86号から議案第93号までを一括して質疑を行います。

質疑はありませんか。

芦澤君。

○6番議員（芦澤健拓君）

第89号なのですが、門野の湯の料金改定。これは料金改定うんぬんではなくて、私の知人が下部温泉会館で仕事をしているんですが、そこへ来た人が門野の湯は掃除がちゃんと行き届いていなくて、浴槽がぬるぬるしているということでこっちへ来たんだみたいな話をされたそうです。毎日、清掃はしていると思うんですが、そのへんのことがちょっと不十分ではないかなと思うんですけども、この管理についてはどういうふうになっているのか、お聞きします。

○議長（河井淳君）

身延支所長。

○身延支所長（藤田政士君）

お答えします。

管理はシルバー人材センターに委託、それから臨時職員で行っております。特に浴槽だと思うんですけども、浴槽については1日置きに清掃をしております。そのことについては、改めて門野の湯の職員に注意するようにします。

以上でございます。

○議長（河井淳君）

ほかにありますでしょうか。

柿島君。

○5番議員（柿島良行君）

議案第86号に関連しまして、子育て支援課長にお伺いします。

現在の放課後児童クラブの説明の中で、本町では現在、学童教室という名称で実施していますということでございますけれども、ちょっと勉強不足で申し訳ないんですが、今現在の西嶋、原、下部、身延、豊岡、ここでこういう定員登録児童で学童保育をやっておりますよということが出てくるんですが、大まかにこの部分でいきますと西嶋は西嶋地域だとか下部は下部地域、身延は身延大河内、豊岡は豊岡というふうな大まかな地域が特定できると思うんですが、ちょっと気になったのは下山地域とか久那土地域のお子さんについて、このへんの対応はどうなっているのかなど。そのへんがちょっと気になりましたのでお聞きします。

○議長（河井淳君）

子育て支援課長。

○子育て支援課長（佐野昌三君）

お答えいたします。

学童保育につきましては、小学校ごとにそれぞれの学童を利用しております。下山小学校の子どもにつきましては原の学童保育教室を利用させていただいております。

以上です。

○議長（河井淳君）

ほかに。

○子育て支援課長（佐野昌三君）

すみません。

それから久那土小学校につきましては、西嶋地区の学童保育教室を利用させていただいています。

以上です。

○議長（河井淳君）

ほかに。

松浦君。

○7番議員（松浦隆君）

議案第88号について伺います。

これは西嶋保育園を閉鎖して静川保育園と一緒にするという事なんですが、それは先ほど話がありましたように保護者からの要望があったということなんですが、ちょっと僕の記憶違いかどうか分からないんですが、1つ気になることがあるんですが、たしか静川小学校の裏が急傾斜地でそれで西嶋小学校との安全性を考えた場合に静川小学校は裏が急傾斜地ということ危ないということで西嶋小学校になった経緯があったような気がするんですが、そこにある静川保育園、これを利用するというのは、その前の小学校の統廃合のときの静川小学校の裏側が危険だという理由が逆に成り立たなくなるような気がするんですけども、そのへんはどうなんですか。

○議長（河井淳君）

子育て支援課長。

○子育て支援課長（佐野昌三君）

町立保育所の建物についてですが、耐震の基準に合った建物ということになりますと一番新しいのが静川保育所の建物ということで、その建物だけが今の耐震基準に合っているということのために、静川保育所の建物を利用したほうがいいということでした。

以上です。

○議長（河井淳君）

松浦君。

○7番議員（松浦隆君）

静川保育園が新しく耐震も全部なっているのは分かっているんです。ただ僕が聞いているのは、その裏側の山が崩れる危険性があるからということで静川小学校がなくなった。だから耐震は、建物はちゃんとしているんでしょうけども、裏側の山が崩れる可能性があるということで、危険だからということで静川小学校が西嶋小学校にいったわけです。その静川小学校の横というか、なんかあるわけですね、保育所が。それがだからどうなるのかなという。そのへ

んについて伺っているんですが。

○議長（河井淳君）

子育て支援課長。

○子育て支援課長（佐野昌三君）

静川保育所の建っている場所につきましては、急傾斜地の対策区域から外れているということでございます。

以上です。

○議長（河井淳君）

松浦君。

○7番議員（松浦隆君）

そうすると静川小学校は外れていないで保育所だけが外れているという形なんですか。違いますよね。たしかあそこ、すぐ隣接ですから。例えば急傾斜地でドツきたときに小学校が土砂崩れの災害の被害がある可能性があるからということで西島小学校になったというふうに僕は記憶しているんですよね。僕の間違いかもしれないですけども、たしかそうだったと思うんですよ。だからそういうところにあって、そのすぐ横にある静川保育所が安全なのかどうか。だから安全ならいいんですよ。安全ならいいんですけども、そういうところをちゃんと確認して、今までの経緯を確認した中で僕はちゃんとすべきだと思いますし、特に子どもたちの命に関わることでですからね。その静川小学校を西島にもっていったときも、子どもたちの命に関わることだからということで静川小学校は危険、西島小学校が安全ということで教育委員会が判断して、保護者とそれで話をして西島小学校ということが決定されたわけですから、その整合性がちょっと見えないんですけども、そのへんを調べるなりなんなりするべきではないかと思うんですがいかがでしょうか。

○議長（河井淳君）

子育て支援課長。

○子育て支援課長（佐野昌三君）

静川保育所の建物の場所については急傾斜地の危険区域から外れていますので、安全な場所であるということでございます。

以上でございます。

○議長（河井淳君）

ほかにありますでしょうか。

広島君。

○4番議員（広島法明君）

議案第86号の放課後児童クラブのことですけども、現在の開設日は月曜日から金曜日ということですけども、過日の資料によれば土曜日もまだ人数は少ないんですけども、4カ所の学童保育所で少数の希望者があるということですので、町民のことを思えば1カ所の開設ができないか。ある程度の費用効果も考えなければならぬとは思いますが土曜希望者数16名、15%ということになりますので、1カ所での開設を今後検討していただきたいと思っております。

以上です。

○議長（河井淳君）

子育て支援課長。

○子育て支援課長（佐野昌三君）

お答えいたします。

ただいまのご質問ですけれども開所日数を240日と身延町ではいたしました。今の現状の開設が月曜日から金曜日までということの中で、それに合わせますと240日以上というような形にしないと現状に合わないということでさせていただいたわけですけれども、毎年の利用児童の保護者に対してのアンケートの調査によりますと土曜日の実施を希望する保護者が少ないということで月曜日から金曜日の平日のみの開設日とさせていただき、年間240日とさせていただいたわけでございます。また子ども・子育て会議におきましても、この点につきましてご協議をいただいたわけですけれども、委員の皆さまの中から忙しい時代においてもできるだけ親が子育てに関わる時間を割くことが大切であるというような考えから240日にご賛同いただいた経過がございます。しかしながら、ただいま広島議員からいただきましたご質問、ご提案を今後検討をさせていただくということでよろしく申し上げます。

以上です。

○議長（河井淳君）

ほかにありますでしょうか。

川口君。

○10番議員（川口福三君）

先ほど議案第88号について、静川保育園へ西嶋の子どもたちが一緒になるということは地域の人たち、いわゆる保護者が承諾をもって統合をなされるということで、これは当然なことだと思います。しかしながらこの議案第87号においては、もうかつてかなり地域住民の反対多数にもかかわらず、今回条例案が提出されたということはこれは行政、いわゆる町長を中心として各課長全員でこれからの身延町のまちづくりの展望というものを話し合ったかどうか、そのへん1点だけ伺います。

○議長（河井淳君）

学校教育課長。

○学校教育課長（渡辺明彦君）

お答えします。

課長全員でこのことについて同じ場所で協議をしたということはありません。先ほど詳細説明で申し上げたとおりこの10年来の経緯等を踏まえて教育委員会は後期統合計画を策定し、今般この改正条例を提出するに至ったという状況でございます。

以上です。

○議長（河井淳君）

川口君。

○10番議員（川口福三君）

これは計画をもって進めるのも結構なんです。しかしながら国においては消費税の値上げ問題を先送りして、閣議決定しているにもかかわらず先送りしているんですよ。地方行政としての違憲というか、そういった地域住民、町民あつての行政だと思うんですよね。これは明日また一般質問でしますからあえて言いませんが、とにかくこの統合問題はあまりにも強行すぎると私は考えます。

以上です。

○議長（河井淳君）

ほかにありますか。

（ な し ）

ほかに質疑がないので、質疑なしと認めます。

以上をもって、議案第86号から議案第93号までの質疑を終わります。

日程第12 議案第94号 新町建設計画の変更についてを議題とします。

議案第94号の質疑を行います。

質疑はありませんか。

（ な し ）

質疑がないので、質疑なしと認めます。

以上をもって議案第94号の質疑を終わります。

日程第13 議案第95号を議題とします。

議案第95号の質疑を行います。

質疑はありませんか。

（ な し ）

質疑がないので、質疑なしと認めます。

以上をもって議案第95号の質疑を終わります。

議案第96号から議案第102号の7議案は補正予算案でありますので、一括して議題とします。

議案第96号から議案第102号までを一括して質疑を行います。

質疑はありませんか。

芦澤君。

○6番議員（芦澤健拓君）

これはちょっと分からないのでお聞きしますが、議案第96号の9ページ、県支出金の4目農林水産業費県補助金の中間管理機構集積支援事業費補助金というものの、これの内容が分かりませんので、これを1つお聞きします。

それから次のページの繰入金、地域情報通信施設整備基金繰入金。これも内容についてお伺いします。

それからその次のページの企画費の13節委託料、旧医師住宅不動産鑑定評価業務です。これはお医者さんの中澤さんが住んでいたところだと思うんですけども、この鑑定評価業務というのすでに結果が分かっているのかどうか。もし分かっているのであれば、その結果を教えてください。これの内緒にしておかなければならないものであれば結構です。

それから15ページの土木費、使用料及び賃借料で30万円。これは早川橋の架け替えというふうなことがちょっと出たと思うんですが、これについては何をどういうふうにしたのかということをお教えください。

それからその次の土木費の道路新設改良費の17節公有財産購入費なんですけども、中部横断の関係ということでおっしゃっていたように思いますけども、どこをどれだけ用地を取得したのか。これについてもお願いします。

以上、よろしくお願ひします。

○議長（河井淳君）

産業課長。

○産業課長（千頭和勝彦君）

歳入の15款2項4目の農林水産業費県補助金の1節農業費補助金、中間管理機構集積支援事業費補助金についてご説明申し上げます。

まず中間管理機構とはということからご説明したいと思いますが、平成25年6月14日に閣議決定された日本再興戦略で示された10年後に目指す姿の実現に向け、農用地等の効率的な利用と有効利用を進めるため都道府県に1つ、農地中間管理事業を担う農地中間管理機構が設置されることとなり、山梨県では平成26年3月19日に山梨県農業振興公社が山梨県農地中間管理機構に指定されました。

この管理機構の業務といたしましては、耕作放棄地や耕作できなくなった農地を借り受けて適正に管理し担い手へ貸し付ける、担い手への農地集積・集約化を促進する事業を行っております。

具体的には離農農家や規模縮小農家等から農地を借り受け、規模拡大を希望する農家や新たに農業参入を希望する担い手農家に対して、まとまった農地を貸し付けることとしております。また必要に応じて農地の条件整備、基盤整備等を行い、より効率的な農業経営ができる農地状態にして担い手農家へ貸し付けることもできることとなっております。この補助金についてですが、この事業の農業委員会が関連する部分について業務が適正に実施できるための補助金でございます。

以上です。

○議長（河井淳君）

政策室長。

○政策室長（佐野文昭君）

歳出の企画費の中の委託料23万5千円、旧医師住宅不動産鑑定評価業務でございます。

先ほど財政課長から詳細説明をしましたが、下部支所の横にあります旧医師住宅です。平成5年3月に竣工しております。築21年が経過している医師住宅でございます。建築面積、延べ床面積については140平方メートル、1階、2階それぞれ70平方メートルずつの建物でございます。これから不動産鑑定を実施するという事での予算計上でございます。

以上です。

○議長（河井淳君）

財政課長。

○財政課長（笠井祥一君）

10ページ、18款繰入金のご質問にお答えをさせていただきます。

この地域情報通信施設整備基金繰入金でございますけれども、これにつきましてはネットワーク下部へ指定管理ということで委託をしているわけですが、そちらの委託金に対する基金を取り崩しての繰入金ということでございます。

以上でございます。

○議長（河井淳君）

建設課長。

○建設課長（竹ノ内強君）

15ページ、8款1項1目14節の使用料及び賃借料30万円についてお答えいたします。

県道粟倉飯富線、早川橋、通称で言いますと旧早川橋と称しております。これにつきましては架け替え工事が来年の1月に完成、供用開始を迎える運びとなりました。開通式を県および早川町、身延町、この三者で執り行うということになりましたので、そのための式典費用でございます。

続きまして、次の道路新設改良費の中の公有財産購入費99万3千円でございます。これにつきましては、中部横断自動車道建設に伴い土砂の搬出ルートとして町道田原宮木線を工事用道路として使用します。事業主体である国土交通省は現道の拡幅が狭いため、借地して拡幅工事を行います。しかし道路敷きの一部に所有者の存在不明の土地があり、国土交通省では借地することができません。よって町が買収を行い国土交通省が拡幅工事を行い、恒久に町道として残るようにしていきます。すでに精算人選任申請を東京地方裁判所に申し立て精算人が決定しましたので用地買収ができる状況になったため用地取得費の補正を行うものでございます。

その場所的には、ちょうど田原から宮木へ行く約中間あたりということになります。地目は山林で面積は2,421平方メートルを買収するという事で予算計上しました。

以上です。

○議長（河井淳君）

ほかに質疑はありませんか。

（なし）

ほかに質疑がないので、質疑なしと認めます。

以上をもって、議案第96号から議案第102号までの質疑を終わります。

お諮りします。

総務産業建設常任委員会および教育厚生常任委員会にお手元に配布しました議案付託表のとおり付託したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（異議なし。の声）

異議なしと認めます。

よって、付託表のとおり各常任委員会に付託しますのでご審議をお願いいたします。

以上で、本日の日程はすべて終了しました。

これもちまして、本日は散会とします。

ご苦労さまでした。

○議会事務局長（中村京子君）

最後に相互のあいさつを交わし、終わりたいと思います。

ご起立を願います。

相互に礼。

お疲れさまでした。

散会 午後 0時20分

平成 2 6 年

第 4 回身延町議会定例会

1 2 月 9 日

平成26年第4回身延町議会定例会（2日目）

平成26年12月 9日
午前 9時00分開議
於 議 場

1. 議事日程

日程第1 諸般の報告

日程第2 一般質問

2. 出席議員は次のとおりである。（14名）

1番	深 澤 勝	2番	赤 池 朗
3番	田 中 一 泰	4番	広 島 法 明
5番	柿 島 良 行	6番	芦 澤 健 拓
7番	松 浦 隆	8番	福 與 三 郎
9番	草 間 天	10番	川 口 福 三
11番	渡 辺 文 子	12番	伊 藤 文 雄
13番	野 島 俊 博	14番	河 井 淳

3. 欠席議員は次のとおりである。

な し

4. 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

(21人)

町	長	望月仁司	総務課長	樋川信
会計管理者		笠井喜孝	財政課長	笠井祥一
政策室長		佐野文昭	町民課長	遠藤基
税務課長		村野浩人	身延支所長	藤田政士
下部支所長		遠藤庄一	教育委員長	望月忠男
教育長		鈴木高吉	学校教育課長	渡辺明彦
生涯学習課長		高野博邦	福祉保健課長	穂坂桂吾
子育て支援課長		佐野昌三	建設課長	竹ノ内強
産業課長		千頭和勝彦	土地対策課長	佐野勇夫
観光課長		柿島利巳	環境下水道課長	深沢香
水道課長		望月真人		

5. 職務のため議場に参加した者の職氏名(2人)

議会事務局長 中村京子
録音係 佐野和紀

開会 午前 9時00分

○議会事務局長（中村京子君）

おはようございます。
相互にあいさつを交わします。
ご起立願います。
相互に礼。
（ あ い さ つ ）
ご着席ください。

○議長（河井淳君）

本日は大変ご苦労さまです。
それでは出席議員が定足数に達しておりますので、直ちに会議を開きます。
本日は議事日程第2号により執り行います。

日程第1 諸般の報告。

一般質問に先立ちまして、諸般の報告をします。
本日の説明員として、地方自治法第121条の規定に基づき出席通知のありました者の職氏名につきましては、先の会議で一覧表として配布したとおりです。

日程第2 一般質問。

質問の通告者は6名であります。
これから通告順に一般質問を行います。
それでは通告の1番、松浦隆君の一般質問を行います。
松浦隆君の質問を許します。
登壇してください。
松浦隆君。

○7番議員（松浦隆君）

通告に従いまして、質問をさせていただきます。
私は峡南地域における県立高校の再編問題、それと町内小中学校の後期統合計画、そしてその相互の関係についてと町の将来展望について伺いたいと思います。この質問は双方とも将来の身延町にとって重要な問題であるとの認識、また最後までこの問題について審議を尽くすことが議員としての務めであると考え、小中学校設置条例案が今議会に提出されている中で、あえて質問をさせていただきたいと思います。よろしく願い申し上げます。
質問1の 県立高校再編の現状と今後の進捗状況について、簡単にご説明をいただきたいと
思います。

○議長（河井淳君）

教育長。

○教育長（鈴木高吉君）

お答えをいたします。
山梨県は平成8年3月、新しい学校づくりの指針として山梨県高等学校整備構想を策定し総合学科や全日制、単位制高校などの整備を推進してきました。この後、平成20年の10月に

全県一学区入試の導入、生徒の多様化、減少化などの対応として魅力ある高校づくりを推進するため、18人の委員からなる(仮称)県立高等学校整備構想検討委員会を設置し、平成21年6月に基本構想の策定をみました。ここでは、高校の再編整備の基本的な考え方として適正規模を40人学級で1学年6学級を中心に4から8学級とするとあり、適正規模に満たない高校は地域の実情、通学形態などを考慮しつつも原則として再編整備をし、また1学年2学級を割るような場合も再編整備の対象とすることにいたしました。

これに基づき平成22年4月に山梨園芸高校、石和高校が笛吹高校として、また平成26年4月に桂高校と谷村工業高校が都留興譲館高校として発足をしたことは記憶に新しいところであります。

さて峡南4校、増穂商業高校、市川高校、峡南高校、身延高校も再編の対象とされています。すでに県教委は平成25年11月8日に中富総合会館において峡南地域の第1回説明会に入り本年の11月中には第2回目の説明会をすべて終えたところであります。

現段階での説明は、峡南地域の北部・南部に各1校配置をし、学科については現在の状況を勘案し、関係者などの意見を踏まえて決定するというふうに留まっております。

以上が現在の進捗状況です。

○議長(河井淳君)

松浦君。

○7番議員(松浦隆君)

そうすると今、説明を受けましたけども、質問2に移りますけども再編での身延高校と峡南高校のあり方について、町の考え方はどのように考えているのでしょうか。

○議長(河井淳君)

教育長。

○教育長(鈴木高吉君)

まず町教委といたしましては、整備基本構想は平成22年から平成31年度までとなっておりますので、今後、県教委がどのような具体案を提示するか注意深く見守っているという状況が1つございます。

そして身延高校と峡南高校のあり方についてでございますけれども、伝統ある身延高校および峡南高校は峡南地域、ひいては山梨県内外に有為な人材を多く輩出してきました。身延町の高校である両校が再編の対象になっていることは大変残念ではありますが、県教委のいう魅力のある高校づくりとして、今後どのような具体的な展望を示していただけるのか見守っていきたいと思っております。

以上です。

○議長(河井淳君)

松浦君。

○7番議員(松浦隆君)

見守っていくというふうな、先ほどの1番の質問に対してもそうですし、今の今後の峡南高校、身延高校のあり方についても見守るしかないということなんですが、11月27日の説明会で峡南には2校の予定、先ほど説明にもありましたけども、北部と南部で1校ずつという。そうすると本町には1校は残るのかなという淡い期待を持っているんですが、しかしながらやっぱりそういうふうにしてもらわなければ困るというふうな町の教育委員会としての考えは

おありですよ。いかがですか。

○議長（河井淳君）

教育長。

○教育長（鈴木高吉君）

両校のあり方についての考えということになると思いますけれども、町教委といたしましては両校に対する思いはこれは別といたしまして県教委の計画が詳細にわたり、まだ明らかになっていない状況です。県立高校、両校の将来の教育施策を語ることは私どもとすれば権限外のことです。現時点では答弁する時期にないということをご理解をいただきたいと思ひます。

○議長（河井淳君）

松浦君。

○7番議員（松浦隆君）

町全体のことを考えると、今たしかに教育委員会が、県の教育委員会が進めていることから、町の教育委員会がどうのこうのということを言えるような立場ではないことは十分に理解します。しかし町の将来を考えると、やはり高校があったほうがいいに決まっているわけですから、それなりの要望といひますが、そういうことは町でも進めるべきではないかというふうに思ひますがそういうことはやっぺいらっしやるんでしょうか。

○議長（河井淳君）

教育長。

○教育長（鈴木高吉君）

そういうことをやっているかということでもありますけれども、先ほど言ひましたように県教委でも今後の方向を探っているような状況が1つあるわけですから。身延町教育委員会としては、当然身延町の教育ということで関連性はあると思ひますが、今の段階で町教委としての考え等を明らかにする段階ではないと、繰り返しになりますけれどもそのようなことしか申し上げられない状況であります。

○議長（河井淳君）

松浦君。

○7番議員（松浦隆君）

やはりそれは今、県の教育委員会が進めていることではありますけれども、やはり町としての教育を司る町の教育委員会としては将来のことを考えた場合には、やはりなんらかの町としてのアクション、それを県のほうに今からしておかないとまずいんじゃないかというふうには思ひますよね。ぜひいろいろ都合はあろうかと思ひますが、そのへんはやるべきだと思ひますし、やっぺいただきたい、そのように考えます。

次の質問に移ります。

小中学校統廃合と高校の再編との関係についての考え、この点を伺ひたいと思ひます。

○議長（河井淳君）

教育長。

○教育長（鈴木高吉君）

先ほどから県の構想等の説明をいたしてありますけれども、県教委による県立高等学校整備構想の策定は平成21年の6月でございます、構想期間は平成31年度ということになってい

ます。本町の身延町小中学校適正配置審議会の答申は平成20年8月にありました。これを受けて平成21年2月に策定した身延町小中学校後期統合前期計画については平成24年4月をもって終了しました。また平成25年3月に策定された後期統合計画は統合の時期を平成30年の4月としています。一見すると県と町の2つの計画期間については似通っているように見えますけども、これはまったくの偶然であります。計画の策定に共通する問題が児童生徒の減少にあるということでは必然性があるわけですけども、それぞれの目的とするところや辿った経緯が全然違います。今後、再編整備された高校がどのような学科を設置するにしても管内小中学校は小中学校としての教育課程を編成するわけですから、県と町の計画は干渉しあうものではないと考えます。

○議長（河井淳君）

松浦君。

○7番議員（松浦隆君）

質問4番のほうに答弁していただいたような感じなんですが、そうするとこの後期統合計画の1中の理由と中高一貫校との関係ということで、僕、質問項目に出ていますけども、今その答弁だったような気がするんですが、高校再編の問題と後期統合計画との関連で伺いたいんですが、県教育委員会との間で何か決められたようなことはあるんですか。調整したりとかそういうことはあるんですか。今までの答弁でいきますと、県のほうでやっていることですから注視していきたいという話でしたけども、そのことに関して町の統廃合と県の今の再編の問題の中で調整することはあったんですか。

○議長（河井淳君）

教育長。

○教育長（鈴木高吉君）

そういうことはありません。

○議長（河井淳君）

松浦君。

○7番議員（松浦隆君）

それは公文書でのやりとりはなかったという認識でいいんですか。

○議長（河井淳君）

教育長。

○教育長（鈴木高吉君）

公文書も当然ありませんし、例えば打ち合わせ等をして両方の立場を調整しあうとかそういうようなこととか、計画期間のこととかまったくありません。

○議長（河井淳君）

松浦君。

○7番議員（松浦隆君）

分かりました。そうすると今の答弁でいきますと本町の小中学校統廃合、すなわち後期統合計画と県教育委員会の進める高校再編計画、これはもう関係が全然ないということで理解してよろしいですね。はい。

それでは次の質問にいきますが、これは確認したいんですが教育委員会は1中の場合、1中3小の後期統合計画ですね、その場合40名程度の生徒数でクラス替えができ、4中すべての

生徒を収容できる校舎は身延中だけということで説明がありました。そのため統合中学校は身延中に決定されたとの認識でこれは間違いないですよ。今の状態からいくと、まだこの条件は変わらないということです。そういう理解でよろしいのでしょうか、お答えください。

○議長（河井淳君）

教育長。

○教育長（鈴木高吉君）

今、お話のありましたとおり中学校の統合については身延中学校の校舎を使用するという考えは変わっておりません。

○議長（河井淳君）

松浦君。

○7番議員（松浦隆君）

身延中学校を使用するというのではなくて、身延中学校を使用するという話でできましたけども、身延中学校しか使えないという話でしたよね。生徒の数で。そのことを聞いているんですが。生徒数からいって身延中学校しか使う校舎がないという話をされていましたが、そういうことでよろしいんですよ。

○議長（河井淳君）

教育長。

○教育長（鈴木高吉君）

生徒数だけ考えますと、今までの例えば中富中学校あるいは下部中学校、久那土中学校、過去の例を見ますと非常に多い時代もございました。それに伴ってそれぞれの時代に校舎を造ってございます。ですから面積、あるいは教室の数だけを考えると身延中学校だけということはありません。しかし、今まで説明してきましたが、当然いろいろな校舎もありますけども、体育館、グラウンド、その他諸々の教育施設のことを考えて身延中学校ということの説明をまいりました。

○議長（河井淳君）

松浦君。

○7番議員（松浦隆君）

だけど私たちの考え方、今までの説明を受けた中では生徒数、それからグラウンド、それから体育館、そういうものを勘案すると身延中学校が最適である。それ以外についてはやはり考えられないというふうな話でしたし、また1つには生徒数を考えると教室の数が足りないという話で説明されたような気がするんですが、たしかそうでしたよね。もう1回お願いします。

○議長（河井淳君）

教育長。

○教育長（鈴木高吉君）

数だけ言えばですね、先ほど言ったような形になるんですけども、今後の使用状況を考えれば普通教室だけではありませんし、いろんな特殊の学級も必要です。特別な教科を学習する教室も必要です。そういうような全体的なことを考えれば身延中学校が適当だという判断をしています。

○議長（河井淳君）

松浦君。

○7番議員（松浦隆君）

平成25年4月15日付けの統合計画について、通知ということでもありますけども、この参考資料の中に生徒数の推移の数値があります。それを見ますと中学校ですね、28年度、1年生が74人、2年生が65人、3年生が81人の220名になっています。29年度からどんどん生徒数が減ってきてまして29年度は70名、74名、65名の209名。30年度が57名、70名、74名の201名というふうになっています。これは平成24年の11月1日現在の生徒数でしたけども、それをもとに後期統合計画が策定され、先ほど答弁していただいたいろいろな理由によって身延中に決定された経緯があります。その後、生徒数が減少していると思うんですね。統合予定の平成28年度以降の実質の生徒数を教育委員会は把握していると思うんですが、その人数をちょっと教えていただけませんか。

○議長（河井淳君）

学校教育課長。

○学校教育課長（渡辺明彦君）

お答えします。

たしかに今、おっしゃられたとおり28年度以降も生徒数は漸減するわけでございますけども、今、資料等を持参しておりませんので、28年度以降の正確な減少数というものはお答えできません。ただ後期統合計画を策定した時点で、28年度はおっしゃられたとおり220人、29年度は209人、30年度は201人と2カ年度にわたって19人が減っている。1割近くが2カ年度で減る予想がされています。

以上です。

○議長（河井淳君）

松浦君。

○7番議員（松浦隆君）

今、資料がないということなんですが、これは教育委員会は一番、学校の内容、それから生徒数等々は一番知り得る立場、またそれを把握していなければいけない立場のポジションだと思うんですが、今、資料がないということなんですが実はちょっと調べました。今年3月現在、平成28年度に中学生となる予定の子どもたちを町内全部で調べますと28年度の中学校入学者、統合される可能性のある28年度なんですが1年生が59名、2年生が64名です。3年生が73名のすでに今年3月現在で206名。これだけ減っていますね。206名になっています。その数を考えると、これはもう言うておきますけども、今年3月現在ですから、3月には教育委員会は分かっていたはずなんです。1つ伺いたいんですが、そのことを踏まえて伺いたいんですが、中富中学校に教室数はどのくらいありますか、そのへんを伺いたい。

○議長（河井淳君）

学校教育課長。

○学校教育課長（渡辺明彦君）

お答えします。

うる覚えでちょっとものは申せませんので、先ほどおっしゃったとおり生徒数の減少からどうして身延中学校の校舎を使用することにしたのか、もう一度お答えをしたいと思います。

この計画を策定した当時は・・・。

○7番議員（松浦隆君）

ちょっと待ってください。僕が聞いているのは中富中学校の教室数はいくつですかということです。

○学校教育課長（渡辺明彦君）

ですから、うる覚えで答弁はできません。

○7番議員（松浦隆君）

では結構です。

○議長（河井淳君）

松浦君。

○7番議員（松浦隆君）

そうしましたら、またこれもちょっと確認していただいて結構ですが、普通教室が今6クラスあります。それで同じ造りの教室、構造は一緒です。それが美術室になっています。全部で7教室ありますね。中富中学校の場合は、1つの教室が大きめになっていますね。40名以上の生徒を収容できる教室、7つ確保できるんですね。統合する28年の生徒数は今年度3月現在、先ほども言いましたけども1年生が59名、2年生が64名、3年生が73名の206名の数値となっています。県の基準の35人クラスで2、2、3になりますね。国の基準、40人クラスでは2、2、2となるわけですよ。そのことであれば、中富中学校も統合年度以降、すべての生徒を収容できる。そのような考えになるのではないですか。それ以外の中学校を全部調べてみたら、とてもこの206名を収容できるような教室数はありませんでした。中富中学校だけがそういうふうになっているんですね。私が思うにそういうことは当然、この後期統合計画を進めるにあたって、教育委員会も、今年3月現在ではまだ皆さんに、保護者の方々に同意・不同意というものを求めて検討していただいている中ですから、教育委員会もこの3月時点でこの数値を把握していたと思うんですよ。そうすると、やはり教育委員会は身延中学校を使用するという話をしていましたけども、例えばこういう中富中学校のこういうこともあり得るんだよということも僕は情報で流してもよかったのかなという気がするんですが、これはまずその前にこの数字は、3月現在で教育委員会は把握していましたよね。そのことを伺いたい。

○議長（河井淳君）

教育長。

○教育長（鈴木高吉君）

後期統合計画を策定する前の段階においては、教育委員会といたしましては町内の各学校の状況等は基本的な状況確認でございますので、当然その時期で確認をして将来はどうなるということを計画したわけでございます。

○議長（河井淳君）

松浦君。

○7番議員（松浦隆君）

当然そうですよ。これだけ大きいことをやるわけですから。ただその年度年度で生徒数が変わっていった状況が変化するということは、当然そのことは教育委員会は把握しながら、またやっていかなければいけないと思うんですね。今年3月時点の生徒数で勘案すれば、28年度以降、今も申し上げましたように中富中学校も可能であると思うんですね。ほかに選択肢

に入る中学校があるか、こういうことを示して本来であれば同意・不同意を求めるべきだと思うんですね。そういうことに。そういうことも示さないで同意・不同意を求めた。また不同意が多い中で中学校の統合を決定したという、これは大きな僕は問題だと思うんですね。さらに若干これは狭いんですけども、中富中学校は、校舎や体育館の建設年度、これも身延中学校より新しいんですね。それで私が一番思うのは選択の議論、この機会を保護者、それから町民、それから議会、これに与えなかった、こういうことになるかと思うんですよ。それによって地元中富地区の保護者の声もあり、町の真ん中に中学校との意見書が出されたわけですけども、そういうふうな混乱を招く原因をつくったのではないかと私は思っているんですよ。またその責任も大きいんだろうなと考えています。

穿った話し方で申し訳ないんですが、教育委員会が意図的にこれを公表しなかったとすれば問題ですし、また町民、また保護者には意図的に公表しなかったんではないかという、その不信任感を募らせた、そういうこともあったんではないかと思います。

先ほど教育長が答弁なさいました高校の再編とは関係がない。たまたま、高校とうちの町の後期統合計画が時期的なもので重なったから偶然だというふうな話がありました。そうすると今、僕もすごく思うんですが本当の真実の公表をしないで混乱を招く進め方をしてきた、この理由が分からないんですよ。その点ご説明いただけませんか。納得のいくような説明をお願いしたいと思います。

○議長（河井淳君）

学校教育課長。

○学校教育課長（渡辺明彦君）

真実といいますか、生徒数の漸減について正確な数字を示さなかったというふうにおっしゃいますけども、これにつきましてはまったく正確な数というものは予測できないわけですが、多少の誤差はともかく、もうすでに教育委員会は後期統合計画と前期計画等を通じまして児童数、生徒数がこのように減っていきますよということはお示しをしてあります。しかもこの10年間で児童生徒数が3町合併当時から半減したという事実もお知らせしてあります。それ以上、細かいことにつきましてはなかなかお伝えできる機会がないわけでございますけども、そのような傾向については過日の説明会を通じまして十分説明は果たしてきたと考えています。以上です。

○議長（河井淳君）

松浦君。

○7番議員（松浦隆君）

それはいつもいろんなところで教育委員会が話をする、説明を尽くしてきたということだと思うんですが、本当の説明を尽くすというのはやはりひざづめでお互いに話し合う。しかしこの統合計画については、教育委員会は全部文書でやりましたよね。だから相手の意思もつながらない。私たちも仕事でメールを使いますが、メールでは本当の相手の真意が分からない部分があるんですね。そういう部分とか、説明会で説明責任を果たしたということですけども、本当にそれが果たされたのかどうか甚だ疑問だと思いますし、また教育委員会は先ほど申し上げましたように、この学校の生徒数が減少していくことをおおむね報告していますということを言いましたけども、おおむねはそれはたしかに報告できましたよ。しかしながら今年度の入学者数を見ればその推移というのは分かるわけではないですか。それ以降に転校するとか

そういうことがあったと思いますけども、それはしょうがないですよ。だけど毎年度の入学者数、卒業者数、それを考えれば、そんなのはいくらでもひざづめで話をしていればできることではなかったんでしょうかね。そういうことが逆に言うと保護者、町民の方々には理解されていないという部分があるかと思います。

もし今、話をしましたように中富中学校も選択肢としてあると、ある意味そういう話をしていれば、今よりは民主的な協議が進められて、その上で同意・不同意を求めたとすれば、ここまで大きな反対運動が起きたり、そういうふうな不信を招くような話もなかったような気がしますし、この統廃合問題が起きてから町外へ転居する保護者もすごく多くなりましたけども、そういうこともなかったのではないかというふうには私は考えるんですよ。また逆に町とか教育委員会に対する態度もすごく硬化してきたと思います。そのことが私は非常に残念でありますし、またそういうふうにしたのはたしかに保護者の方々の頑なな考え方もあるかもしれませんが、一番この統廃合問題を進めるにあたって、教育委員会がやはりうまく方向性を見出してやらなければいけない立場にあるわけですよ。その立場の教育委員会が何か不信感を抱くような進め方を最初からしてきた。前期計画もそうでしたけれども、それに併せて後期計画もこういうふうな形できた、それが私は大きな責任といいますか、そのへんがあるような気がするんですが、そういうことに関しては教育委員長、どのようにお考えでしょうか。

○議長（河井淳君）

教育委員長。

○教育委員長（望月忠男君）

先ほど教育長が申し上げましたとおり、文書だけの説明であったというご指摘ですが、ひざづめ、あるいは直接の話の中では行き違い等もあるという部分を考慮しながら、誠意を持って文書でもって説明をしてきましたし、質問等に対しても文書できちとお答えをしてきたと。そういう点では誠意を持ってやってきたというふうに思っております。

○議長（河井淳君）

松浦君。

○7番議員（松浦隆君）

教育委員会は誠意を持ってやってきたと。しかしそのことが保護者、町民の方々には受け入れられなかったという、その隔たりを考えるべきではないかというふうには私は思いますし、今後どういう形であろうともいろんな問題が出てくるでしょうから、そういう部分はちゃんと指導する立場といいますか、引っ張っていかなければいけない立場の教育委員会ですから、ぜひ考えていただきたいと思います。

実はここに私の地元、久那土、古関の保護者からのメッセージがあります。これは実は昨晚届いて僕もびっくりしたんですが、後期統合計画の一連の流れと情勢を判断して苦渋の選択をした内容になっていました。これを読ませていただきますし、またのちほど資料として皆さんに配布させていただきます。時間がなかったので。

議員、ならびに町当局の皆さまへ。

私たち久那土保育園・小中保護者会は地域の学校を残してほしいという思いから後期統合計画の見直しを求めてきました。しかしその願いは通じることなく今日に至っていることは残念でなりません。

教育委員会は教育的見地から、議会は過去の議決からどうしても1中3小を譲れないという

のであれば当面は現中富中学校に統合し、なるべく早い時期に町の中央である中富地内に新しい中学校を建設していただきたい。また地域的なバランスと公平な負担の観点から北部学区の小学校は現久那土小学校の校舎を使用していただきたい。これが本保護者会の苦渋の選択かつ最終的な考えです。

わが身延町は廃校の痛みを全町的に少しずつ分かち合い、わが身わが地域の問題として考えることのできる町であってほしいのです。全町民が理解し合い、知恵を出し合わなければ町は衰退の一途を辿るばかりです。この統合問題こそ町の将来ビジョンを見据えた上で互いに理解し合い、時間をかけて丁寧に進めることが必要です。

以上の理由からぜひ本保護者会が提示した上記の統合案をご検討ください。子どもたちのために、そして町の将来のために良識ある決断をお願いします。

久那土保育園・小中保護者会一同ということで私のところにメールが来ました。これはだから、おそらく教育委員会にもっていないと思います。

今回、上程されたということで緊急に役員会を開いてそういう話をしたんだそうです。ただ、それを教育委員会に出している時間がないので、ぜひこの場でそういうふうな話をしていたきたいということだったので読ませていただきましたし、あとでお渡しします。

今の中身を見て私は正直言って涙が出てきましたよ。この文書にあるようなお互いに譲歩し合える考え方、これが本来の姿だと私は思うんです。互いの立場を理解して新たなステージに向かう、こういうことだと私は考えるんですね。私も常々、私はなんか統廃合賛成だと町民から言われたこともありますし、また教育委員会では「松浦さん、統廃合、あなたは反対でしょう」と烙印を押されたこともありましたけども、私は常々統廃合をせざるを得ない状況にあるということは理解しているというふうに話をしております。しかし今回の事例を見ても分かるように民意を反映して教育委員会が進めているのであればいいんですが、そのへんが民意を反映していない、後期統合計画の進め方に疑問を持っているために追及もさせていただきました。

今回、後期統合計画に伴う設置条例の一部を改正する条例が上程されていますけども、今の状態の中でこの条例を可決とか否決とかそういうふうな形をしたら、これは民意を無視した採決と私は指摘されるような気がするんですね。対外的にもこのことをそういうふうに進めたら身延町議会と教育委員会、これは権威が失われるような気がしてならないんですよ。同時に私たち議員の質も問われるような気がするんです。また町民の理解も得られない、そのように考えます。

ですから根本からこの内容、先ほど僕が言いましたように中富中学校も使えるんじゃないかという、使えるというふうに私は思っていますけども、そういう情報の公開も全部するような、根本から精査して民意を受け止めるような計画にある意味、見直すべきではないかというふうに私は思いますし、教育委員会それから議員各位にそのことを強く訴えていきたいと思います。

すみません、時間がなくなりました。次に統合計画発表後の社会人口減少の推移、このことについて伺いたいと思います。すみません、簡単をお願いします。

○議長（河井淳君）

町長。

○町長（望月仁司君）

このことにつきましては、担当の室長に答弁をいたさせます。

○議長（河井淳君）

政策室長。

○政策室長（佐野文昭君）

身延町立小中学校の統合計画、前期計画が平成21年の1月に示されております。この年の翌年の平成22年に国勢調査がありましたので、この年から平成25年9月までの3年間の常住人口の推移を把握させてもらっております。人口の増加につきましては1,149人。減少につきましては2,302人ということで3年間で1,153人の減少となっております。1年間にしますと約384人の減少という状況でございます。

内容ですが増加の1,149人の内訳としましては出生が177人、年間約59人でございます。転入者972人でございます。減少の2,302人の内訳につきましては死亡が839人で年間約280人。転出者が1,463人という人口の減少を把握しております。

○議長（河井淳君）

松浦君。

○7番議員（松浦隆君）

今、話がありましたけども1,463名が転出する。これはすべてが学校統廃合に関係しているとは言いませんけども結構大きな数字だと思います。私が調べた中で久那土地区の場合、小学校の各学年で約半分の生徒数の世帯が転出しています。またこれから転出する計画もあるそうです。特に5、6年生、9世帯中7世帯が転出するんですね。9世帯中7世帯です。子どもの数は大体分かりますよね。それは何が原因かということを確認しましたら皆さんやっぱり学校がなくなるからということなんです。中富地区においても転出の動きがあるそうで、また下部地区においてもそういう転出なさった方がいらっしゃるそうです。こういう数字を見ても、ある意味、学校統合による地域、町の崩壊につながっているのではないかというふうに私は思いますし、苦渋の選択を若い子育て世代に強いているように感じています。その点をぜひご考慮いただきたいと思います。

次の質問に移りますが6番の今後どうなるか、これは分からないことなんですけど念のために質問させていただきます。

市川三郷町の中学校への通学を許可する考え、質問では1中の場合に他町の中学校へというふうにしてありますけども、具体的に時間がありませんので言わせてもらいますが、市川三郷町の中学校への通学を許可する考えはあるのか、お答えいただきたい。

○議長（河井淳君）

学校教育課長。

○学校教育課長（渡辺明彦君）

就学区域の変更ということでございますけども、廃校になったために他町の学校の通うということ認めることは困難だと思われま。

以上です。

○議長（河井淳君）

松浦君。

○7番議員（松浦隆君）

中富地区それから久那土地区の場合、通学距離・時間、災害時の対応、北部の場合、例えば身延中に決まった場合、身延中への通学よりはるかに負担の軽減につながると思いますし経費

の削減にもつながるような気がするんですが、今、統廃合に関わることはできないという話ですよね。そうすると甲府、それから甲斐市の間ですね、それから北杜市と長野県の富士見町、これはやっていますよね。廃校に伴うということはたしかにないんですが、しかしながら市川三郷町では通学が困難な場合、他町からの通学を許可しているというふうに町の教育委員会は言っているんですね。そういうことを考えれば統廃合での廃校に伴う通学の変更は他町への入学は許可できないということを今、おっしゃいましたけども、そのへんは町教育委員会同士での調整があれば可能なんではないかと思えますし、また市川三郷町の六郷中学校ですか、そこに関しては市川三郷町のほうではぜひ来てくださいというような話をしていますけども可能なのではないのでしょうか。いかがでしょうか。

○議長（河井淳君）

学校教育課長。

○学校教育課長（渡辺明彦君）

お答えします。

今おっしゃられたとおり、過疎地において閉校になってしまったために他町の学校に通うというふうな事例は、たしかに過去に全国的には希少ではありますがございました。また過疎地を救済するというふうなことだと思うんですが、過疎地の学校に子どもを町の境を超えて通学させるというふうなことがあることも承知しております。しかし、基本的には学校というのは地方公共団体がつくって義務教育を行うということになっております。そのための費用も地方公共団体が負担をすることになっておりますので、認められないと思われると先ほど私は申し上げました。このことにつきましては、費用の面とかいろいろございますが昭和33年、非常に古い時期でございますけども各都道府県教育委員会宛てに文部省の初等中等教育局長通達が出されました。このようにいわゆる越境入学、就学区域の変更等につきましては是正されなければならないという通知ですが、ここではそれを紹介いたしませんがおとりだと私たちも考えております。

以上です。

○議長（河井淳君）

松浦君。

○7番議員（松浦隆君）

だからその33年の文科省の通達ですね、それもありますし、これはだから今のこういう状況、身延まで通うということがどういう状況かということも考えた場合にはこれは選択肢の1つとして出てくると思うんですね。そのへんはやっぱり今後、考えていかなければいけないし、町を1つにして、義務教育で、町の教育委員会があるからということを言っていますが、義務教育は市川三郷町に行っても同じわけですよね、内容とすれば。それは子どもたちのことを考えればどっちがいいのか。それは今後みんなで検討するべきだと思います。

以上です。

それでは続きまして、時間がありません。質問7の新中学校建設推進検討委員会についてということで伺います。

9月25日付けで議会に提出された意見書に対しての教育委員会からの報告書の内容について伺いたいと思います。

保護者の方々は中学校を町の真ん中に建設することで身延中学校まで通学する不安が解消す

るのであれば譲歩案として理解もできると考えています。しかしそれには校舎の建設時期が大きな課題である。また問題であると考えていることも事実でありますので、その点も考慮して答弁をお願いします。

まず1点目の質問です。報告の中の2番に、とはいえ教育委員会は統合後は当面、既存の校舎を使用すると説明してきたことから、これは時宜をはかり、ある時期以降の校舎の位置を確定し保護者や地域の方々に報告いたします。また間3行を抜いてこれは統合前後に生徒を取り巻く諸般の問題解決を優先することを前提に、早くは議会の議決後に検討委員会を設置すべく準備に入り、平成27年度の早期に検討委員会等を発足させることを念頭にしていますというふうになっています。

まず伺いたいのは議会で設置条例を可決された場合、平成27年度の早期に検討委員会等を発足するとの認識でいいんでしょうか、簡単にお答えください。良いか悪いか。

○議長（河井淳君）

教育長。

○教育長（鈴木高吉君）

今、議員がおっしゃったとおりでございます。

○議長（河井淳君）

松浦君。

○7番議員（松浦隆君）

では27年度の早期とはいつごろを想定しているんですか。

○議長（河井淳君）

教育委員長。

○教育委員長（望月忠男君）

27年度早期というのは、教育委員会の定例会等の協議をもとにして教育委員長としてお答えすれば、私見になるかもしれませんが、27年度早期、つまり上半期の範囲、もっと丁寧に言えば第一四半期の最終ぐらい、ということは6月を目途に設置の努力をしていきたいというふうに思っています。

以上です。

○議長（河井淳君）

松浦君。

○7番議員（松浦隆君）

6月ごろということでもありますけども、ではちょっともう1つ聞きたいんですが、ある時期以降の校舎の位置を確定し報告するというふうにありますよね。ある時期以降の校舎の位置を確定し保護者、地域の方々に対しというふうには、これはだから6月以降に、これは違いますね、そうするとこのある時期以降の校舎の位置を確定し報告するとありますが、町の真ん中に中学校を建設することを目的とした検討委員会なのかどうか、その点につきましてちょっとお聞きします。このある時期以降に校舎の位置を確定しとなっていますね。校舎の位置を確定し。この校舎の位置を確定するというのは僕は真ん中というふうに感じたんですが、この校舎の位置は真ん中というふうにとっていいんですか。真ん中あたりというふうには。どうなんですか。2番です。

○議長（河井淳君）

教育長。

○教育長（鈴木高吉君）

その文面にございます解釈ということでありませけれども、この中央に、あるいはどこにということをはっきり書いてございませぬ。当然、場所についてはその会議の中で決定をしていくことになるわけです。したがいまして今の段階でこの場所にとか、あるいはいつの時点にということとは申し上げられませぬ。

また例えば校舎を新たな場所に建設するとなつた場合や、あるいは既存校舎を大規模改修するということも考えられます。いろんなことを考えるということが前提になりますので現段階でははっきり申し上げられませぬ。

○議長（河井淳君）

松浦君。

○7番議員（松浦隆君）

そうするとあの出された意見書は真ん中に、改修をしないで、改修とかそういう予算を付けないで真ん中に中学校を建設するための検討委員会というふうに謳っていますよね。今の教育長の答弁では改修も含めてどのようにするか検討するための、その一段階前の検討委員会ということですね。そういう理解でいいんですか。

○議長（河井淳君）

教育長。

○教育長（鈴木高吉君）

今、議員さんがおっしゃられましたように、名称も中学校校舎建設推進検討委員会ということになっております。どこの場所にとか、あるいはいつにということとは当然出ておりませぬし、今、論じるところではないと思っています。今、議員さんがおっしゃられましたとおり、この検討委員会というものはいろんな場面を想定して検討していくということだと思ひます。

○議長（河井淳君）

松浦君。

○7番議員（松浦隆君）

私もちょっと時間がないので、この件については同僚議員が通告によって今後質問する予定になっています。時間の関係もあって私はこのへんでやめさせていただきますけども、このことについては、1つだけ言わせてもらひますけども、あの意見書は真ん中に学校を建設するためにどういうふうな形でもっていくかという、そのための意見書だと私は思ひます。今、言ったようにその以前の段階の意見書というのは私は理解していませんし、提出された議員もまたそれに賛成された議員もそのことは考えていないと私は思ひます。

以上です。

それでは続きまして2の1、将来ビジョン構築に対する町の考えについて伺ひたいと思ひます。

私はこれまで1年以上、一般質問において将来ビジョンの構築を訴えてきました。現在に至るまでなんら町の方針が示されていないというのが非常に残念ですが、消滅の恐れがあるとされた現状を踏まえた今後の考え方を大変恐れ入りますが町長にお伺ひします。

○議長（河井淳君）

町長。

○町長（望月仁司君）

お答えをいたします。

総合計画の目指す将来像につきましては、ご案内のとおりやすらぎと活力のある開かれた町とこういうように決められております。私は総合計画の目指す将来像のやすらぎと活力ある開かれた町を目指すにあたり「住んでよし 訪ねてもよし おらが身延(まち)」を提唱し町政に励んでまいりました。これを実現するには、中部横断自動車道の早期完成と定住促進のための鎮守の森構想を推進しているところでございます。

3年後に完成が見込まれる中部横断自動車道は新直轄方式で建設されますので、当然のことですけれども身延町内は無料区間となります。町内の活性化インターチェンジ2カ所を含め3カ所のインターチェンジと近隣町の2カ所のインターチェンジを含めると5カ所のインターチェンジを使用することができます。地域住民の皆さんの利便性は非常に高いものになるとともに甲府市や静岡市等が通勤可能なエリアとなり、就職のための職業の選択肢も多くなります。また本町は自然環境が豊かなこと、町民の皆さんが人間性豊かなことから子どもを育てる環境には最適であると捉えております。このことから町全体をベッドタウン化させる鎮守の森構想を推進することが重要な施策と捉えて推進をしているところであります。

また現在、国において進められております人口減少対策におきましても町の将来展望を示す地方人口ビジョンを策定することが国より指導をされております。これらにも積極的に関わしながら人口減少の抑制を図っていきたいと考えているところでございます。

以上でございます。

○議長（河井淳君）

松浦君。

○7番議員（松浦隆君）

今、町長から答弁がありましたけども仕事場、それから交通網の整備、これも大きな要素だと私は思いますし、それが人口増につながる1つの方法論でもあろうかと思えます。

私は若い世代が魅力を感じる、それから夢と希望が持てるまちづくり、これを進められることが肝心なことではないかというふうに私は思っています。要は町の特色を生かした独創的な施策で若者の心をつかむ、これが大きなポイントではないかと考えています。その上で今、町長の答弁にありましたけども、町長が提唱しています鎮守の森構想、これが逆に生きてくる、そういうふうに私は考えています。ですから鎮守の森構想でここをベッドタウン化したいのであれば、そのベッドタウン化するためのやすらぎうんぬんというその1つの大きな目的、スローガンはいいんですよ。それをいかに具現化して具体化してやっていくか。このことのほうが一番大事なことですし、またそういうふうに進めなければ若者の心はつかめないんじゃないかというふうに思います。

それではその質問の2番、社会人口減少率の向上に対する町の考え方、これを簡単にお願ひします。時間がありません。

○議長（河井淳君）

町長。

○町長（望月仁司君）

ご案内のとおり日本の人口は2008年をピークに減少期に入っております。身延町の人口は昭和35年の国勢調査の人口を旧3町合わせますと3万5,616人でありました。平成22年、2010年ですがその国勢調査の人口は1万4,462人となり、50年で2万1,154人の減少で人口は半数以下になっております。旧3町とも過疎地域に指定をされ、それぞれ脱却を図るべく水道、町道、下水道などのインフラ整備を優先的に進めて合併後もこれらの事業にまい進をしてきたところであります。

人口の減少の要因は東京への一極集中が挙げられますが、本町におきましては地理的条件が大いにあると考えられます。先ほどの答弁でも触れさせていただきましたが、中部横断自動車道の完成も間近になってきました。完成により自然災害の影響を受けにくい主要な道路の骨格が出来上がります。この道路を使用することにより、先ほど申し上げましたとおり通勤時間の短縮から通勤エリアが広がり新たな職業の選択の幅が拡大されます。このことにより町民の皆さんの生活に変化が表れることとなります。また表われることを期待しているところであります。その結果として若者の定住が進み、子どもたちの元気な声が聞こえ親子3代がにぎやかに生活する鎮守の森構想が進んでまいります。さらには町全体ベッドタウン化を推し進め減少率の抑制に結びつけていきたいと考えているところであります。

以上でございます。

○議長（河井淳君）

松浦君。

○7番議員（松浦隆君）

この社会人口の減少率は非常に町の存亡に大きな影響を及ぼす、そのことを私たちみんながやっぱり認識しなければいけないと思います。

すみません、時間がありませんので次の質問に移ります。最後の質問になります。地方創生「まち・ひと・しごと」への取り組みの考え、これの取り組みについて町長はどのように考えますか。

○議長（河井淳君）

町長。

○町長（望月仁司君）

時間がありませんから、ちょっと。

ご案内のとおり今年の26年9月11日にまち・ひと・しごと創生本部第1回会議が開催されました。まち・ひと・しごと創生に関する基本方針が決定をされました。さらに10月10日にはまち・ひと・しごとの創生本部第2回会合が開催され、国が策定する長期ビジョンと総合戦略の論点が示されました。長期ビジョンはご案内のとおり50年後に1億人程度の人口を維持することを目指し日本の人口を分析し将来展望を示すものであり、総合戦略は長期ビジョンをもとに今後5カ年の政府の目標施策の基本的方向性や施策を提示するものであります。町におきましては、国が策定する長期ビジョンと総合戦略を勘案して町の人口動向を分析し将来展望を示す地方人口ビジョンと、それをもとに町における今後5カ年の目標施策の基本的方向性や施策を提示する地方版総合戦略を作成していくことになっております。現在、町におきましては地方人口ビジョン地方版総合戦略策定に向けた人口動向分析将来人口推計を行うために基礎データを国、県の資料に基づき作成を行っております。

今後におきましては、平成27年度中の完成を目指し順次地方人口ビジョンおよび地方版総合戦略策定の作業を進めていくこととなります。

以上でございます。

○議長（河井淳君）

松浦君。

○7番議員（松浦隆君）

時間が終わりましたが、一言だけよろしいですか。

私がこの間、提案した創生プランですが町長、ぜひそのことを進めていただきたい。時間がありませんので、そのことだけをお伝えして私の質問を終わります。よろしくお願いします。ありがとうございました。

○議長（河井淳君）

以上で松浦隆君の一般質問は終わります。

議事の途中ですが、ここで暫時休憩といたします。

再開は10時20分といたします。

休憩 午前10時05分

再開 午前10時20分

○議長（河井淳君）

休憩前に引き続き、議事を再開いたします。

次は通告の2番、深澤勝君の一般質問を行います。

深澤勝君の質問を許します。

登壇してください。

深澤勝君。

○1番議員（深澤勝君）

通告に基づき一般質問を行います。

先ほど同僚議員から中学校建設検討委員会についての質問がなされました。答弁もございました。したがって重なる部分もあろうかと思いますが私は平成26年11月20日付けの身延町教育委員会から出された検討委員会設置についての報告文書についてお伺いいたします。この報告文書の中身は極めて抽象的で理解に苦しむ文書であったことをまず申し上げ何点かお伺いいたします。

前文において教育委員の発言等を勘案したものとあります。いろいろ考え合わせたものである。予算編成権および執行権のある町長と協議が整ったものではないとしておりますが、現時点では予算編成や執行権が及ぶ段階ではないことは承知しており、教育委員会の報告と捉えております。

しかしながら先ほどの同僚議員の質問に対しまして教育長からいろんな場面を検討すると。大改修もあり得るといふような答弁がございましたけれども、私ども賛成者として町の中央に建設検討委員会を前提に意見書を提出したところでございます。

いずれにしてもどういう形であろうとも予算等、議会に提案されるときは必ずこようかと思っております。その予算の目的をしっかりと見極めた上で慎重に対応したいと思っておりますのでそのへんをご理解いただきたいと思っております。

そこで報告書の記の1項の中で検討委員会を設置し、協議を開始する業務と統合前後の業務が重なるため、学校現場に混乱を生ずるのではとの文面ではありますが統合前後の業務も然り保護者の意向調査、自由意見等を踏まえる中で通学距離、通学時間の短縮に向け一刻も早く解決すべき課題であります。したがいまして検討委員会の協議・検討および統合前後の業務も同時進行で並行して進める必要があると思われまます。教育委員会の取り組む姿勢についてお伺いをいたします。

○議長（河井淳君）

教育委員長。

○教育委員長（望月忠男君）

ご指摘ありがとうございます。

たぶん先ほど松浦議員に対しましての答弁とちょっと重複する部分があると思いますけども、まず教育委員会の定例会の中で出た意見等について簡単に申し上げます。

名称が決まっていなかったもので、意見書に準じて身延中学校建設推進検討委員会とってきました。ということは名前のとおりでありまして、そのことを十分承知しながらの委員会の呼称としてきました。もう1つは委員会の多くの意見は既存の校舎を使用すると今まで説明をしてきましたので、そのことも踏まえながら27年度早期に決定をしたということであります。これは教育委員会として立ち上げる場合にこれは諮問するのではなくて、一応、予見を持たないで審議を自由にしていただくということが第一条件でありましたので、そういう意味で既存の校舎に大規模改修を加えることもあるということも含めて、どこにするかということでもって検討委員会を立ち上げようとしたところであります。ですが先ほど教育長も言いましたように、教育委員会といたしましては審議結果をもとに早期に結論をして町長に申し出て町長の意向を伺いながら、ことを進めていきたいというふうに考えているところであります。

ですが先ほどご指摘がありましたように、この議決が通ったあとは28年度、4月に4中学校を1中とすべく、大げさかもしれませんが夜を日に継いで頑張っていかなければならないというところがあるかと思います。確約はできませんがそういう意味で先ほど松浦議員にも大体、第一四半期の最初は6月ごろというふうに申し上げたところであります。

以上です。

○議長（河井淳君）

深澤君。

○1番議員（深澤勝君）

何かふわふわしたような感じがするわけですけども、不同意の解消に向けてどうしても建設検討委員会、これを前提に検討していただきたい、このことを強く申し上げます。

なお、私は9月定例会の一般質問の中で町長は教育委員会に対し、速やかに検討委員会を設置するよう働きかけを行っていききたいとの答弁がありました。どのような働きかけをなされたのか。どのような思いで働きかけをなされたのか、この点についてお伺いをいたします。

○議長（河井淳君）

町長。

○町長（望月仁司君）

ただいま教育委員長から答弁がございました。ご案内のとおりかねてより教育委員会は教育行政の執行にあたって、個人的な価値判断や特定の党派による影響に対し中立性を確保される

ため選挙で選ばれる自治体の長からも独立した合議制の執行機関である、このことは当然のことでありまして、したがって教育委員会と私はそれぞれに属する権限の範囲内において相互に対等かつ独立し、その事務を執行しております。教育委員会は教育文化に関する事務に総合的権限を有し、町長である私は教育財産に関わる取得処分、契約の締結、予算執行、教育関連の条例案を議会に提出することに権限を有していることとなります。

このため表立った発言は控えさせていただきましたが、私が身延町長に就任するため平成20年10月5日、投開票の町長選で町民の皆さんから選挙の洗礼を受けました。この時点ですでに教育委員会は学校統合について、身延小中学校適正配置審議会より1中2小の答申を20年の8月12日にいただいておりますので、私はこれに賛同し町民の皆さんの審判を受け当選をさせていただいた経緯があります。さらにご案内のとおり23年9月16日には議員提案により1中3小が町議会で決定をされました。議員提案という形をとっていただいたことに対しましても大変喜ばしく思っております。学校統合計画を支持してきた経緯から教育委員会が早期に中学校建設推進検討委員会を設置すること、またはこれに準じた検討を始めているということでもありますので、町長としてはこれに同意をしたいと考えているところでございます。

以上でございます。

○議長（河井淳君）

深澤君。

○1番議員（深澤勝君）

ただいま町長からご答弁をいただきました。

教育委員会の動向に賛同して積極的に取り組んでいただけるというふうに理解をしたところでございます。

次に記の2項の内容でございます。議会の議決後に検討委員会を設置すべく準備に入り平成27年度の早期に検討委員会を発足するとしております。先ほどの答弁の中でおよそ6月を目途としている答弁がございました。可能な限り、これを前倒した努力をされて遠距離通学の解消が一刻も早く実現できるように願うところでございます。

いずれにいたしましても減価償却資産としての耐用年数はあと4年であります。また検討委員会の設置については9月定例議会において、発議第1号の意見書として議決がなされております。身延町議会としての意思決定であります。議決権は議会の持つ権限の中で最も本質的、基本的なものとされております。このことを踏まえて早期に目的達成に向け積極的に取り組まれるよう強く求めて次の質問に移ります。

次に宅地分譲事業について、お伺いします。

丸滝宮の前宅地分譲事業は中部横断自動車道の開通を見据えまして鎮守の森構想の実現に向けた定住人口の確保対策の一環であろうかと思っております。すでに過日の町長のごあいさつの中で触れておりましたが改めてお伺いします。

町が造成した19区画の販売状況と購入された方の居住地や世帯構成等、これは許される範囲で結構ですのでお聞かせください。なお、今後の販売見通しはどのような状況であるのか併せて伺います。

○議長（河井淳君）

町長。

○町長（望月仁司君）

これにつきましては私の行政報告の中でお話をさせていただきましたが、この答弁につきましては担当の室長にいたさせますのでよろしくお願いいたします。

○議長（河井淳君）

政策室長。

○政策室長（佐野文昭君）

お答えさせていただきます。

丸滝宮の前団地宅地分譲事業の状況につきましては、今も議員さんが言われましたとおり昨日、町長の行政報告でもありましたとおり3区画が契約済みでございます。現在、検討中が1区画となっております。契約済みのうちすでに1区画は地鎮祭を実施しまして着工となっております。またもう1区画につきましても今月中には着工をしていくと聞いております。住宅の建設が進んでまいりますと目に付いてきますので関心も増えてくることに期待をしておるところでございます。

残りの区画につきましては、宅建協会やハウスメーカーへもチラシを配布して積極的にPRを実施し着実に契約件数を伸ばしていきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（河井淳君）

深澤君。

○1番議員（深澤勝君）

私、購入された世帯の状況についてちょっとお伺いしているところがございますが、これは許される範囲で結構ですので、世帯の状況と例えば小学生、中学生等がいるのかどうかという部分も含めてお願いしたいと思います。

○議長（河井淳君）

政策室長。

○政策室長（佐野文昭君）

子どもを持つ家庭が1世帯あります。小学生の家族。そして高齢者の夫婦が1つ。そして若者が1世帯という形で3つの契約を結んでおります。

以上です。

○議長（河井淳君）

深澤君。

○1番議員（深澤勝君）

3区画が販売実績で1区画が検討中ということでございますが、定住人口の確保対策の道のりは非常に厳しい状況かと思われまます。過日の町民と議会との懇談会におきましても販売促進に大きな期待を寄せた発言もございました。したがいまして、販売促進に向けた政策的取り組みについて具体的に検討していく考えはあるのか、お伺いをしたいと思います。

○議長（河井淳君）

政策室長。

○政策室長（佐野文昭君）

やはり人口減少問題というのが今、国も筆頭に挙げられておりますので積極的に取り組んでいきたいと考えています。

○議長（河井淳君）

深澤君。

○1番議員（深澤勝君）

私は政策的取り組みとして、小中学生のいる世帯や生産年齢の世帯等をさまざまな角度から優遇措置等を検討する必要があるかと思えます。したがって、この施策を講じるために早急に検討されたいと思えます。定住人口の確保および流失人口の歯止めに努めて、一日も早く売れますよう全力投球を望むところでございます。

なお、情報発信についても検討を加える必要があるかと思えます。チラシや文書等の配布も必要でしょうけども、例えば山梨県では都内の移住者獲得のためにふるさと回帰支援センター内に常設相談窓口として山梨暮らし支援センターが設置されております。このセンターを通じて、すでに移住に至った人が80人に達していると報道もされております。これらの活用等も併せて積極的なPRも非常に大切なものだと思いますので、PRに積極的に取り組まれるよう期待をすることでございます。

なお、昨年12月議会におきまして点在する町有地を活用した宅地分譲事業を進めるとの答弁がありましたので、その後の計画も含めた推進状況を伺います。

○議長（河井淳君）

政策室長。

○政策室長（佐野文昭君）

身延町では町全体をベッドタウン化させる鎮守の森構想を推進しております。それには今言われましたとおり、町内に点在する町有地を活用し定住促進を進めていくということであり、具体的な事例を申し上げさせていただきますと今回、補正予算をお願いしておりますところの下部支所の隣に医師住宅があります。これにつきまして建物の評価をさせていただき、その後、売却をしていく予定であります。

以上でございます。

○議長（河井淳君）

深澤君。

○1番議員（深澤勝君）

昨年の12月の答弁ですと、点在する町有地を利用して定住人口を増やすというふうな答弁がございましたけども、町有地を活用した宅地分譲事業を進めるということがその後まったく進んでいないと。点在する町有地の活用については進んでいない状況であると理解をせざるを得ません。答弁されたことは責任を持って対応を望むところでございます。

そこで町有地の中には、すでに宅地化されている遊休地もあります。これらの有効活用には例えば町内の南部地域、中部地域、北部地域の中で中部地域を求めている、または北部地域を求めている方もいるわけであり、たとえ2区画、3区画であっても町有地を整備することにより流失人口の歯止め策として取り組む必要があると思えますが、町の考えをお伺いいたします。

○議長（河井淳君）

政策室長。

○政策室長（佐野文昭君）

今、おっしゃられましたとおり点在しております。すでに宅地化されている土地も数件ござ

います。これらを積極的に売却していきたいと考えています。

以上です。

○議長（河井淳君）

深澤君。

○1番議員（深澤勝君）

どうか今の答弁のとおりスピード感を持って対応をお願いするところでございます。

次の質問に移ります。

本年2月の豪雪は想定外の事態でありました。国道52号線沿いの住民は米を持ち寄り炊き出しに奔走したところであります。この経験から私は6月議会において各集落の住民がいざというときに手の届く場所に災害用備蓄品等を保管されたくお願いをしたところでございますが、どのように対応なされているのかお伺いします。

○議長（河井淳君）

町長。

○町長（望月仁司君）

この問題につきましては、同じく担当課長に答弁をいたさせますのでお願いいたします。

○議長（河井淳君）

総務課長。

○総務課長（樋川信君）

それではお答えいたします。

備蓄品の保管につきましては、6月の議会の一般質問のときにできるだけ地域住民の皆さまの身近な施設に分散化を図っていく旨の答弁をさせていただきました。

備蓄品につきましては、以前は23カ所の防災備蓄倉庫に保管しておりましたが2月の大雪の経験を踏まえ住民の皆さまの利便性を考慮し、非常食や毛布が配備されていない避難所等11カ所へ新たに配備いたしました。現在は町内34カ所に分散して保管しているところでございます。

以上です。

○議長（河井淳君）

深澤君。

○1番議員（深澤勝君）

豪雪その他災害に備えての対応をしていただき、避難所等新たに11カ所に配備をしていただきました。その11カ所の保管施設等はどこであるのか。またその集落関係との依頼の方法や保管施設の鍵の管理等の協議は整っているのか、そのへんについてお伺いします。

○議長（河井淳君）

総務課長。

○総務課長（樋川信君）

11カ所の場所でございますが西嶋分館、原分館、飯富ふれあいセンター、横光にあります桜清水集会所、和田地区にございます和田農作業準備休憩施設、下大島多目的集会所、帯金多目的集会所、下部温泉会館、波高島集会所、長塩集会所、三保寿楽の湯、以上の11カ所でございます。

なお、集落への協議依頼につきましては、集落の関係者と協議しているわけですが地区の区

長さんほか関係者と連携を取りながら周知徹底を行っております。

また特に文書でのやりとりではなく電話等でお願ひし、配布用備品の数量また施設中の保管場所の位置等のお願ひをしております。

鍵の管理方法についてでございますが、鍵の管理につきましては町が1つ持っております。その他区長さんのところに1つ預けておまして管理していただいております。

なお一朝有事のときには、町のほうで行けないときには区長さんに連絡して施設を開けていただくような方法を周知しております。

以上でございます。

○議長（河井淳君）

深澤君。

○1番議員（深澤勝君）

今の答弁で電話でお願ひしているということでございますが、地域内の役職員の皆さんに周知徹底を含めた文書をもって依頼することを早急に検討されたくお願ひをいたします。よろしくお願ひします。

次の質問に移ります。最後の質問でございます。

身延町地域防災計画に雪害対策を加える必要性を訴えてきましたが、その後の取り組み状況について伺います。

○議長（河井淳君）

町長。

○町長（望月仁司君）

この答弁につきましても担当の課長にいたさせますのでよろしくお願ひいたします。

○議長（河井淳君）

総務課長。

○総務課長（樋川信君）

お答えをします。

去る10月24日に山梨県防災会議において災害対策本部の設置基準の見直し等が承認されました。11月20日に各市町村の防災担当、また11月26日には各町村長、首長への説明がございました。ついては、降雪前には身延町地域防災計画に雪害予防対策として組み込んでいきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（河井淳君）

深澤君。

○1番議員（深澤勝君）

山梨県との整合性を図りながら、早急に雪害対策を加えた地域防災計画を作成するとしておりますが身延町の状況、高齢化や地域性等を総合的に検討され、適合した計画づくりをしていただきたいというふうに思います。

なお、もうこの時期にきておりますので早期に完成されますよう重ねてお願ひをいたします。

それから想定外の降雪の場合、新たな防災計画に基づき消防団の出動要請もあり得るか、その点をお伺ひいたします。

○議長（河井淳君）

総務課長。

○総務課長（樋川信君）

降雪時の消防団への出動要請であります。道路の除雪につきましては各道路管理者において対応していただくものでございますので、消防団への出動要請はうちのほうからいたしません。ただし人命に関わるような緊急時においては、消防団への要請も考えております。

以上です。

○議長（河井淳君）

深澤君。

○1番議員（深澤勝君）

消防団の出動要請も場合によってはあり得ると理解をいたしました。

次に町道等の除雪作業についてはそれぞれ地域の土建業者に依頼していると思われませんが、当中富地区の西嶋集落から土建業者がなくなるとのことです。この集落の除雪についてはすでに新たな業者と調整がなされているのか、この点についてお伺いをしたいと思います。

○議長（河井淳君）

建設課長。

○建設課長（竹ノ内強君）

ご答弁申し上げます。

町道の除雪にあたっては身延町道路除雪要綱によって行っております。除雪作業は258路線、192キロメートルを町内27の建設業者1社ごとに除雪路線を割り当て、毎年委託契約を結びます。今年もすでに町内各建設業者との間で委託契約を結んでおります。

ご質問の西嶋地区の除雪につきましても、例年のとおりの路線を中富地区の建設業者に委託しております。

なお、要綱では除雪の作業開始は積雪5センチ以上で降雪がやんで明るい時点と決められておりますが、今年2月の豪雪時には降雪中に除雪作業に入っていました。このような状況下での経験を生かしながら、この冬の除雪作業に当たりたいと考えております。

以上です。

○議長（河井淳君）

深澤君。

○1番議員（深澤勝君）

西嶋地区も新たな業者に委託をされたとのことですが、当西嶋地内の町道等、ご承知のとおり幅員が大変狭いところが多うございます。したがって、新たな業者にしっかり指導・徹底をされて事故のないよう注意を促していただきたいことを切にお願いを申し上げます。

○議長（河井淳君）

以上で深澤勝君の一般質問は終わります。

次は通告の3番、野島俊博君の一般質問を行います。

野島俊博君の質問を許します。

登壇してください。

野島俊博君。

○13番議員（野島俊博君）

通告に従いまして一般質問を行います。

主に地域防災力の向上について聞いていきますので、よろしくご答弁をお願いいたします。まず質問1でございます。

さて災害、近々では本町における大雪、広島市の土砂災害による74名の尊い命が奪われたこと、また御嶽山の噴火による痛ましい災害などこれまで多くの自然災害に見舞われてきましたが近年は首都直下型地震、南海トラフ地震等の大規模地震の発生が懸念されるところでございます。そして安全・安心に関する地域住民の皆さんの関心が非常に高まってきております。

平成7年1月に発生した阪神・淡路大震災が契機となり、地域の絆の大切さや地域における自発的な自助、共助による防災活動の重要性が認識されることとなりました。そして平成23年3月に発生した東日本大震災を経て自助、共助の重要性が改めて認識されるところでございます。

さて自主防災組織、災害から自分たちの地域を自分たちで守るために自助、共助、公助の連携、特に本町のように304平方キロメートルのような広い町は自助、共助、公助の連携が大変重要となってきております。そして大規模な災害が起こったとき被害を最小限に抑えるためには自助、共助、公助がうまく連携することが大変重要だと言われております。

阪神・淡路大震災では建物倒壊などにより大変多くの方が生き埋めとなりました。神戸市では約85%の方が家族や近隣の住民の方によって救出されております。このことから大規模地震などの発生直後には、行政による活動よりも地域の連携による活動が重要だということが分かりました。

こうした大規模な災害が発生する場合、被害を最小限に食い止めるためにはみんなの地域はみんなで守るといった地域の人々のコミュニケーションと連携意識に基づく自発的な防災活動が不可欠でございます。このため町民の自主防災組織の重要性に対する認識を深め、地域の自主防災組織の育成、強化を図ることが大変重要になってきております。

質問いたします。

質問1．さまざまな自然災害を想定した地域防災力の向上、自主防災組織と地域連携力の強化をもとに総合防災訓練の充実・強化をどのように考えておられますか、回答を求めます。

○議長（河井淳君）

町長。

○町長（望月仁司君）

この答弁につきましても、担当課長にいたさせますのでよろしく申し上げます。

○議長（河井淳君）

総務課長。

○総務課長（樋川信君）

それではお答えいたします。

総合防災訓練につきましては全国的に頻発する地震や水害、土砂災害に対する備えから訓練の必要性はますます高まっているところでございます。その一方で大規模災害では公的な機関による救助活動は特に規模や迅速性の点から限界があり、住民自身の手による自助、共助の重要性が指摘されております。このことから本町におきましては地域の防災力向上を目指し、今年6月25日に県政出張講座による防災研修を身延地区区長会の皆さまに受講していただきま

した。7月24日には下部地区自主防災会長の皆さん、8月11日には中富地区自主防災会長の皆さんに峡南地域防災リーダー養成講座による避難所設営訓練を受講していただきました。また自主防災組織の充実を図る目的で、山梨県で実施しております活性化特別推進事業に応募したところ、横光地区の自主防災組織が選ばれて、防災マップづくりや図上訓練を年度内に受講していただく予定であります。現時点においては各自主防災組織の実情に合った訓練を推進していきたいと考えております。

以上です。

○議長（河井淳君）

野島君。

○13番議員（野島俊博君）

おっしゃるとおり図上訓練、これは地図を確認、その町の強さ、弱さも見えてくると。そして地域防災力の可能性も見えてくるでしょうし、災害に強いコミュニティづくりの方向性も自ら明らかになると思います。このことで訓練によりまして災害知って町を知る、人を知る、みんなが災害救援について熱く語るによりまして、連帯感が生まれ信頼関係が育ってくることが目的であると思います。

町民と地域の防災力向上、町民、事業所等は自らの生命は自ら守る、自分たちの町は自分たちで守ることを防災の基本理念として災害に対する不断の備えを進めるとともに町民、行政、事業所、ボランティア等との総合連携、総合支援を強め自助、共助による町民および地域の防災力向上の推進を今後ともぜひお願いしたいと思います。

次に移ります。質問2でございます。質問2は災害時要援護者、避難支援の取り組みについて伺っていきます。

地域ぐるみで防災対策、高齢者や障害がある人のうち災害時に迅速に避難行動をとることが困難な方々、災害時要援護者でございますけれども地域の中で効果的な支援を受けられるような体制づくりを地域の皆さまと協働しながら進めていくことが肝要であると考えます。

では地域防災対策上の重要な課題は何か。近年の大規模災害では犠牲者の多くが高齢者や障害者などの災害時要援護者となっております。新潟県中越地震では犠牲者の多くを高齢者が占めており、また東日本大震災で犠牲となった障害者の割合は住民全体と比較して約2倍であったとの報道もあり、地域防災上の大きな課題となっております。

一方、阪神・淡路大震災では9割以上の方が自分の家族や近隣の人によって救出されたという報告もございます。災害が発生した際に地域内で災害時要援護者を含めた避難支援活動を円滑に行うためには自治会などを中心とした近隣の助け合いが重要でございます。災害発生前から災害時要援護者の所在把握や避難支援の体制づくりに取り組むことが地域の防災・減災の強化につながります。災害が発生したときは高齢者や心身に障害がある人、子どもや妊婦などの災害時要援護者の方には特別の配慮が必要でもございます。身近にいる災害時要援護者の方々への手助け、心配りを心掛けていかなければなりません。

そこで質問いたします。

災害時要援護者避難支援事業のスムーズな導入、展開に向けた対策をどのように考えているか回答をお願いいたします。

○議長（河井淳君）

町長。

○町長（望月仁司君）

同じく答弁につきましては担当課長にいたさせます。よろしくをお願いします。

○議長（河井淳君）

福祉保健課長。

○福祉保健課長（穂坂桂吾君）

お答えします。

災害発生時にはまずは住民の生命を守ることが最優先の課題となりますが、災害から自らを守るために安全な場所に避難するなどの一連の行動を取ることが困難な高齢者や障害者などの要援護者への対策は重要であると認識しています。町では平成22年3月に災害時要援護者支援マニュアルを策定し要援護者の登録、データ化など災害時要援護者登録台帳の整備に取り組んでまいりました。しかしながら例えば入退院、あるいはしばらく町外の家族のところに滞在することになったなど要援護者の状況も日々変化するものであり、それらの状況を随時台帳に反映することの限界を感じてきたところです。

また大規模災害時には行政の手が細部に行き届かない場面も十分想定されます。そのようなとき頼りになるのは地域の助け合い、共助の力であると思います。この観点から災害時要援護者登録台帳につきましては、あらかじめ地域の防災組織等へ提示するとともに日常の見守り活動を通じた状況把握や災害時の情報伝達、避難援助などについての支援計画を地域で考えていただき、いざというときに要援護者の命を守る行動へつなげていただきたく、今後はその方向へ力点を置いて取り組んでまいりたいと考えています。

以上です。

○議長（河井淳君）

野島君。

○13番議員（野島俊博君）

具体的なまず行動を知っておくことが必要ではないかなと思います。

では日ごろの備えをどのようにしたらいいのか、例えば東海地震に関連する注意情報が出されたときにはどのようにしたらいいのか。災害発生時に避難するときは、避難所ではなどそれぞれに行動を明記しておく必要があると思いますがいかがでしょうか。

特に先ほど言われましたとおり、近年個人情報の保護という観点から災害時要援護者となる方の情報が防災という観点から把握しにくい傾向がありますが、個人情報の保護は個人の幸せを守るためのものであるという観点から、個人の命や健康を守る観点からの個人情報の共有は必要であるという見解も示されております。そのためあらかじめ個人情報保護審議会の了承を得て福祉関係部局が把握している高齢者世帯や障害を持つ方の情報といったものを障害関係部局と共有し、それを地域の防災ネットワーク等で共有している自治体もあるようでございます。地域における要援護者を事前に把握し発災した場合に誰が支援するのか、あらかじめ決めておくことが大変重要であると考えます。

また避難誘導としては要援護者を支援する意識向上を図ります。日ごろのお付き合いの中で何かお手伝いすることはというような関係を区や自主防災会の自治活動の中で要援護者との交流を密にし、いざというときに地域全体で協力できる関係を築くとともに要援護者と家族の方が日ごろから地域活動に参加して周囲との関係を深めていくことが大切でございます。

以上この点に重きを置いて災害時要援護者支援事業の導入、展開に向けた努力を何とぞお願

いを申し上げたいと思います。

次に移ります。質問3、過去の大きな災害の経験から災害時の初期の人命救助や時には初期消火などは地域住民が担う割合が非常に高いことが分かってまいりました。そこで近年、防災は地域住民との協働が不可欠という観点から計画策定する段階から住民参加で進めることがいざというときに実効性のある地域住民が協力できる計画となると言われております。

また町という単位ではなく住んでいる地域で防災について考えることが地域コミュニティが強化されることにもつながるとされております。言わば地域防災計画というのは地域コミュニティを増進するための非常に優れたツールであると言われております。

そこで質問をいたします。

質問3、防災計画をいざというときに実行のあるものにするために、つまりこれまで以上に地域の防災力を高めるために今後どのように町民と共有できるものとするのか具体的な取り組みを聞きます。お願いします。

○議長（河井淳君）

町長。

○町長（望月仁司君）

同じく答弁につきましては、担当課長にいたさせますからよろしく願いいたします。

○議長（河井淳君）

総務課長。

○総務課長（樋川信君）

それではお答えします。

災害が発生したときには被害を少なくするために、落ち着いて適切な行動を取ることが大事と言われております。そのためには対処の方法を知り、行動できるようにしておく必要があると思います。それには各自主防において防災訓練を繰り返し行うことが大切であり、訓練を積み重ねることにより災害が発生したときの防災行動力を高め、被害を最小限に食い止めることができると考えております。今後は避難訓練や初期消火訓練のみならず自主防災組織を対象とした図上訓練等を積極的に取り組み、非常時における避難所の設営訓練等、多くの自主防災組織に受講していただき、なお一層の地域防災力強化を図っていきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（河井淳君）

野島君。

○13番議員（野島俊博君）

私たちは常に過去の災害から得られた教訓の伝承に努め、また自ら災害に備える手段を講ずるとともに自発的な防災活動に参加し、防災意識の向上を図ることであると考えます。そして今おっしゃるとおり自主防災組織の育成については町と地域が連携し防災訓練の実施、県政出張講座による防災研修の受講等、共助の中核となる人材育成を推進し、自主防災組織の機能強化を図るということであろうかと思えます。ぜひこのまま一生懸命続けていただきたいなと思います。よろしく願いいたします。

次に移ります。次は峡南地域防災力強化の戦略ということで伺います。

富士川流域の南アルプス市と周辺地域における自然の特徴は崩れやすい地質、そして糸魚川静岡構造線と新発田小出構造線および柏崎千葉構造線等に囲まれたフォッサマグナ地帯の中に

あります。糸魚川静岡構造線はわが国で最も大きな活断層であり富士川に沿って走っています。周辺の地質は活断層の影響を受け非常にもろく崩れやすいとされており、富士川またその水系においてはこれまで幾たびも土砂を大量に運び濁流による路肩決壊、田畑の水没、土砂による交通止め、一瞬のうちに貴重な財産を失ってしまったこともありました。このように峡南地域は52号線県道の交通止め、身延線の運行中止など生活面において不自由なことがたびたびあります。

さて峡南地域防災力強化戦略施策の体系、予防対策として8項目の地域住民の命を守る戦略がございます。そして5項目の地域住民の生活を守る戦略、さらに復旧・復興対策として2項目の戦略がございます。

そこで質問をいたします。

峡南地域連絡協議会では住民、自主防災組織、事業所、防災関係機関、町、県などが自助、共助、公助の視点からそれぞれの立場の役割を明確にし、一体となった活動を行うなど地域防災力の向上を目指し、今後取り組む必要性の高い基本的な防災施策を一覧として作成しておりますけれども作成の背景、峡南地域の課題、峡南地域の防災力強化戦略の必要性をお聞きます。よろしくご答弁をお願いいたします。

○議長（河井淳君）

町長。

○町長（望月仁司君）

同じく答弁につきましては、担当課長にいたさせますのでよろしくお願いいたします。

○議長（河井淳君）

総務課長。

○総務課長（樋川信君）

峡南地域の防災力強化戦略についてでございますが、これにつきましては平成18年12月に策定されまして平成24年3月に一部改正されております。この中で峡南地域の現状は東海地震をはじめ釜無川断層地震や富士山噴火などの危険性が指摘され、万一これが発生すれば広範囲にわたり甚大な被害を受けることが懸念されております。

当地域では中山間地域に高齢化の進んだ集落が多く点在しており、特に土砂災害等の危険箇所が多く大規模災害発生時には主要幹線道路である国道52号などが寸断され、孤立集落が多数発生すると想定されているのが現状であります。

新潟県中越地震などの大規模災害での教訓として自主防災組織や消防団などが避難、救助、救出対策および初期消火対策等を市町村と一体となって活動する体制づくりの必要性が指摘されております。

阪神・淡路大震災では倒壊家屋の下から救出された4分の3は地域住民の人たちにより、助け出されたといわれ、また先月22日の夜、10時8分に発生しました長野県北部地震でも地域住民の皆さんの手によって多くの方が救出されたと言われております。このように自らの身は自分で守る自助、これと隣近所が助け合って守る共助が大切であり、それらが地域を守ることに繋がっていくものと思っております。その他、峡南地域は孤立集落発生に伴う被災情報収集、提供体制の確立や耐震性の低い木造住宅の改造などさまざまな問題がございます。

なお、大規模災害発生時に混乱が起らないようにするため地域住民、関係機関、団体および行政が災害に対する理解や役割を明確にし、その分担において積極的に活動できる体制づく

りを進めていくことが必要と考えております。

以上でございます。

○議長（河井淳君）

野島君。

○13番議員（野島俊博君）

昭和34年7月、台風による被害。2011年、台風15号が直撃、温泉街が土砂に。広報みのぶ「復旧を目指す」の見出し。いずれも大量の土砂を運び増水による路肩決壊等、大きな被害が出てしまいました。明治、大正時代の土砂災害が31年、明治40年、明治43年、大正3年に流域では大規模な洪水、土砂氾濫に見舞われてもおります。

さっきの回答における後半の部分でございますけども自らの身は自分で守る、隣近所が助け合って守ることが大切であると言っております。それらが地域を守ることに繋がっていくというふうにも言っております。

地域住民と関係機関、団体等および行政が災害に対する理解や役割を明確にし、それぞれの分担において積極的に活動できる体制づくりを進める必要があると答弁をいたしました。ぜひこの件は早急に進めていただきたいと、よろしくお願いをしたいと思います。

それでは次に移ります。

質問5です。多くの尊い命が失われ、日本中に強い衝撃をもたらした平成23年3月11日発生の東日本大震災の発生から年を越すと4年目を迎えます。近年は地震だけでなく本町では大雪の被害が発生するなど自然災害の脅威が増大し、局地的な豪雨や台風等による災害が各地で頻発する中、町民の尊い命、身体および貴重な財産を災害から守る地域防災力の重要性が増大してきております。東日本大震災では地域防災力の要である消防団が自らが被災者であるにもかかわらず救済活動に身を投じて大きな役割を果たしております。しかし消防団の実態は大変厳しく全国的に団員数の減少と平均年齢の上昇が進んでおります。

さてこのような状況下、総務省ミッションとアプローチ、重点施策においては国民の命を守る消防防災行政の推進、地域の消防防災体制の充実化として1.常備消防力の強化、1.消防団と地域の総合防災力の充実強化、1.消防防災教育訓練施設の整備が挙げられております。特に消防団と地域の総合防災力の充実強化については地域住民の安心・安全の確保に大きな役割を果たす消防団等について消防団員の確保、装備や訓練の充実、自主防災組織等の連携強化とともに地域防災拠点の整備が挙げられております。

そこで質問をいたします。

質問5、総務省ミッションとアプローチ2014重点施策中、命を守る消防防災体制の充実強化についての取り組みと結果をご答弁お願いいたします。

○議長（河井淳君）

町長。

○町長（望月仁司君）

同じく答弁につきましては、担当課長にいたさせますのでよろしくお願いいたします。

○議長（河井淳君）

総務課長。

○総務課長（樋川信君）

お答えいたします。

地域の消防防災体制の充実強化の中にあります消防団等、地域の総合防災力の充実強化についてでございますが地域住民の安心・安全の確保に大きな役割を果たす消防団等について消防団員の確保、装備や訓練の充実、自主防災組織等の連携強化とともに地域防災拠点の整備をしなければなりません。本町においても少子高齢化により消防団員確保が非常に困難となっておりますが地域住民の皆さまのご理解により峡南地域の町では最も多い721名の消防団員の皆さまに活動していただいております。

装備においては消防団員用のデジタル無線機を本年4月に配布、運用を開始しまして団員には好評を得ておるところでございます。また軽の積載車1台も本年度中に更新する予定でございます。消防団員においては町開催の礼式訓練をはじめ山梨県消防学校への基礎教育訓練、専門教育訓練、幹部教育訓練等に入校し自主防災組織との合同の防災訓練にも参加していただいております。地域防災拠点としては平成25年度事業において、大島地区に消防詰所を新築したところでございます。

以上でございます。

○議長（河井淳君）

野島君。

○13番議員（野島俊博君）

それでは次に移ります。

この質問は、今回の町民と議員との懇談会の中でも非常に保護者の方々が児童生徒の学校での生活の中で安全・安心ということに心配をなされております。そういう観点も含めて、これからちょっと聞いていきます。よろしく願いいたします。

家庭、地域、社会との連携。災害が発生した場合、学校は児童生徒等の生命の安全を守ることに最善を尽くさなければなりません。そのためには家庭や地域や関係機関に協力を求める必要もでございます。しかし地震等の災害の被害は地域全域の広域にわたることが想定されます。その場合、地域住民から頼りにされ避難所としての役割を果たすことになるのも学校でございます。学校が避難所となった場合、過去の災害時のアンケートでは事前の連携状況により、その後の教職員の負担や学校教育活動再開に大きな差が出たともしております。防災教育については80%以上の学校等で災害から身を守る方法を実施しているが地域に発生した災害、地域で起こるとされている災害についての学習の方法は、まだ少なかったとも言っております。

また避難所の開設や運営に関しては、日ごろから連携している機関としては首長部局の防災担当が44.7%、警察・消防が38.7%であり、地域住民に至っては35.2%という割合でもございました。学校施設が避難所となった場合、速やかに運営が町村に移行され、地域の自治会等が自主的に避難生活を運営できるよう体制を整備しておくことが早期の学校再開を実現させるために必要であると思っております。

そこで質問をいたします。

質問6、学校安全は生活安全、交通安全、災害安全、防災と同義でございますけども、この3つの領域で構成され、また行動として安全教育、安全管理、そしてその両者を円滑に推進するための組織活動がございます。地域と連携した学校防災力の強化に向けての取り組みと結果を聞きます。

災害安全についての学校安全の行動に沿って児童生徒の防災に関する学習や指導をどのように行っているか、お答えをいただきたいと思っております。よろしく願いいたします。

○議長（河井淳君）

教育委員長。

○教育委員長（望月忠男君）

今年第1回の定例議会におきまして同様のご質問をいただいておりますので、そのときの答弁と重複することをご了承ください。

地域と連携した学校防災のあり方のことですが、児童生徒は平日のおおむね3分の1、学校で過ごしております。休日を考えますと多くは家庭や地域にすることになります。したがって学校の防災対策というのは学校内だけを想定して現在、完了をしているというのが実態であります。

しかしながら教育委員会は保護者にも問題意識を高めていただきたいという思いで、平成25年度には一部の学校で実践的な訓練を行い、このとき学習した災害時の心構えなどを講演会で周知しました。今後、機会があれば継続していきたいというふうに考えております。

地域との関わりで考えられるのは登下校時の災害ですが、この場合は自主防災会や通学路近辺に居住する地域の方々に暴漢に対する見守りのような対応を災害時にもお願いしたいと思っております。

次に防災に関する学習や指導についてでありますけども、町に防災計画があるように管内の学校にもいろいろなマニュアルがありまして、それは犯罪の場合、火災の場合、風水害の場合とそれぞれに応じたものがあります。その中で特に避難行動、あるいは児童生徒の引き渡し、それから学校と地域防災に関する課題についても定めてあります。防災計画の中では避難行動に関すること、何よりも危険を予測し回避する能力を高めることが必要となります。最近ではこれがかかなり重要になってきているように思います。

具体的な取り組みとしては管内各学校で年間3回から5回ほど引き渡し訓練を含めて防災訓練等を行っておりますが、その都度、想定を変えて行っています。最近ではより実践的な訓練を通して児童生徒が避難行動について自ら分析して考えて行動できるようなそういう試みを行っております。その結果、今まで当然と思っていた非常に杓子定規的な避難行動にさまざまな問題があるというふうなことが分かってきました。災害発生の場合にはいち早く避難すること、身を守りさえすればあとはなんとかなるということですが、教師の指導力にも限界がありますし、まわりの状況に応じ児童生徒が自らの命を守り抜く、主体的に行動する。これが身に付けられるように学校長ともども頑張っていきたいと思っております。

蛇足ですけども下部小学校で今年4月早々に避難訓練を行いました。火災想定での避難訓練でありましたけども子どもたち児童が全員、グラウンドの真ん中に集合できた時間が2分45秒であったというように報告を受けております。非常に早かったというふうに思いますけども、訓練がかかなり充実をしているというか状況がうかがえます。

以上です。

○議長（河井淳君）

野島君。

○13番議員（野島俊博君）

これにつきましては、今日は地域防災力の向上ということで特にこの質問6につきましては地域の防災力を生かした防災教育、そして保護者、地域関係機関等との連携による安全確保もこれも大事だと。そして行政機関との連携はどうか、関係機関との連携は、そして保護者や地

域との連携においてはどうかということ、地域の皆さまにひとつぜひ理解をしていただいてご支援いただきながら学校の安全・安心を図っていくと。そういう意味でさまざまな連携が浮かんでくるわけでございますけども、どれをとっても大切なことでございますので、さらにこの連携をさらに強めていただいて、ますます安全・安心を図っていくようお願いしたい、そういう質問でございますのでよろしくお願いいたします。

では質問7に移ります。今までの質問を考慮に入れて聞いていただきたいと思います。

まず避難先のイメージといたしまして地域内避難、これは一時避難先として自宅また自宅から徒歩数分の避難できる場所。地域外避難として自宅から避難道を通り時間を要する場所への避難、指定避難所への避難等々がございます。次にこれらの評価項目、評価基準による行動と、これをしていくためには避難先の安全性を考えていかなければなりません。特に土砂災害の恐れがないか。避難先の災害に対する強度は満足できるものか。避難路の安全性はどうか。避難途中、土砂災害の危険性はあるか等々こういうことも考慮に入れなければなりません。そして住民の避難能力手段は自分自身で避難できるのか。また家族は自力で避難できるのか。気象状況、気象情報、今後の状況と今後の予測、これからこういうふうになりそうだ等々を考えなければなりません。そして避難先の環境、食料・水は確保がされているか。寝る場所などのスペースが確保されているか。プライバシーが確保されているか。欲を言えばAED、発電機と燃料があるか。こういうことを考え合わせますと八木沢の皆さまが帯金まで来ることは大変リスクが多すぎると思いますが、これはいかがでしょうか。

過去のこの流域の被害を見ますと古くは先ほど申し上げましたとおり昭和34年の台風7号による被害、富士川の洪水により水に浸かり、さらに身延線の橋げたに木が詰まって沢の水があふれ人家を襲った水害、さらには2004年の台風22号、手打沢での土砂災害とともに県道9号線、帯金八木沢間の帯金より県道が路肩決壊、1カ月ぐらい通行止めとなったと記憶しております。

また近々では2011年9月の台風12号ほか最近では台風による大雨で、特に帯金地内の沢でございますけども、軽金の水門によりまして沢の水位と富士川の水位が逆転して水の逆流があり、田畑が水没の被害またスクールバス停付近の県道が水に浸かったこともあったところでございます。

このような状況下において八木沢地区の皆さまが帯金に避難することは非常に危険を伴うことであると考えますが、いかがでございましょうか。

それで質問7、国が指定している避難所は3種類存在しますが広域避難場所、一時避難場所、収容避難場所がありますが、本町における避難場所一覧を見ると八木沢集落の避難場所が帯金多目的集会施設となっているが、その理由を聞きます。

また八木沢・大袋の避難地としても帯金多目的集会所となっているが、その理由をお願いいたします。答弁をお願いいたします。

○議長（河井淳君）

町長。

○町長（望月仁司君）

これの答弁につきましても、担当課長にいたさせますのでよろしくお願いいたします。

○議長（河井淳君）

総務課長。

○総務課長（樋川信君）

それではお答えします。2点あったかと思います。

1点目ですが八木沢集落の避難場所が帯金多目的集会施設となっている理由でございますが八木沢地区には集落の人たちを収容する広さの施設等がないことから帯金多目的集会施設を指定しております。

また八木沢・大埜の避難地として帯金多目的集会所となっている理由でございますが以前は帯金多目的集会所が現在の帯金区民広場のところでありまして、その集会所の前の広場を避難地として指定しておりましたが、すでに帯金多目的集会所は他の場所へ移転しておりまして、そのとき避難地の名称を帯金多目的集会所前を帯金区民広場に変更すればよかったわけですが現在まで同じ名称となっております。早々にも名称の変更をして、ご理解をいただきたいと存じます。

なお、避難地や避難場所の指定については住民の皆さまが安全で安心して避難していただける場所を選定しておりますが地域の実情に合わせながら避難場所や避難地の検討を行っていきたいと考えております。

以上です。

○議長（河井淳君）

野島君。

○13番議員（野島俊博君）

最後のほうなんですけども、その避難地の安全性、避難路の安全性を考慮して決めていきたいということでございますね。そういうことで解釈してよろしいですね。はい。それでは分かりますけども、あれだけのリスクがあるところですので、ぜひそういう考えのもとにしていただきたいと思います。

このたびの台風18号、19号においてはこの防災身延で八木沢の皆さんは下山地区公民館に、そしてその他の大河内地区の皆さまは18号においては大河内小体育館、19号においては大河内地区公民館への避難準備が放送されたわけです。この設置は大変よかったなと思っております。またその避難された方々に聞いたところ、やっぱり雨の音に不安を感じておられましたけども、職員の皆さまの献身的な対応で心の暖かさ、また暖房によりその不安も和らいだようございました。そういうところで、この職員には感謝を申し上げたいと思います。

さて各家庭には戸別受信機が設置されていることは大変よいことでございます。さらにデジタル化ということで音声も明瞭であり、何はともあれ一斉に情報が得られることは防災の第一歩であり大変よいことでございます。ぜひ今後におきまして、将来の避難行動改善の方向性の一案として、想定される災害に対する住民の避難能力、自宅の体制、避難場所の安全性、避難路の安全性について判定するための標準化基準の提示が必要であると考えます。判定結果をもとに住民自身がどのように防災行動が可能か自分で検討できるようにしていくと。住民が選ぶことのできる防災活動のオプションも提示、域外避難と域内避難の選択、さらに自宅の補強やシェルター設置による自宅内での避難の可能性についても検討していく。避難のための移動が困難な住民は避難行動がとれるような支援の検討も必要だと思えます。避難者が避難の判断として評価基準となる気象情報、土砂災害情報の発信、伝え方をぜひまたさらに検討を加えていただいて住民の皆さんが安全・安心に避難できるような体制を整えていただきたいと思えます。

以上で私の質問を終わらせていただきます。

○議長（河井淳君）

以上で野島俊博君の一般質問は終わります。

議事の途中ですが、ここで暫時休憩といたします。

再開は13時といたします。

休憩 午前11時40分

再開 午後1時00分

○議長（河井淳君）

休憩前に引き続き、議事を再開いたします。

次は通告の4番、芦澤健拓君の一般質問を行います。

芦澤健拓君の質問を許します。

登壇してください。

芦澤健拓君。

○6番議員（芦澤健拓君）

通告に従って質問を行います。

昨日、町長から1中3小の学校設置条例の一部改正条例案が上程されました。私はこの議案の内容に反対している保護者、町民の代弁者として、また現在ならびに将来の身延町の子どもたちの幸せを願って今後の町政の進路を左右するこの議案の可否について議員の皆さんに再度じっくりと考えていただきたい。将来にわたって、あれは間違いのない判断であったと評価されるような結論を出していただきたい。そういう願いを込めて質問をいたします。町と教育委員会とそして議会の良識を信じて質問をさせていただきます。

はじめに教育委員会に関わる皆さんの報酬、または給与について確認をしておきます。

教育委員長は年間の報酬が25万円。教育委員が同じく16万円。教育長の給与は51万7千円で賞与を含めて計算すると約827万円。学校教育課長については職員給与条例から推測するしかありませんが、やはり賞与を含めて約670万円。常勤、非常勤の別はありますけども年間所得の多い順に教育長、学校教育課長、教育委員長、教育委員という順番になります。ただし、これら所得にかかわらず委員会を代表する責任を有するのは教育委員長であります。ここでお聞きします。

平成26年7月31日付けで町民各位宛てに出した身延町立小中学校後期統合計画の実施についてという文書の中で、教育委員会は本町の子どもたちを取り巻く教育環境に関する事象を憂慮し首尾一貫し教育的見地から学校統合を提起してきたというふうにいっております。教育委員長と教育長は教育環境に関するどのような事象を見て学校統合後期計画を提起・推進してきたのかを次の3点についてお聞きします。

学校の教育環境に関する事象を調査するためにどの学校に年何回くらい訪れているのか。それからどの学校のどんな行事が行われるときに訪問しているのか。それぞれの学校の子どもの様子と小規模校である学校教育について、どのような感想をお持ちなのか。小規模校にはどのような問題があるのか。この3点についてお聞きしたいと思います。教育委員長、続いて教育長の順にお答えください。

○議長（河井淳君）

教育委員長。

○教育委員長（望月忠男君）

教育長から先に答えます。すみません。

○議長（河井淳君）

教育長。

○教育長（鈴木高吉君）

質問通告により答弁を用意をいたしており、その順でお答えする準備は整っておりますけれども、議員さんがおっしゃるのは学校にどのような訪問をしているかということからお答えすればよろしいでしょうか。はい。

それでは各学校においてはいろいろな行事がございます。例えば入学式、卒業式、運動会、学園祭、公開研究などがございます。それらには必要な都度、出席をしています。また何よりも年度当初でありますけれども教育委員全員で町内11校を訪問し学校の現状を見て、先生方からいろいろなお話を聞いているところでございます。また学校の事情につきましては、校長会等へ出席をして状況は把握しているつもりであります。

以上です。

○議長（河井淳君）

教育委員長。

○教育委員長（望月忠男君）

学校訪問の回数につきましては、ほぼ教育長と一緒にあります。私のほうがちょっとほかのこともあったりして1、2回多いくらいの感じであります。

○議長（河井淳君）

芦澤君。

○6番議員（芦澤健拓君）

次に、まだあるんですね。

○議長（河井淳君）

教育長。

○教育長（鈴木高吉君）

印象というお話もあったと思いますけれども、それでよろしいでしょうか。

率直に感想を述べさせていただきます。管内の学校、これがすべて同じような状況かということはありませんけれども、とにかく率直に言って子どもたちの活気がないという、このような印象をまず1つには持っております。これは溢れる歓声とか、あるいは人の影というものあまり感じられないという現実がありまして、そのような印象があるわけですが、集団でいる場所ではありますが、はじけたり、いろんなことをお話をする活発な感じが受け取れないということを印象として持っております。

なお、授業の件につきましては教師が持てる力を余さず使って熱意を持って授業に臨んでいると、こんなような印象は持っております。

以上です。

○議長（河井淳君）

芦澤君。

○6番議員（芦澤健拓君）

教育委員長の答弁は、ちょっと時間の関係で省かせていただきます。

活気がないというふうにおっしゃっていましたが、私もときどき学校のほうへはまいりますけども、活気がないというそういう印象は持ったことはありません。みんな元気にやっておりますし、いろんな行事を少人数でありますけども、大変素晴らしい意気込みで全員が取り組んでいる、そういう状況を見ておりますので、今の教育長の見方というのは非常に先入観があって見ているのではないかなという、私とすればそんな感じがいたします。

次に教育委員会はことあるごとに、ある程度の人数がそろわないと切磋琢磨できない、だから統合するんだとこういうふうに言っております。教育委員会が言う切磋琢磨というのはなんなのか。いつもそれが疑問に思うんですけども三省堂の国語辞典によりますと「切磋琢磨」とは友だちなどお互いに励ましあって努力し向上することとあります。私たちが講演をしていただいた都留文科大学の西本教授は人数が少ないから人間関係が乏しかったり、競争心が育たないということはない。小規模校の子どもたちは自分より上の学年の様子を見て向上心が育つ。学年の垣根を超えた縦割活動を通じてリーダーシップや役割を果たそうとする責任感が身に付く。さらに小規模校の子どもたちは地域住民との結びつきが強いため、教員以外の大人とも関わり、そこから学ぶことも多い。もとより勉学を身に付けるという点では丁寧に教師の目が行き届く分、小規模校のほうの方が優れているというふうに言っております。

先ほども申し上げましたが、私自身も議員として、あるいは地域の住民としていろんな学校行事に参加させていただいて、それから日ごろ子どもたちと接触する中で地域の小規模校のよさを大変強く実感しております。今の学校に切磋琢磨はないとする根拠を「切磋琢磨」という言葉の意味を考慮しながらお答えください。教育委員長。教育委員長に聞いています。

○議長（河井淳君）

教育委員長。

○教育委員長（望月忠男君）

この問題は学級編制基準等にかかる問題も含んでおりますので、学校教育課長のほうから答弁いたします。

○6番議員（芦澤健拓君）

教育委員会を代表するのは学校教育課長ではないでしょう。

○議長（河井淳君）

教育委員長。

○教育委員長（望月忠男君）

質問の中身は学級編制、あるいは人数編制等に関する問題も含んでおりますので。

○6番議員（芦澤健拓君）

切磋琢磨は。

○議長（河井淳君）

教育委員長。

○教育委員長（望月忠男君）

切磋琢磨につきましては、これは人数に関係なくいろんな意味で可能なことであるというふうを考えています。ですから少人数学級の中でも、あるいは大人数の中でも可能であるというふうには考えていますが、それは程度問題と言いましょか、たしかに身延の各小学校、あるいは

は中学校でも、小さい学校でも非常に頑張っておられる状況は感じておりますけども、やはりそれも程度問題でありまして、小さい学校については切磋琢磨の部分が非常に少ないと言いましょか、場が少ないというふうに思っております。ですから一概には言えないというふうに感じております。

以上です。

○議長（河井淳君）

芦澤君。

○6番議員（芦澤健拓君）

切磋琢磨というふうに言っている割には、その根拠ははっきりしていないということですね。私たちはだから、いつも学校へ行って見せてもらっている姿は非常に都留文大の西本教授の言葉のとおり、大変みんなの気持ちが1つになっていてすごく切磋琢磨しているなということが感じられる。友だちがお互いに励ましあって努力し向上することが切磋琢磨ですから、程度があるとかという問題はあり得ないと思っております。程度というのは、では何なんですか。どういのが程度なんですか。

○議長（河井淳君）

教育委員長。

○教育委員長（望月忠男君）

成長過程にある児童生徒は、やがて一個の確立した人格として社会的な役割を担っていくこととなります。そのためには初等教育の段階で一定の規模を有する集団での関係性が絶対必要だと思えます。ご指摘のように教育委員会は少数数では切磋琢磨できないというふうに言われたようですが、それは実証したわけではなくて実証できない事実があるというふうに思っております。難しい問題です。実証できるかどうかについては、ですからいくら少数人数がいいといっても、程度の問題でありまして、一般論として実証以前の問題として切磋琢磨の問題があるというふうに考えています。

以上です。

○議長（河井淳君）

芦澤君。

○6番議員（芦澤健拓君）

図らずも実証はないというふうにおっしゃっておりますので、これはこのくらいにしておきましょう。

私は教育厚生常任委員会の委員長といたしまして教育委員会の皆さんに保護者、町民への誠意ある対応を要請してきておりますけども、今までのところ到底満足できるような対応はしていただいていないと感じています。

その1つとして身延中学校までの通学距離、通学時間を実際にバスを通学時間帯に運行させてその結果を示してほしいという申し入れをしております。これは私だけではなく保護者からも何回も出ていると思います。しかしそのとおりの実験をしてもらっておりません。どの地域から何人の子どもが乗るのか。身延中学校まで何分かかかるのか。よく分かっているはずですのでそんな簡単なことをなぜやらないのか。保護者は教育委員会は30分以内で通学できると言っているのは自分たちが言っているだけで本当は嘘ではないかというふうに考えております。

中富地区の中富中学、原小、西島小の保護者が下部地区の久那土中、久那土小の保護者が身

延中学校までの通学時間、通学距離に不安を持ち、さらに災害発生時の対応に疑問を持っていることを知りながら教育委員会は正確にこれに正直な答えをすることを怠ってきております。中富地区の3人の議員の皆さんはこの事実を知っているから町の中央に中学校建設推進検討委員会設置をという意見書を出されたわけです。もちろんこの3人の議員の皆さんは中富地区の保護者から学校統合に同意していただくために正義と信念に基づいて町の中央に1中をという提案をされたわけですから今回の条例改正は当然反対されるというふうに私は信じております。

一方、教育委員会は多くの保護者の不同意や地域住民の反対署名に対しても誠意ある対応を行わないまま議会の議決に委ねるといった無責任な行為を行ってきた、その理由について誠実な教育委員長の誠意ある回答をお願いいたします。

○議長（河井淳君）

教育委員長。

○教育委員長（望月忠男君）

もちろん議員さんご存じのように、教育委員会は保護者の方々に教育委員会の計画の目的が正確に伝わるよう誠心誠意、文書をもってお答えをしたというふうに自負しております。結果的に不同意とした保護者の方がありましたが、それでもなお児童生徒の教育環境を改善するために後期統合計画を実施すべきとの結論に達したわけです。これは苦渋の選択だったというふうにぜひご承知いただきたいと思うわけであります。

今回の議会において学校統合の議決をいただいたのちには、統合準備に万全を期すことで不同意とした方々の、あるいは保護者の方々の不安を払拭し、また何よりも児童生徒が統合してよかったと強く実感できるような教育環境を整えていくことが教育行政を預かる教育委員会の誠意ある対応だというふうに考えています。

以上です。

○議長（河井淳君）

芦澤君。

○6番議員（芦澤健拓君）

住民も保護者もわれわれ議員も教育委員会が今までいろんな問題に対して誠実に答えていないから、しかも答えるときには文書でというふうな形で大変誠意が感じられない対応をしてきたので今こういうふうに申し上げているわけです。にもかかわらず、相変わらず誠心誠意というふうな言葉を使って言っておりますけども、まったくそれは感じられません。私たちには、おそらく保護者や町民の皆さんにもそういうものは感じられないと。感じられないからこそ、今こういうふうに各地でいろんな問題について討議がされているわけです。

昨年5月、6月の2カ月間に行われた22回の説明会への出席者は延べ894人であったというふうに発表されています。ということは1回あたりで約41人という少数です。いくつかの説明会に何回も出席されていた保護者、町民の数を引くと実数はもっとずっと少なかったということになります。この22回の説明会と教育委員会が誠心誠意を込めて行ったという町民への広報活動でどれだけの町民がこの学校統合後期計画のことを知り理解していたのか。私は大変疑問に感じております。と申しますのも11月16日に中富総合会館で行われた町民大集会の広報活動のために町内各所で街頭演説を行ってまいりましたが、その中でも後期計画どころか学校統合が行われるということすら知らないという町民の方があまりにも多いことを知って驚いたからです。私がかねてから説明会は教育委員会によるアリバイづくりに過ぎない

ということを主張してまいりましたけども、まさにそのとおりであったということが確認できました。説明会で何人の町民にどれだけ周知することができたか。そういうことを検証していなかったということだと思いますけども教育委員会はこの説明会の成果をどのように検証しているのか。改めて教育長にお聞きします。

○議長（河井淳君）

教育長。

○教育長（鈴木高吉君）

お答えをします。

教育行政に責任を持つ教育委員会といたしまして一気呵成にまさに今、議員さんからおっしゃられましたように広く、また深く町内に後期統合計画を周知したいという意味でいろんな説明会とか、また各戸に計画書も配布をいたし、またその後の見解等もお配りをいたしました。これにより効果といいますか、われわれの気持ちは十分伝わったということで成果はあったと思っております。

○議長（河井淳君）

芦澤君。

○6番議員（芦澤健拓君）

だから教育委員会は今までそういう形で、とにかく一方的に、自分たちの思いを伝えたよと。伝わったでしょう、それしかやっていないんですよ。だからこういうふうに理解が得られていないんですよ。しかもいろんなことを回答するときでも文書で回答している。そういうやり方が本当に町民や保護者に対して誠実であったか。それが誠心誠意であったかということをお私は大変疑問に感じております。

教育委員会は昨年3月に後期計画を発表し1年後の今年5月末には統合に対する同意・不同意の取りまとめを行った。その際、保護者会から出された質問に対して、今申し上げましたように直接面と向かって話し合う、そういうことをしないで学校教育課長名という、学校教育に責任を取れる立場にない人に回答をさせています。しかも回答は文書による一方的で、しかも画一的なものでした。こういうやり方が保護者に真摯に向き合っているというふうには決して言えないと考えております。

教育委員会を代表するのは先ほどから言っておりますように教育委員長であるはずですが、なぜ事務職に過ぎない学校教育課長がこのような重要な問題に対する回答を行っているのか。あるいは回答をさせているのか。町の将来を左右するようなこんな重要な問題に一事務方に過ぎない課長が責任を取れるのか。教育委員会という名前さえ入っていれば誰が答えてもいいのか。ちなみに久那土小中保の保護者会の質問に対して教育長が答えているほかは、すべて学校教育課長名です。この一事をもっても教育委員会が誠意を持ってこの問題に対応していないことが見てとれます。そこで3点についてお聞きします。

なぜこのような重要事項に委員長が直接、保護者と面と向かう形で回答していないのか。回答の前文に、なお今後につきましては不確定な状況もありますので諸般を考慮した上で、今回に相違する見解を持つこともありますという一文を入れていますが不確定な状況というのは何を表しているのでしょうか。400人以上が集まった町民大集会所不確定な状況ではないかと思うのですがいかがでしょうか。また今回に相違する見解というのはどのような見解なのか。この3点について教育委員長にお聞きします。

○議長（河井淳君）

教育委員長。

○教育委員長（望月忠男君）

ご質問が3点あったと思いますけども、1点目のなぜ面と向かって言わなかったということについては、前々から申し上げているとおり口頭のやりとりはなかなか残りませんので、言ったか言わないかということになる部分が非常に多いので、はじめから文書でお答えしますというふうに言ってきましたところですので、そのとおり行ったということでもあります。

そのあとの問題につきましては文書発送の問題、あるいは教育委員会の分掌にかかる問題なので課長のほうからお答えします。

○6番議員（芦澤健拓君）

課長には私、聞いていません。

○議長（河井淳君）

学校教育課長。

○学校教育課長（渡辺明彦君）

説明員としてここに出席している以上、教育委員長が私に答弁せよということですから私が代わって答弁いたします。

保護者会の質問に委員長が回答していないのはなぜかというふうな質問通告をいただいてあります。それに沿って答弁書を用意しましたのでお答えします。

これは本年第2回定例議会で同様なご質問を渡辺文子議員からもいただきました。その際、教育委員長、教育長、学校教育課長の文書の根拠としての、これは事務分掌の根拠ということでございますけども法律では地方自治法、地方教育行政の組織及び運営に関する法律、例規では身延町文書管理規定、身延町公印規定、身延町教育委員会事務局の組織に関する規則、身延町教育委員会教育長に対する事務委任規則などでありまして申し上げます。

公文書についてちょっとここでご説明させていただきますが、公文書の発出というのは行政機関の長の名前、組織の名前、各課長等の名前をもって行うのが一般的です。補助金の交付決定など行政処分、行政行為にかかるものは長の名で行うのが一般的で、商標類、例えば本町が選挙を独自に行う場合は、使用する投票用紙は身延町選挙管理委員会と組織名が記された上で公印が押されているということになります。

それではご質問に戻りますが、教育委員会を代表する教育委員長名を使用せず教育長名で文書を発出することが多いのは、教育委員会で決定をみた事項は教育長が執行することになっているからです。以前、行政内部では回答文書は課長名で行うのが一般的だとして説明いたしました。これも補助機関である課長が機関決定を単に伝えるということだからとご理解いただきたいと思います。つまり権限の行使を行っているということではございません。

ところで登記簿に記載された不動産登記の公信力はないと言われておりますが、この公信力がないというのは信じてよいが保証はしないということですが、公文書には公信力があります。捏造、偽造は別にしましても発出された文書については、内容については十分に信じるに足るものであるということをご理解いただきたいと思います。

○議長（河井淳君）

芦澤君。

○6番議員（芦澤健拓君）

私、教育委員長にお聞きしているので学校教育課長にはお聞きしていないんですけども、なんか時間稼ぎをされてもちょっとあれですから、できるだけそういうもし答える場合でも手短にお願ひしたいと思います。

それから今、公文書の問題うんぬんしておりましたのでちょっと言いますけども、先ほど意見書の話が出てその報告の文書なんですけど、これですね、身教学発第303号、これは身延町教育委員会教育長 望月忠男とありますけども、これは明らかに間違えですよ。教育委員長 望月忠男でなく教育長というふうにありますけども、これは公文書ですでのちほどはっきりとそのへんをお確かめの上、訂正するなら訂正してもう一度出し直してください。こちらには議会事務局の収納印もありますので、そのへんをお間違えなくお願ひいたします。

それでは次にいきます。各校の保護者会が出した同意・不同意について聞きますけども身延中1中にはっきりと同意の意思を表明しているのは身延中、身延小、大河内小、下山小、この身延地区の4校だけあります。教育委員会が保留として扱っている下部小中学校保護者会では実は同意が9、不同意が10、不同意のほうが1票多かったわけですけども当時の保護者会長が出席者が対象世帯47のうち22で半数を超えていなかったためにあえて保留としたと、このように言っております。したがって4中7小の11校のうち身延中学校については中富地区と下部地区の7校は不同意だったわけです。議会は23年9月に1中3小の意見書を、今年9月には町の中央に1中を建設するための推進検討委員会設置に関する意見書というものを教育委員会に提出してあります。しかし教育委員会は議会が出す意見書には誠意を持って対処することが要求されているだけで、拘束力も強制力もないことをよく承知しているので意見書を受理しながらも誠実にこれに従っていないことは、先ほどからの教育委員会の答弁を見れば明らかであります。

大変内容が分かりにくい報告ですので、この意見書に対する教育委員会の見解を改めて教育委員長に確認したいと思います。この文書の内容は何をどういうふうに言っているのか、その点についてお答えをお願いします。

○議長（河井淳君）

教育委員長。

○教育委員長（望月忠男君）

先ほどの議長宛での、教育委員会発送の文書に教育長とありますのは間違いだと思います。教育委員長の間違いだと思います。申し訳ありませんでした。

松浦議員のほうにお答えしたと重なりますけども11月25日付けで今、言ったような委員長宛てに出された文書、意見書につきまして11月定例の委員会で協議をしました。その審議が未了である部分がありましたけども、その内容について11月20日の議長宛ての文書で、先ほどの文書で報告したとおりです。名称がちょっと定まらない部分もありますけども、私たち教育委員会は当面、既存の校舎を使用するという説明をしてきましたので、当該中学校建設推進検討委員会につきましては町長と協議をし議会の議決後に発足準備に入り、平成27年度早期に設置をすることとしてもよいのではないかとそういうことでありました。そこでそのような内容を回答したわけでありますけども、この当該建設推進検討委員会では自由に討議していただくことになると思いますのでその結果、新校舎を新たな場所に設置するのか、あるいは既存の校舎に大規模改修を施すことになるのか。現段階では分からない。そういう状

態で審議をすることになると思います。いずれにしても教育委員会とすれば審議結果をもとにして、校舎問題の結論として町長に申し入れてその後さらに進むというふうになると思います。そういう内容のことをお答えしたと思います。

なお、松浦議員の質問のほうで実際に具体的に立ち上げる時期はいつかというご質問がありましたので、6月を目途にというお答えを先ほどしたところであります。

以上です。

○議長（河井淳君）

芦澤君。

○6番議員（芦澤健拓君）

場所についても、身延中学校を大改修するとかということについても意見書にはそんなことは書いてないんですね。こう書いてあります。平成23年9月身延町議会定例会で議決された1中3小の学校統合は統合後に使用する中学校は当面、身延町の南端に位置する身延中学校と位置づけがなされているため、保護者会においては通学距離、通学時間等の不安を不同意の最大の理由としている。これを同意していただくために町の中央に新しい中学校建設に向け身延中学校建設推進検討委員会を早い時期に立ち上げ、早期建設の推進に努めるよう強く求めるというふうに書いてあります。これが提案理由でありまして、もちろん意見書の内容についても同じようなことが書いてあります。

つまり中央にというのが1つの大きな条件。そして新しい中学校というのも1つの条件。これをその身延中学校建設推進検討委員会の議題として取り上げなければ、この意見書を取り上げたことにはならないということをはっきりここで申し上げておきます。これはもう何人も質問しておりますので、これだけに留めておきます。

次に町長にお聞きしたいと思います。

これは昨年8月20日に久那土、古関地区の保護者が統合後期計画に反対する署名というものを町長と教育委員会に提出したときに町長が皆さんの前で話されたことです。内容はこんなふうなものです。「曙、私は一軒一軒歩いた。本当に。一軒なしに歩いた。軒数が多くなかったからね。曙小学校の保護者を一軒一軒ね。地域で話し合いをすると地域の大先輩が「おまんとう、そのくらいのことができんだか」とか「ここの存続のためにちゃんとしろ」なんていうふうに脅かされましたが、しかし合併することはありがたいと。もう90%以上の曙の保護者が言っていましたよ。」というものです。

平成16年に曙小学校の廃校のときは町長は中富町長だったわけですが、そのとき今、私が読み上げたような内容のとおり、曙地区の保護者の家庭を一軒残らず歩いて小学校の廃校について説明をしたということのようです。曙小学校の保護者の家をすべて歩いて、学校がなくなることへの同意を取り付けたということです。当時、教育委員長でも教育長でもなく行政の長であった町長が住民の説得に歩かれたということを表しております。久那土、古関の保護者の皆さんは町長がこのことを大変自慢げに話されていたという印象を受けたようです。

現在、町長は学校統廃合は教育委員会の権限と責任でやることで町長サイドは関係ないというふうにおっしゃっておられます。中富町長のときと現在とでは町長ご自身の考え方が変わったということでしょうか。曙のときには地域の皆さんに理解を求めるために一軒なしに歩いたのに、なぜこんなに多くの方が反対している中富、下部の皆さんを説得するために一軒一軒というわけにはいかないのでしょうか、皆さんの集会に出席されなかったのか。町長の本意をお聞

きします。ちょっと先に断っておきますけども私の質問の中の 、 、 を合わせて質問いたしました。よろしくお願いします。

○議長（河井淳君）

町長。

○町長（望月仁司君）

ただいまの質問ですけれども、古関の皆さんが来ていただいたときに私が話したとのこと、そのとき芦澤さんも私と一緒にいましたか。

○6番議員（芦澤健拓君）

いません。

○町長（望月仁司君）

ではどなたから聞きましたか。もしよかったら教えてください。

○6番議員（芦澤健拓君）

記録を見ました。

○町長（望月仁司君）

記録というのは何の記録ですか。

○6番議員（芦澤健拓君）

古関・久那土の皆さんが書いた記録です。

○町長（望月仁司君）

そうでしょう。そうしますと、私はその記録に、こういうことを言いました。ハンコも何も押してありませんけども、私が言ったこととちょっとずれているように思いますので、ぜひ回答をさせていただきたいと思います。

私、そのときには当然ですけれどもおっしゃるとおり中富の町長でございました。そして、まず曙小学校のその当時の状況説明をしながらご理解をいただきたいと存じます。

実は私が中富町の町長に就任後、3町の合併協議会に参加をいたしました。会議の中で曙小学校のような小さな学校を現状のまま新町に受け入れることは困難である。このままでは合併も考えなければならない。ただしこのことは私が、その当時のテープもとってありませんから若干は違うかもしれませんが、考え方は同じでございますのでご理解をいただきたいと思います。という旨の意見が出されました。その当時、すでに新町の合併は平成16年9月と決定しておりました。またあくまでも教育委員会独自に、教育委員会ではあくまでも教育的な見地から原小との合併はやむを得ないという考えがあり、保護者や地域住民の皆さんに精力的に働きかけを重ねていました。同時に私も曙小の問題で3町が合併に至らないということであれば大変なことである。こういう意味で教育委員会とは別の観点から地域の説得にあたった結果、曙小学校は平成16年3月31日に廃校となり4月1日に原小と合併をいたしました。くどいですがけれども私は教育的見地ではなく、新町合併のための教育的見地から先ほど言われましたとおり一軒一軒をまわって行動をしたことは事実であります。このところが芦澤さんがお聞きしたことから若干抜けていまして、私の言っていることがそのとおりに通じていなかったのかなというように思います。

それから3点というのは、学校統合は町長部局とは関係ないということでしょうか。これにつきましては深澤議員の質問にもお答えをいたしましたとおりです。このことからお分かりのとおり学校教育の問題は地方公共団体の長から切り離されて中立性、独立性が保証されなければ

ばならない最たるものであると私は思います。当然のこととして発言を自重してきたところでございます。

以上でございます。

○議長（河井淳君）

芦澤君。

○6番議員（芦澤健拓君）

曙小学校のときの状況と今は違うというのが3町合併があったか、なかったかということだけで片付けられる問題では私はないと思っておりますが、今、町長部局はその学校統廃合に関係ないというふうにおっしゃっている中で、ときどき学校が残ると私はこの町から出て行くとかそういうふうな話を町長がされます。特に6月の議会のあとで私が帰ろうとしたときに呼び止められてそういう話をされました。そういうことがあるので私は教育委員会でも教育委員長でも教育長でもない町長がなぜそういう対応をとったのかと非常に疑問に思っておりましたので今お聞きしたわけです。

それでは次に移ります。

11月16日に中富総合会館2階大ホールで行われました町民大集会に対して町長の感想をお聞きしたいと思いますけれども、この集会については翌日の山日にも掲載されておりましたし下部の学校統廃合を考える会からの報告書にも添付されておりましたのでご覧いただいていると思いますけれども町長の感想をお聞きします。

○議長（河井淳君）

町長。

○町長（望月仁司君）

去る11月16日の日に中富総合会館において小中学校統廃合問題を考える会、ふるさとの学校を考える会、地域の学びやを守る中富の会の3団体共催で統合問題の見直しを求める会と称した集会がありましたことは承知をしております。

なお、その後もこの内容あるいはそのときの感想でしょうか、出席した人がいろいろ書いてくれたものもいただいておりますので読ませていただきました。しかし結びは共に力を合わせてそれぞれの地域に学校を残す運動を広めていきたいと思いますというような内容のアピールだったように思います。学校問題がここまで進展しているにもかかわらず、それぞれの地域に学校を残す運動をという内容であっては正直やや困惑を覚えたところであります。

なお、集会そのものについての感想であるならば出席をしておりますので誠に申し訳ありませんが特に申し上げることはございません。

以上でございます。

○議長（河井淳君）

芦澤君。

○6番議員（芦澤健拓君）

この町民大集会の中で町民の皆さんが感じたこと、それから考えたことはやっぱり学校統廃合というのは教育委員会だけが考える問題ではないんだなと。これは町の非常に重要な問題なんだなということを皆さんよく感じていらっしまったと思います。今日も傍聴に来られた方からそういう話を聞きました。町民がどういうふうに町長のことを考えているか、あるいは町のことを考えているのか、そういうことを考えるとやはり曙のときのようにはやはり中富、下部の

町民の皆さん、保護者の皆さんに町長自らがそういうことをお話しになる、疑問にお答えになる、そういうことのほうがこれからのまちづくりのためには大変必要なことではないかなとそういう思いがしております。

新聞報道では約420人が参加したというふうに書かれておりまして私自身もこれほど多くの人々が集まってくれるとは思っておりませんでしたので大変な驚きでございました。この集会は都留文科大学、西本教授の基調講演から始まりましてその後意見交換、最後に町長や教育委員会にもお届けした地域に学校を残すこと、それは子どもたちへの大切なメッセージですという集会アピール、先ほど町長がおっしゃられた集会アピールを全員一致で採択し終了いたしました。

教育委員長や教育長にも聞きましたけども、町長は年に何回くらい学校にお出でになっているのか。来賓として、あるいは視察のためにお出でになっていらっしゃるのかお聞きしたいと思います。ご多忙を極めておられる町長ですから、なかなか11校という小中学校を訪問されるのは大変なことだと思いますけれども、それぞれの学校の様子についてご覧になっていればどのような感想をお持ちなのか、中学校についてだけでも結構ですので町長にお聞きします。

○議長（河井淳君）

町長。

○町長（望月仁司君）

学校行事の出席についてですけども当然、過日の行政報告の中でも9月以降についてもお話をし、それぞれの定例会の中でもその前についてはすべて私がお話をしておりますので入学式とかあるいは卒業式、運動会、学園祭等々については当然のことですけども他の行事と重ならない限り、私は出席をさせていただいております。

以上でございます。

○議長（河井淳君）

芦澤君。

○6番議員（芦澤健拓君）

そのときの印象をお聞きしているんですが。

○議長（河井淳君）

町長。

○町長（望月仁司君）

そのときの印象と言いますと私は原小学校の山の上の集落に生まれましたが、20数戸の集落でも同級生が5人いました。そういうことを考えますと大変少なくなったな、これで本当にいいのかなという感想を持っております。

以上でございます。

○議長（河井淳君）

芦澤君。

○6番議員（芦澤健拓君）

子どもが少ない、人口が減る、これは町長部局の問題ですよね。ですから今後はそういうことを、先ほど同僚議員からの質問にもありましたように今後どうすればいいのか。どういうふうにしていけば少しでも人口を残すことができるのか。学校を残すことができるのか。子どもたちを増やすことができるのか。やはりそういうことを考えていただかないと町長部局の長と

して、あるいは町の長として非常にそのへんを期待されるところではないかなと思います。こういう話をするときには必ずさせていただいておりますけども市川三郷町の町長の考え方、早川町の町長の考え方、それがすべてではないでしょうがああいうふうに基本的に学校を残したいとそういう思いは町長にはないんでしょうか。その点ちょっとこの質問の要旨には書いてありませんけどもお聞きします。

○議長（河井淳君）

町長。

○町長（望月仁司君）

質問通告にございませんので、ちょっとお答えすることは控えさせていただきます。

○議長（河井淳君）

芦澤君。

○6番議員（芦澤健拓君）

私は別に難しいことを聞いているわけではないんです。町長の中にそういうふうに学校を残したほうがいいんじゃないかとか、もうちょっと子どもを増やすにはどうすればいいかとか、そういうお考えがないかどうかを聞いているんです。

○議長（河井淳君）

町長。

○町長（望月仁司君）

先ほど松浦議員の質問にもお答えをいたしました。これは私は町の長として、そして子どもをどういうふうに増やすか、人口をどういうようにするか、これは私たちの問題だけではございませんで、国も含めての問題ですからこのことは申し上げたとおりでございます。当然のことながら子どもが増えますれば学校は当然残したい、これは私は最初から潰したいなんていうことは一度も言ったことはございません。

○議長（河井淳君）

芦澤君。

○6番議員（芦澤健拓君）

そうですか。私は町長は学校が潰れるのはしょうがないなというふうにならずとっておられたように感じておりますけども、そうではないんですね。

久那土、古関地区や西嶋地区の人たちは中学校が身延中だけになるのなら今後この町に住んでいいのかどうかを考えてしまうとっています。現に移住されている方もいらっしゃるんですけども教育長はそんなことは聞いていないというふうにならぬように思いますが「住んでよし 訪ねてもよし」というふうにならぬように町長はおっしゃっておられますけども近くの学校がなくなってしまうという中では、この言葉も虚しく響くだけではないかと思えます。学校の消滅というのは地域に活気がなくなり衰退する、丸滝分譲地ができたり中部横断道のインター2カ所ができたり、大河内地区では世帯数の減少による児童数が大幅に減少することは考えにくい。現在複式学級もなく子どもたちが健全に伸び伸びと何不自由なく学校生活を送っているのが身延小と統合する必要はまったくない。地域的に不平等であり非常にバランスが悪いとか保健所、ハローワークなど次々と公共施設がなくなる中、小学校は最後の砦となる。近くには宅地の分譲も始まっているが無人になってしまう校舎の近くに宅地を買う人がいるだろうか。身延小の校舎は階段で行き止まりになっていたり職員室から校舎が見えなかったり、安

全面で考えると職員室からグラウンドが見渡せる大河内小のほうがずっとよい。教育委員会は対等合併などと言っているが、はじめから身延小の校舎を使用すると決まっているのは対等とは言えないのではないかなどが大河内小の保護者から出されているご意見です。町長はご存じかどうか分かりませんが、大島から八木沢までと大変広い大河内地区から小学校をなくすことは大変疑問だと。統合に反対している地域住民も一人や二人ではありません。大河内小の廃校は宅地を造成販売している町長の定住化促進施策にも反するものだと思いますけども、どうでしょうか。大河内小の保護者、大河内地区という大変広い地域の住民の疑問にどう答えるのか町長にお聞きします。

○議長（河井淳君）

町長。

○町長（望月仁司君）

私は子どもを増やす方策、その他につきましては松浦議員にもお答えをいたしました。その他の保護者から出た学校の問題、教育の問題については教育委員会に答弁をいたさせますのでよろしく願いいたします。

○議長（河井淳君）

学校教育課長。

○学校教育課長（渡辺明彦君）

それではお答えします。

大河内小学校の保護者の疑問にどう答えるかということでございますので教育委員会がお答えしますが、先ほど議員さんがおっしゃった大河内小学校の保護者の疑問のことですが、正確を期するために教育委員会が把握している統合に関する同意書に添付された保護者の声をもってお答えをします。

大河内小学校保護者会は投票によって統合問題の賛否を問うた結果、同意が34、不同意18という結果でございました。投票に対しての理由を記入する欄が設けられていましたが不同意とした方々の意見の多くは当面、大河内小に複式学級は発生しない、校舎を比較すると大河内小学校の校舎のほうがいいという、先ほど議員さんがおっしゃられたとおりです。けれどもいずれも児童数が漸減していくことは承知している様子が強く伺えます。何より同意した方々の意見で一番多かったのは、34人の方々が一番多かったのは現状より児童の数が多いうほうがよいというものでございました。また保護者会長の報告に対等統合であることは理解したが依然として保護者には対等統合と言いながら使用する校舎が決定しているのは対等ではないとの思いがある。これもご指摘いただいたとおりです。このことについておおむねご理解いただいていると考えておりますが再度申し上げますと正式には新設統合でございます。今回、上程した議案は新設統合という内容になっております。あくまでも双方ともゼロから始まる対等な統合というふうなことでご理解をいただきたいと思っております。また統合の議決をいただきましたら、先ほど教育委員長がお答えしたとおり児童生徒、保護者の不安を払拭すべく全力で円滑な統合に努力する所存でございます。

以上です。

○議長（河井淳君）

芦澤君。

○6番議員（芦澤健拓君）

しょうがないのでそういう、学校教育課長に私は聞きたくなかったんですけども、答えてしまったので仕方がないんですけども、これは大河内小学校の皆さんが同意をしているというのはさっきも言ったように私自身も認めておりますけども、そうではなくて今言ったような考え方に対してどういうふうに対応していくか。これはやはり行政としての大きな問題であると思います。特に丸滝の分譲地を造っておきながら大河内小を潰すということはなんか整合性のない話でありますし、これも渡辺議員が前から言っている話なんですけども、それは本当に私が言うだけではなくて、多くの皆さんがそういうことを感じておられるのではないかなと。特に大河内小の保護者の皆さんや、あるいは大河内地区の住民の皆さんの中にはそういうことをお考えになっている方がかなり多いのではないかと、そういうことを考えて申し上げました。

今年5月に日本創生会議が公表したレポートについては松浦議員からもいろんな指摘がありましたので特に私のほうではお聞きしないことにいたしますけども、最後に来年の4月からは新しい教育委員会制度が始まるわけです。地方教育行政法でしたか、それが改正になって教育委員会の教育長を町長が選任するということになります。いろんなことでこの統合問題との絡みといいますか、先ほど来年度の6月ごろには委員会を設置したいというふうに考えているといってもそのこともすべてチャラになってしまうのではないかと、そういう不安もあります。

そこで最後に要望なんですけれども来年4月に町長が選任することになるとは思いますけども教育長は公平・公正でリベラルな方を選んでいただきたい。そして今の学校教育がもっといい教育になるようによくよく考えて公平・公正でリベラルな方を選んでいただきたい、これが要望でございます。

以上で私の質問を終わります。

○議長（河井淳君）

以上で芦澤健拓君の一般質問は終わります。

議事の途中ですが、ここで暫時休憩といたします。

再開は14時15分といたします。

休憩 午後 2時00分

再開 午後 2時15分

○議長（河井淳君）

休憩前に引き続き、議事を再開いたします。

質問の前に町長より発言の申し出がありましたので許可いたします。

町長。

○町長（望月仁司君）

実は先ほどの芦澤議員の質問の中の、曙小学校と原小学校の合併のところの最後の下りですけども、私は新町合併のための教育的見地から行動したことは事実でありますと言ったそうでございます。私は新町合併のための政治的見地から行動したことは事実であります。政治的見地が私の考えでございます。お詫びをして訂正をさせていただきたいと思っております。お願いいたします。

○議長（河井淳君）

次は通告の5番、川口福三君の一般質問を行います。

川口福三君の質問を許します。

登壇してください。

川口福三君。

○10番議員（川口福三君）

今回はこの統廃合問題を含め、同じような質問を同僚議員が何人もされております。重複して質問をする箇所も多々あると思いますが、答弁はできるだけ簡略にお願いしたいと思います。

学校統合問題もいよいよ後期計画ということで最終段階に入ってまいりました。こうした計画を行政として進めてきて、これから一番心配されることはこれからの身延町のまちづくりだと私は思います。そこで学校統合と今後のまちづくりについて、町長のまちづくりの構想についてお伺いいたします。

○議長（河井淳君）

町長。

○町長（望月仁司君）

学校統合問題については、先ほど松浦議員等にもお答えをしておりますので答弁につきましては教育長にお願いをしたいと思います。議長、よろしく申し上げます。

○議長（河井淳君）

川口君。

○10番議員（川口福三君）

私はこの学校統合をすることによって、これからのまちづくりはどういうまちづくりをするんだということで町長の考えを質問しているわけです。教育長は、これから質問いたします学校統合問題について、また今までの経過について質問しようと思いますからこれからのまちづくり、学校がいわゆる1中になったときにこれから身延町はどうなっていくんだと、こういうことをここで聞いているわけです。私はその点が一番これからの大きな問題だと捉え、ここで質問しているわけです。

○議長（河井淳君）

町長。

○町長（望月仁司君）

したがって先ほど議長にお願いをしましており、私は今後のまちづくりにつきましては先ほども答弁をさせていただいたとおりでございますので、その中で学校の教育関係につきましては私の権限ではございませんので教育長に答弁をしていただきたい、これを議長にお願いしているところでございます。よろしく申し上げます。

○議長（河井淳君）

川口君。

○10番議員（川口福三君）

町長はこれからのまちづくりについてはということで、この6月の議会で私も一般質問をしました。その際に町長の答弁はこれからのまちづくりについてはそれぞれの委員さん方において検討する。その後、時間も経過したわけですがこのそれぞれの委員さんとはどんな形の委員さんを指して言うておられるのか。またこうした委員会を構成して検討され始めたのかどうか伺います。

○議長（河井淳君）

町長。

○町長（望月仁司君）

この問題につきましては通告にございませんので今、資料は持っておりません。したがって、のちほどお答えをさせていただきたいと思います。

○議長（河井淳君）

川口君。

○10番議員（川口福三君）

それでは教育長に伺います。こうして統合問題もここまで来ているわけですが、まず行政とは何ですか。それを1点伺います。

○議長（河井淳君）

教育長。

○教育長（鈴木高吉君）

私は教育長でありますので教育委員の一人として私の立場で申し上げるしかございませんがそれでよろしいでしょうか。したがって、町長部局うんぬんについては触れる立場にはございません。教育分野におけるまちづくりというのは、私どもは市町村立の教育委員会でございますので、小中学生の児童生徒の勉学のこと、また健康のこと、またそれらが大人になってから必要になる技能・技術等を習得するための学校を使った教育の場ということで学校振興、教育振興、また生涯学習の場としてまちづくりの一端を担っていると理解しております。

○議長（河井淳君）

川口君。

○10番議員（川口福三君）

いわゆる行政というのは、地域住民の意見を聞く中で計画立案をし執行をしていくのが行政だと思いませんか。今までのこの統廃合計画はあくまでも行政側から半強制的に計画をもって進めてきた。その間において説明会等も行われてきたけども、あれは説明会ではなく単なる報告会である。大勢のああした1中は絶対あり得ない、絶対反対だという保護者からの意見はどこにも取り入れた形跡もなく今議会へ条例案が提出された。これはこれからの教育ばかりではなくて、まちづくりの原点として総合的な行政政策の中で進めるべきではないですか。長野県の阿部知事いわくすべての行政の根底にあるのは人づくりだと。その人づくりでは教育は基本的な、総合的な行政であると言っておられます。学校づくりばかり、1中にしたところでこれから身延町の人口が、こういった統合問題があるために他町へ転出したり、また身延町へ住みたいと思ったけども丸滝の分譲地を諦めてよその土地を探そうというようなケースも往々に考えられるわけですね。

そしてまた今回この久那土の保育園、小学校、中学校の保護者会から出たこの議員および町当局へというこの内容。いわゆる今までやってきたことは行政側でただ説明会を開くだけ、1中は絶対あり得ない、反対だという意見が多いにもかかわらず行政側でこの1中問題は どうしたらいいですかと町民に問いかけたことがありますか。

○議長（河井淳君）

教育長。

○教育長（鈴木高吉君）

町民の意見をどのような形でというお話から発端している問題だと思います。この計画をつくる段階において、翻ること平成20年でございますけども町民の各界の代表者による審議会の中では、当時は1中3小ではなく1中2小の結論でございましたがそのような答申がありました。これらが今回の統合計画の発端でございます。したがって町民の意見をどこから聞いたかというのは最初はそういう段階でございました。先ほど議員からのお話のように説明会を昨年度いたしました。その中でいろんなご意見を拝聴しました。その回答も文書をもって回答をしております。

以上でございます。

○議長（河井淳君）

川口君。

○10番議員（川口福三君）

先ほども同僚議員が回答については質問をしたんですが、やはり対話の行政、身延町の新町の理念は何でありましょう。やすらぎと活力ある開かれた町。理念は何のためにあるんですか。教育長。開かれた町とはどの部分について言えるんですか。まちづくりの理念なんですよ。基本なんですよ。お聞きしています。

○議長（河井淳君）

教育長。

○教育長（鈴木高吉君）

通告の中にはありませんけども今、質問を受けましたのでお答えします。

教育委員会は、先ほどから教育委員長が何回も答弁の中で申し上げましたようにそれぞれの場所、それぞれの機会を捉えてお話、あるいは文書をもってこの意向を伝えております。お話というのは説明会のところでございました。したがって今、議員さんがおっしゃるようなことはちょっと納得がいかない気持ちでございます。もう一度突っ込んでどのような、具体的なことがございますれば言ってください。

○議長（河井淳君）

川口君。

○10番議員（川口福三君）

私も今この町の理念について質問をしたら通告がないから、だけど町の職員としてこうした行政を司る以上は、やはり町の理念ぐらいいは頭の中へ入れて計画にしる説明会にしる開くべきである。町民の理解がない中で進めようという行政こそ、これからの身延町の将来が思いやられると私は思うんですよ。町民総参加の活力ある町をつくりましょう。言葉の上では言っても、こうした一方的な行政を進めようということになりますと町民は勝手にしると横を向きますよ。どうですか。やはり聞き耳を持ってこそ行政として進めるべきではないでしょうか。一方的に報告をして回答は文書で回答する。心の通わない行政。これでこれからの教育行政にしてもまちづくりにしてもすべて総体的に、やはり行政としての、いわゆるこれからの方針自体も変わるべきだと思うわけです。こうした問題も一部でも改正するなり、この町民の反対の意見をどういう形でおさめるか。これが行政としてのやる仕事ではないでしょうか。このまま先ほど同僚議員も質問の中でありましたが、いわゆる通学問題においても越境通学。越境通学でおさまればよしとしても身延町を諦めてよそへ出て行く。こうした人口減に対する今後の対

策も考えなければならない。そうでなくてももう来年度から交付税の減額も町長の話ですと1億円の減額が予想されると。町の財政、こうした総合的な見地からこの学校統合問題は真剣に考え行政として進めるべきであると。ですからこの久那土の後期計画が出された内容に、今の現中富中へ統合して後期計画はとにかくなんとかここでおさめてほしいと。あえて強行的に1中にするということではなくて暫時2中にしておいて、それから意見書で出された新校舎問題等も検討した中で1中にするというような方向、やはりこれはできないことはないと思うんですよ。これはやはり委員会としても当然、こうした修正も考えた中で進めることも必要であろうと。やはり町民の理解を得なければ1中統合はおそらく難しい。私がお聞きしたところ親子でもうこの統合問題でノイローゼになっている。やがて統合したら登校拒否をする可能性もある。その責任は誰が取りますか。教育長どうですか。

○議長（河井淳君）

教育長。

○教育長（鈴木高吉君）

そのような仮定の話、また個人的な問題についてはお答えできません。

○議長（河井淳君）

川口君。

○10番議員（川口福三君）

個人的な問題ではないですよ。それはやはり1中にすることによって生じる現象です。当然、想定しなければならぬ。出てから、あのときこうすればよかったでは遅いんです。この石川県羽咋市の高野さんという住職。非常に立派な公務員、臨時職員でインターネットにも出ておりますがスーパー公務員という形で日蓮宗の住職、身延山久遠寺にも何年かお勤めをした臨時職員だそうですが、その人いわくやはり公務員というのは責任を持って進めることだと。計画をもって進めたけども失敗しても知らん顔、いわゆる無責任行政の職員はいらないと言うんですよ。その中で何を言っているかという、やはり職員にも3通りの分け方がある。いてもいなくてもいい職員。いなくてはならない職員。いては困る職員。言ってみるとやはりいなくてはならない職員というのは町の将来を考えた職員だと思います。また今がよければいいやと。とりあえず今の役職でもって今のことをなんとかおさめればいいやという職員。もう1点は天下の丸だという職員。やはりこういう統合問題も今だけ1中にすればいいやというような考えで進めること自体が果たして、この3つの職員のうちでどれに匹敵しますか。やはり将来展望を持った中で進める公務員でなければならないと私は思います。教育長、答弁をお願いします。

○議長（河井淳君）

教育長。

○教育長（鈴木高吉君）

議員さんが私をどう思うと勝手にございますけども、私は信念を持ってこの計画を進めております。今後についてもこの計画書にございますように今後の情勢等の推移を図りながら計画を立てたものでございます。そのへんは分かっていたきたいと思います。

○議長（河井淳君）

川口君。

○10番議員（川口福三君）

そうすると次に質問しようという、この人口減問題にしても同じような見解でよろしいです

か。町の人口が減る1つの要素になるのではないかと。私はそれを心配しているんですよ。1中になることによって。

○議長（河井淳君）

教育長。

○教育長（鈴木高吉君）

統合によって人口が減っていくという先ほどの議員さんのお話でございますけれども、私はそうは思いません。現状、人口減もそうでありまして、小中学校の児童生徒が減っているこの現状を見て見ぬふりはできないと思います。そういうことでこの計画を進めているわけです。

○議長（河井淳君）

川口君。

○10番議員（川口福三君）

たしか行政が机の上で計算すると町の新町建設計画、この計画書を新しく出されたんですが、減ることは事実なんです。しかし今の計画を本当にこのまま進めるということは1つにはまず町の混乱が起きる。人口減はまず間違いないと。もう1点は、先ほども同僚議員が質問した中で越境通学問題ですね。こういった問題。これは総合的に考えて、やはり教育委員会部局として、これからなんか改善策はありますか。計画に対する改善策。

○議長（河井淳君）

教育長。

○教育長（鈴木高吉君）

議員さんがおっしゃっているのは現段階で、この計画を変える改善策はあるのかと、こういうことでしょうか。今と言いますか、今回提案をしていますように今回の議決をお願いしているわけでありまして、後期統合計画を推進するという形に変わりはありません。

○議長（河井淳君）

川口君。

○10番議員（川口福三君）

大変強行的な姿勢ですが国においては閣議決定した消費税の値上げ問題、これも先送りしているんですよ。ここで全然、変更することなく進めるという行政としての権威というか権力というか、国は閣議決定しているものを先送りしている。いわゆる国民が10%の値上げには反対だという声が届いたんでしょうね。それにかかわらず町の行政では一向に耳を傾けることなく進めようという、この計画。非常に、私ばかりではありません、この行政に対する理解ができないのが現実です。国より権力があるような地方行政、全然変える予定もないんですか。改めて伺います。

○議長（河井淳君）

教育長。

○教育長（鈴木高吉君）

繰り返しになりますけれども統合計画は今やるべきだと思っております。したがって国の方向あるいは県の方向等もございまして、今わが町の教育委員会がやるべきことはこれだということの信念を持っております。

○議長（河井淳君）

川口君。

○10番議員（川口福三君）

議会の決議後の検討委員会発足についてということですが、先ほども同僚議員が質問をいたしました。先日出されたいわゆる新校舎建設の委員会の立ち上げですね。あの内容はあくまでも中央へということが謳ってあるはずですが、しかしながら先ほどの答弁ですと、それは委員会へお任せだというような答弁で終わっているんですが、そのへんの確約をお願いしたいと思いますが、もう1回答弁をお願いします。

○議長（河井淳君）

教育委員長。

○教育委員長（望月忠男君）

先ほど確約をしたのは委員会の設置、つまり発足の日について6月ということをお願いしたわけですが、中身につきましては先ほど申し上げたように一応、白紙の状態です。検討委員会に検討をお願いすると、そういうことであります。

○議長（河井淳君）

川口君。

○10番議員（川口福三君）

あの意見書を議会で議決したのは中央へということだから議決したと思うんですよ。それにかかわらず、いわゆる委員会へお任せということであれば、あの意見書もなんの効力もない。たしかに意見書だから法的な拘束力はないにしても、これはいわゆる町民、議会をまるっきり軽視した行政の一方的な進め方ではないかと思うわけです。教育長、そのへんの判断をどう下しますか。行政の上で。

○議長（河井淳君）

教育長。

○教育長（鈴木高吉君）

今、委員長が申したとおり白紙ということがありましたとおりであります。中学校を統合後、身延中学校の校舎を使用するという計画になっております。でも先ほどほかの議員さんからおっしゃられたように未来永劫、身延中学校の既存校舎を使うのかということとはこれはないわけですし、それは校舎に改修等を加えるのか、はたまた違うところへ移るのか、いろんな方策が考えられます。これらを検討するというところでございますのでそのような答弁にさせていただきます。

○議長（河井淳君）

川口君。

○10番議員（川口福三君）

それではあの意見書の内容とは全然違うんですよ。意見書はあくまでも中央へということでもって委員会を立ち上げてほしいと。よく読んでくださいよ。一番の目的は中央へということだから、あの意見書を出しているんですよ。

○議長（河井淳君）

学校教育課長。

○学校教育課長（渡辺明彦君）

お答えします。

先回いただきました意見書につきましては中身は重々承知しております。ただ、あれをいた

だいてからまだ1カ月有余の期間しか過ぎておりません。その間、教育委員会は定例会を1回だけ開催いたしましたけども、その際に議会の意向がこのようなものであるからということで審議をしたわけでございます。おおむねそれに沿ったような内容で検討委員会を設置してもよろしいのではないかといいところまでできておりますが、今のところ教育委員会内部で正式にそれを決定したものではありません。

それから意見書の内容が新設の学校を造るということでございますけども、それにつきましても意見書そのものは、議決の際の附帯決議と同様に議会のご意見というふうなことで承りました。ですから私たちは誠意を持って直ちに11月の教育委員会定例会に諮って、未定の状況ではございますがそれをご報告申し上げている。先ほど教育委員長が私見ということで申し述べたことがございますが、未定の段階にあるというふうにご理解いただきたいと思います。

以上です。

○議長（河井淳君）

川口君。

○10番議員（川口福三君）

そうすると結局、今、学校教育課長がおっしゃったのは立ち上げた委員会へ、先の教育長と同じような形で検討内容についてはお任せというような解釈でよろしいですか。

○議長（河井淳君）

学校教育課長。

○学校教育課長（渡辺明彦君）

お答えします。

先ほど来、教育委員長が申し述べていることはおおむねそのようなことでございますけれども、教育委員会の決定ではございませんが考えているのは、ご意見をいただいた以上は誠意を持ってこちらに対応したいということでございます。

平成27年度早期、早期というのではいつだということでございますが、上半期というのではなく四半期の第一四半期、6月いっぱいをめどにそのような検討委員会を立ち上げたいとこちらでは考えているところでございます。

ただし内容につきましては、検討を自由にしていただいた結果、将来的に身延中学校の大規模改修、あるいは場所を改めまして新設の学校を造るかどうか、その結果をいただいた上で教育委員会が最終的な判断をして町長に報告をし、ご理解いただくという手順が残っているというそういう状況です。

以上です。

○議長（河井淳君）

川口君。

○10番議員（川口福三君）

結局、私も今どこでもインターネットでもって調査できるわけですが、この身延町と同じぐらいの面積を持った町、いわゆる300平方キロ前後の町ですね、学校がいくつあるか調べてみました。だけど1中という学校は1町もないんですね。これでもし身延町がこの304平方キロの町で1中にしたということになると、おそらく日本で初めてではないかと。こういう問題は地域住民の声を聞いた中で進める、それが一番必要であろうと。その中で対話の中で最小限の財政的な負担が少ない方法、今まで議論してきましたがこの意見書の内容についてもこ

れから検討委員会を立ち上げて進めていく。万一、中央へということになると、新校舎を造るということになると相当、財政面に負担になる。今の現状から考えるともちろん身延中も必要でしょう。しかし北部の中学校3中学校にしても、みんな身延中より新しい立派な中学校がある。既存の中学校をどこか使って2中にするのが一番町の財政的には、あまりお金をかけなくて済む方法。マイクロバス1つにしても通学距離にしても短い。あとの経費的な問題等も考えた場合、一番財政的な負担も少ない。町民においてもある程度理解が得られるんじゃないかと。こういうような委員会として即修正というような方向というものも必要だと思うんです。これだけ反対反対と言いながら強行的な形で進めるという行政、これはもう少し考えてほしい。そうでなければ議員の仲間にしても、こんな同じ議会でこの統合問題を議論することはないと思うんですよ。この19年の9月議会において小中学校の統廃合審議会を立ち上げる条例案が提出されました。しかしその条例案を提出された際に私は一言申し上げたんです。この条例案にあえて反対するわけではない。しかしながらこの審議会というのは到底秘密会議みたいな形になるけれども、学校統合に関しては町民に理解を示すように早い時点で中間報告すべきであるということを一項、加えてあるんですよ。それは確かに議事録に載っています。しかしながらそうした町民に、いわゆる統廃合についてのお知らせをしない、いわゆる結審が出てきたら1中2小だというような段階で進められてきたのが今までの流れなんです。この1中2小問題においても、23年の3月議会において教育厚生常任委員会で5つの附帯決議をしているわけです。統廃合に対して。しかしその5つの附帯決議に対しても行政側でなんの行動も起こさなかった。しかしその後において各地区との懇談会において旧身延で懇談会をした際に議会はどう考えているのかということから議会で数の問題が出てきたと。この流れとして行政側でやってこられた、いわゆる職務的な問題ですね。そうした町民に知らせるということがまず欠けていた。こうして、今度は説明会の段階になってきて初めて反対反対という声が出てきたのが今までの流れなんです。この流れをやはり、ある程度修正してこの統合も考えていくことがこれからのまちづくりではないかと思うわけです。

先ほどもちょっと申し上げました高野誠鮮さん、この羽咋市の神子原地区というところで54%になった地域を5年間の間に48%まで高齢化率を下げたと。やっぱりこういう行政としてやる人、先に立つ人、発想、それにまた地域が一緒に付いていく、これが行政だと思うんです。しかしながら今の町の進め方は学校統合にしても本当に一方通行、強行的な、いわゆる大臣がどこかへ行くときパトカーが先導するような形で行政も進めようというような進め方をしている。これでは町民が付いていくわけがないんですよ。やはり町民総参加のもとに3つの理念に基づいてまちづくりをしていくことが基本であろうと。やすらぎと活力ある開かれた町、これは立派な理念なんです。そうでしょう。まず統合を考える以前の問題なんです。みんなこういう考えでまちづくりをすれば、それは盛り上がったいい町になるでしょう。しかしこのような形でもって本当にいくら言っても答弁には変化なく強行的に進めますというような形、これはやはり検討してみましようというような返事でもあればともかく一向に変わる余地なし。ですから前回の9月議会もある議員が「川口さん、今回は一般質問をしないんですか」と言われたんです。学校問題を7人の議員が23回も一般質問していながら一向に変わる余地もないような一般質問。祭りの太鼓は打てば踊りだす。だけど町の行政は固くて太鼓を叩いても音が出ないよというようなことを言って過ぎたんですが、やはり行政というのは本当に、われわれ一町民からするとこれほど頑固なものかなと。悪いことしたら行政執行でもって取り締まるこ

とはできますよ。だけどこれから進めようということをこんな強行的にやる行政がありますかね。結果において今言う先ほども質問しかかった人口減の問題にしても、学校、いわゆる町内にごたごたがもし起きたとすれば、その問題にしてもいわゆる責任は行政にはない。無責任公務員では困るんですよ。責任を持って進めること、それを望んでいるんですよ。責任を持ってしっかり。

よく町長が言います、職員は一生懸命やっている。責任は私が取ると町長はおっしゃいます。しかし今の時点は、町長は教育部局だからといって今までこられておりました。しかし今回は今度は上程した立場ですからそうは言っていないと思います。それは教育長であり、教育委員長であり、町長である。これは三者が今後、責任を取らなければならない。どういう責任を取りますか。単なる進めればいいのではないですよ。われわれは町民から選ばれた一議員であって先々を心配しているんですよ。先のことは考えなくていいや、なんでも1中にすればというような安易な考えで進めるということは断じてこれはやってはならないこと。あれほどの集会をもって、400人の人が集まっても行政側でなんの耳も傾けない。やはり行政を進めていく上においては、そうしたことへ耳を傾けることが一番必要なんですよ。今まで例えば久那土の集会にしても教育委員会部局へおそらく案内状がいったと思います。しかしながら、私も案内状をもらったから出席しましたが行政職員の顔は一度も見ません。これは一方的なやり方。どうですか、それが正しいと思いますか。

○議長（河井淳君）

学校教育課長。

○学校教育課長（渡辺明彦君）

今まで私たちが後期統合計画を進める上で落ち度があったとは、大きな瑕疵があったとは考えておりません。平成20年に適正配置審議会の委員さん方に1中2小と決めていただきました。それから平成23年9月には議会からも1中3小ということで議決があったわけです。それからもうすでに3年経っております。ですからその間になんらかの行動を起こそうと思えば多くの方々は起こせただけです。しかも私たちが後期統合計画を全戸に配布し周知したのは昨年の春先です。4月に配布しました。それから2カ月にわたって説明会を行いましたけれども、私たちはこれが必ずしも全員が賛成していただくような計画ではないということは重々承知しております。しかしながら教育的配慮から今ここでやっておかなければならないと思ってやっているわけです。昨年の後期統合計画を作成して周知した以降、皆さん方がこれだけ反対をなさっているというふうにおっしゃいますけども、実際のところ先ほど400人の集会というふうにおっしゃいましたが非常につい最近のことでございます。もう少し早くそのような動きをしていただければ再考の余地はあったのかもしれないですが、今は遅きに失しているというふうに教育委員会は考えています。ぜひ12月の議会において議決をお願いいたします。

以上です。

○議長（河井淳君）

川口君。

○10番議員（川口福三君）

もう少し早い時点にああした動きがあればよかったというような答弁でしたが、ああした集会があって、結局先ほども申し上げたようにあえて議会へ条例提案をしなくても、国ではありませんが先送りする、やはりこれも必要なんですよ。静川小学校と西嶋小学校のときも1年先

送りしました。この後期計画においても今、学校教育課長が答弁の中でおっしゃいましたが盛り上がりが出てきたのはつい最近なんです。ですからこれを強行的に進めることより、1年先送りしてその間に父兄と行政との間でよくひざを交えて話し合って真剣に進めることが必要ではないですか。これは大きな問題。これからのまちづくり。これは間違いなくまちづくりを左右する問題だと思います。あえてここでもってそれは上程はしたけども、まだ最終日までありますよ。いったんここで取り下げてください先送りしていただく。これは私一人ばかりではないと。ここに今日何人かの人の方が傍聴にも見えておられます。やはりそうした行政としての考えを持ってこれからの学校教育統合をはじめ、すべての問題も町民の声によく耳を傾けて進めること、これは絶対必要である。私からも強くお願いする次第です。教育長、何としても出来ませんか。

○議長（河井淳君）

町長。

○町長（望月仁司君）

時間もぼつぼつ迫ってきておりますので、先ほど議員の言葉尻をつかまえるわけではございませんけれども、提案をしているけどもその提案を取り下げろというようなことをおっしゃいました。私は町長として条例を提案することができる権利がございますので、そのことについてお答えをさせていただきたいと思っております。

それより何より先ほどから聞いておりますと、議員さんは行政が町民の意見を全然聞いていない、一方的だ、こういうようなことを言っていますけれども、ぜひそこへ立ったら本当のことを言っていただきたい。このことを冒頭申し上げたいと思っております。

なぜならば20年の8月12日の日に身延町小中学校適正配置審議会から答申をいただきました。これは先ほど議員もおっしゃったとおりでございますから間違いはございません。その身延小中学校適正配置審議会なるものは教育委員会の職員だけではありません。町民の多くの皆さんが入った会議でございます。したがって、町民の皆さんの意見を取り上げて、そして聞いて1中2小というものが答申として出てきた、こういうように私は記憶しております。

そしてもっと言わせてもらいますと、それから平成23年9月16日の日に一言も議員は触れませんが、議員提案で1中3小にする、こういうことを提案していただきました。このときには私を介してではありません。議員の皆さんがぜひ議員提案をしようという素晴らしい意気込みのもとにやっただきまして私はこのことを大変喜んでおりますが、そのときにつきましても1中はそのままでございます。1中3小として決まりました。

先ほど議員がおっしゃっております閣議決定を先送りした。閣議決定というのは最高決定機関で議決したものではありません。私どもの23年の9月16日の日の皆さんが議員提案をされたことは、私どもの町の最高決議機関で決定したことでございます。したがって、それにならって私どもの教育委員会が一生懸命努力している。このことは私は当然のことであろうとこういうふうに思いますので取り下げる気持ちはございませんし、ぜひ本当のことを言って、自分の都合のいいことだけを言わないようにしていただきたいと思っております。

終わります。

○議長（河井淳君）

川口君。

○10番議員（川口福三君）

今、町長から過去の話が出ましたが、現実それは23年の9月に1中3小を意見書として議決したことは事実であります。しかし行政側でこの1中3小について説明会を行い出したのはそれ以後なんですよ。それ以前に説明会を開いて議会で1中3小を決めたのならともかく、議会で1中3小を決めてそののちに教育委員会部局で22回の説明会を開いた。後先なんですよ。ですから結局、先ほど申し上げましたように19年の条例、いわゆる審議会条例を立ち上げるときに私は一項申し上げた、この委員会の審議会の経過については町民に早い時点でPRすべきだと。これから身延町の小学校、中学校も統合をしなければならないんだということだけを知らせるべきだということで申し上げた経緯があるんですよ。しかしながら今、町長がおっしゃるようにたしかにそれは23年の9月、1中3小、意見書を議決したことは分かっています。だけど行政側で説明会を開いたのはそれ以後なんです。そうでしょう。22回開いた。それで800何人、参加したとはいってもその中で議員が何人もその説明会へは参加していますよ。私も21回参加して、町民の意見も聞き入れた説明会でした。

この問題は結局あまり、強行的ですからこれ以上は質問をいたしません、これからの問題は今後のまちづくり、先ほども同僚の議員が隣の市川三郷町では山越え、または町有住宅を建設している。また町に分譲地においては1区画100万円の補助を出して宅地分譲を始めている。これはやはり行政として、言ってみれば先取りをしているような感じにも受けるんですがこの身延町においてもこうした先々を捉えた行政政策が必要ではないかと思うわけです。ですからこれからの問題として、学校統合ばかりを考えずに今後のまちづくりをやってほしい。

もう時間もありませんから、あと1点申し上げます。

この議会、先ほどもちょっと申し上げましたがその委員会の経緯については、くどいようですが1中ということは中央へということが載っておりますから、その点だけを強く申し上げて立ち上げていただきたい。先ほど学校教育課長は、とにかく委員会へお任せというようなお話でしたが、やはり意見書の趣旨はあくまでも1中を中央へということが意見書の一番の目標ですから、そのことだけは取り入れていただきたい。

もう1点、前後しますが420人寄った集会の中でこのアンケート、旧下部町の常業に住んでいる人ですが、おばあさんと2人暮らし。子どもは富士川町のアパートに住んでいて、今年1月に初孫が生まれたと。入学までに実家に帰るよう希望していたが学校がなくなる。それではこの家へ帰ることも白紙にしなければならないというようなことも出ておりました。こういった問題。やはり学校統合というのは多くの町民が関心を持ち、これからのまちづくりに対して非常に不安を持っていることだと思います。

最後の質問に移ります。

前日も町長にお尋ねしましたが、中部横断道の完成後の観光客の受け入れについて伺います。

まず身延町といえば身延山をはじめ本栖、和紙の里、下部温泉郷というような名所があります。昨年、富士山も世界遺産に登録されて身延町もその片すみへ名前が載ったわけですが、これからのまちづくりについては、町としての観光施策というものを持っていると思います。中部横断道へ非常に期待をしているようですが、この中部横断道に関連して、町のこれからの観光に対する基本政策を伺います。

○議長（河井淳君）

町長。

○町長（望月仁司君）

それにお答えする前に、ちょっとあと1点だけしつこいようですがでもお願いします。

皆さん方は最高決議機関で1中3小を決めていただきました。したがって、決議機関で決まりましたよ、1中3小でいきますよ、町の方針はこうですよと説明し歩いて何が悪い、私は悪くないと思います。

したがって、皆さん方は少なくとも最高決議機関で決めたものをそれは駄目ですというのであるならば、議会制民主主義の否定につながりやしないだろうかという部分を若干、考えさせられるところでもございます。

さて、ただいま質問がございました中部横断自動車道の件につきましては、担当課長に説明をいたさしますので議長よろしくをお願いします。

○議長（河井淳君）

観光課長。

○観光課長（柿島利巳君）

お答えします。

中部横断自動車道の完成により町内3カ所と近隣も含めると5カ所のインターが身近なインターとして利用可能となります。また国道300号では、交通の難所の改修のために県で工事を施工していただいております、これにより富士五湖地域との連携がよりスムーズなものとなります。

中部横断自動車道開通で峡南地域の交通網が整備され、多くの人を訪れることを期待するところです。これに伴い利用可能な駐車場としては、指定管理者制度により管理運営されている身延門内地区の仲町・総門駐車場、角打地区のしょうにん通り駐車場、下部温泉会館があり、このほかにも下部リバーサイドパーク、下山クラフトパークなどが利用可能となります。トイレにつきましては各観光拠点地域、既存の施設におきまして設置しているものが使用できます。現在、観光案内につきましては、身延山、下部両観光協会をはじめ役場本庁および両支所、今年度は本栖湖にも案内所を設け来訪者に案内を行っているところです。このほかにも各観光拠点施設に設置したパンフレット等により、町内の観光情報の発信を行っているところです。さらに今年度は広報9月号でもご案内いたしました、町民の皆さまにも本町の魅力等を発信していただくべく町民総ガイドを目指し、希望者に町の観光パンフレットを提供し活用していただいているところでもあります。このパンフレットは町のホームページにおいて電子ブックとしても閲覧可能となっております。

本町における観光客の動きとしては多くの特色ある観光拠点施設やイベント、ここ数年の傾向として最近では農業収穫体験などにも多くの人が集まるようになってきました。これらの来訪者を迎える環境づくりとして、おもてなしの心の醸成を育みながらそれぞれの観光施設等においても役場各課をはじめ県観光協会、商工会、NPOみのぶ観光センター、町内各事業者等と町の資源の発掘や魅力のPR、インフラ整備のために連携を図りながら関係をより強固なものにしているところです。また町民視点で発想できる職員の育成を目指し、各課職員の観光施設体験、実際の観光イベントやキャンペーン参加などの研修制度を積極的に実施するなど今後も町民総ガイド運動の浸透、人材育成を行っていきたいと考えています。

以上です。

○議長（河井淳君）

川口君。

○10番議員（川口福三君）

今、答弁いただきましたが6月の答弁とまるっきり同じような答弁、前進がない。結局この受け皿というのは、この前6月の議会でも言ったでしょう。とにかく大型バス2台、3台来ても対応できるような施設を造ることがまず第一なんです。下部の道の駅にしても大型バスではお断りしているような状況。やはり受け皿をつくるのは行政なんですよ。そこをしっかりと踏まえて、これからの観光行政をはじめまちづくり、学校統合問題等も行っていたきたいことを願って私の質問は終わります。

○議長（河井淳君）

以上で川口福三君の一般質問は終わります。

議事の途中ですが、ここで暫時休憩といたします。

再開は15時25分といたします。

休憩 午後 3時15分

再開 午後 3時25分

○議長（河井淳君）

休憩前に引き続き、議事を再開いたします。

次は通告の6番、渡辺文子君の一般質問を行います。

渡辺文子君の質問を許します。

登壇してください。

渡辺文子君。

○11番議員（渡辺文子君）

私は、町立小中学校統廃合後期計画について質問をいたします。

この問題については今までに何回も質問してきましたし、今回も同僚議員がいろんな観点から質問をしてまいりました。納得のいかないことがたくさんあるにもかかわらず今回、条例の改正が出ました。住民の皆さんの思いや願いを行政に届ける議員として、これまで精一杯努力をしてきたつもりですが、その思いがどうしてもこんなに伝わらないのか、本当に残念です。住民の皆さんからは町民あつての町、そして議会なのになぜこんなにも町も議会も私たちの思いが伝わらないのかということを感じに言われました。そもそもやっぱり統廃合のような問題は当事者の間から話が出て行政に働きかけて進めるもので、行政が押し付けるものではないというふうに思っています。

それにもかかわらず、先ほどからの同僚議員の一般質問の中で本当に答弁にしても強引な、どうしてもやるんだという強い気持ちが伝わってきて、同じような質問になるとは思うんですけども、この計画についてこれまでさまざまな意見とか不安とか不満が出てきてその都度、一般質問とかいろんな機会と言ってきましたけれども、こういう今回、条例改正が出ましたけれども、これらの子どもの思い、それから親の願い、それから住民の思いというのが今回の条例には生かされていない、何も生かされていないというふうに私は思っているんですけども、本来やっぱり行政って住民の声で、住民福祉の向上ということで地方自治の本旨があるわけですから、住民がこうしてほしいとかああしてほしいとかそういう思いでやっぱり成り立つ

ものではないかなというふうに思っていますけれども、これが全然伝わってなくて予定どおりということで条例改正が今回出ましたけれども、こういう住民の声というのはどういうふうに、本来生かされるべきだけれども、どういうふうに生かそうと努力なさっていたのか。そもそも論だと思うんですけども、これについてまずお聞かせいただきたいと思います。

○議長（河井淳君）

教育委員長。

○教育委員長（望月忠男君）

議員のおっしゃるようこのことについては何度かご質問をいただきましたので、すでに答弁した内容と重なる部分もあると思いますし、それから前の議会等で答弁書を用意しておきましたけれども、答弁がかなわなかったということもありますので、そのことも含めてお答えをするようになると思います。またこのあといくつか分けて、たぶんご質問なさるのかと思いますけども、それを含めて総括的にお答えする部分もあるかと思いますが、よろしくご承知ください。

まず住民の声は生かされたのかという部分ですけども、教育委員会といたしましては見解の相違があるからといって教育環境の悪化に目をつぶり、例えば地域のため、あるいは子どもたちのため、特に子どもたちだけを担保しようとするには同意はできません。

本来、地域の活力は学校だけに依存するわけではなくて、また地域の事情を学校の事情に優先させるということはいかなるものかなというふうに考えています。

これまで議員さんは保護者の願い、子どもの願いとかなり抽象的な言辞を繰り返されてきましたが、今日もまた同じような質問をしているわけですけども、議員さんには住民や保護者の方々のご意見を聞くための手法と、それからそれに対して納得できるような判断基準をお示しくださいと、そして具体的かつ体系だった提案をご教授してくださいというふうなお願いをしてきた経過があります。ですが、いまだにそれがありません。単に多くの人たちが反対しているから自分も反対というのでは教育委員会としては一体、どういうふうにすればよいのか返答に迷うところであります。

以上です。

○議長（河井淳君）

渡辺君。

○11番議員（渡辺文子君）

具体的な事柄が分からないということなんですけども、例えば子どもに関しては手紙を子どもたちが出しましたよね。私たち議会もいただきました。そこにはやっぱり子どもたちの思いが、子どもらしい文面もあるし、きちっと物事を考えて書いてくれた文面もありますよね。そこからやっぱり子どもたちがどう思っているのかということのを推し量って、先ほどなんか子どもを担保にはいけないみたいなこと、私は決してそんなことをやった覚えはないし、子どもの気持ちということ、私もいつも前から子どもの気持ちを大切にしたいという思いはずっと伝えてきたはず。やっぱり子どもがどう思っているのか。大人たちが一生懸命頑張っていると子どもって分かっているんですよね。子どもたちのためにどういうふうに大人が頑張っているのかということのを分かしてほしい。自分たちがどうしたいのかということのを子どもたちってちゃんと意見も言えるし、そういう意味では子どもの気持ちを大切にしたいというふうに思って今まで質問していたんですけども、では具体的に子どもたちの手紙があ

りましたよね。あれを読んでどういうふうにお考えなのか。

そして保護者の人たちって安心して子どもを通わせることができる学校というのを望んでいると思うんですね。それがやっぱり遠くなればなるだけ親が迎えに行けない。そして昨今のようにいろんな交通事故とか、それから災害ですよ、今回みたいに2月の大雪もそうだったんですけども、南国と言われているところで大雪が降っていて一人暮らしの方が亡くなったというような悲惨なこともあって、何があるか分からないというのが今の状況だと思うんですね。その中で保護者の方たちは、いざというときに迎えに行けない遠いところに学校が持っていかれるということは納得いかないし、やはり不安だという気持ちは当然だと思うんですね。それに対して私は納得できるようなお答えも出ていないし、そういう中でその条例が出てきたということでは納得できないですね。

それからその地域の方たちだって、地域と学校って密接なつながりがあって、子どもだけの問題ではなくて、やはり地域にとって学校というのは希望の星なんですよ。そういうものがやっぱりなくなって、最後の砦である学校がなくなるということは、あとのほうの質問でもありますけども、地域づくりにしてもその学校の拠点がなくなってしまふということは希望がなくなってしまふということにつながるんですね。そういう意味でそういう子どもたち、そして保護者、それから地域の方たちの思い、そういうものをやっぱりきちんと汲む、先ほどの同僚議員の質問にもありましたけども、そういう気持ちをきちんと捉えていないではないか、私はその思いと同じなんですよ。そういうふうにつまえていたら、なんかやっぱり違うことが出てきたのではないかなというふうに思うんですけども、それがいいから今回、条例が出てきたと思うので、そのことについてどうなのかということをお聞かせいただきたいと思います。

○議長（河井淳君）

教育委員長。

○教育委員長（望月忠男君）

だいぶご意見が入っているような感じですけども、3点ご質問をいただきました。

1点目の子どもたちの手紙についてどう思うかということですけども、読ませていただきました。私宛てのものは1通しかなかったんですけども教育長、それから町長宛てのものがありまして読ませてもらいまして、私も子どもと長く関わってきた関係から子どもたちの状況というのはよく分かっていますけども、現在の小学生にこの統合問題について判断を仰ぐのは大変難しい、無理だろうというふうに思っていて、最初からアンケート等について子どもたちに対してはやっていない、保護者に対してはやりましたけども、やっていないという状況はそういう意味だと思います。

読ませていただきまして、書いてある内容が遠くなる、あるいは出たくない、遠くへ行きたくない、あるいは嫌な友だちがいるとかそういう言わば情緒的、感情的なものが多いということですね。統合すればどうなるのかという見通しがつかない部分での答えが多かったことなので、そういうことでもってちょっと無理なのかなということを思いました。子どもに問うのが無理だったということですね。

それから行間から多少読み取れるものがありまして統合してもいいのかなと。広い世界へ行ってみたいという気持ちもあるのかなという部分が行間から読み取れました。そんなことでもって決して無視をしたわけではありませんけども、子どもたちの考えを聞くことができ大変よかったと思っています。

2つ目の通学等に関する問題ですのでスクールバスの対応、あるいは通学の対応については前々から申し上げていますので、もう1回、では課長のほうから申し上げたいと思います。いいですか。はい。

それから地域と学校につきましては、のちほどお答えいたします。

○議長（河井淳君）

渡辺君。

○11番議員（渡辺文子君）

スクールバスがどういうふうに行うかという問題もあるんだけど、先ほど言ったように子どもが、低学年には無理かなというふうにおっしゃったけども、もちろん情緒的なものがあります。けどしっかり、きちとやっぱり今の学校で楽しくやっているのになぜ遠くに行かなければいけないのか。それで時間的にも遠くに行くことによって体力的にも大変だ、そういう子どもたちもいましたよね。それからバスに酔うから30分もともバスには乗って行けないと、そういう子どもたちもいましたよね。そういう一人ひとりの子どもたちをきちと大切にしてもらいたい。情緒的だからということではなくて、全部が全部そうではなくて、やっぱりきちと物事を捉えて言っている子どもたちもいるわけですから、先生していらっしやったわけですから子どもたちのそういう思いというのは分かっていると思うんですね。やっぱりそれに少しでも応えていくということをするべきだと思うんですね。それが何にもなくて今、スクールバスを出せばいいではないかということにもつながるんですけども、そうではなくて災害にしても、元からの原因を断てば不安もないわけですから、近くに今までどおりいけば、遠いからそういうリスクが多くなるわけですから。だからそういう親たちの思いというもの、子どもの思い、そういうのもきちと、やっぱり教育委員会の中で話をしてどうなのかというところを私は聞きたいというふうに思ったんですけども、それがなかなか見えてこないんですね。だからやっぱりただ統合ありきで考えていて、住民が何を言ってももう計画どおり進めるという、そういうことしか私には感じられなかったのも、でも本来それではいけないというふうに思うんですね。住民の皆さんが一生懸命考えて、子どもたちが一生懸命考えて、どうしたらいいかということで手紙を書いたり、いろんな行動に出ているわけですから、それをやっぱり住民あつての町ですから、そのところを汲み取るということをしていかないと、行政というのは一方的では駄目だと思うんですけども、そこについてはどうでしょうか。

○議長（河井淳君）

教育委員長。

○教育委員長（望月忠男君）

ご意見として伺っておきたいと思いますが、今の統合の問題で一番基本的なものに関わる問題なんですよ。つまりなぜ遠くへ行くのかということですね。近くに学校があるのということですね。それは要するに前々から申し上げているとおり、よりよい学校環境、学習環境があるからそこへ集まるということが根本にあるわけです。そういうことを私はしたいということなのでやっているわけでありまして。

○議長（河井淳君）

渡辺君。

○11番議員（渡辺文子君）

これは何回も言っていることで、よい教育環境とおっしゃったけども通学距離、通学時間だっ

て教育環境の1つですよ。それが明らかに悪くなる。子どもが少ないから多いところに1カ所にまとめれば、それが本当によい教育環境になるのでしょうか。さっき同僚議員の質問の中に切磋琢磨とありましたよね。本当にきちとした学問的なそういう裏づけがあってではないということが分かった時点で、なんのためにするのかというふうには私は思ったんですけども、なぜ今まで教育委員会で切磋琢磨するにはたくさんいないと駄目だみたいなことで、小さい学校から大きい学校に、小さい学校を潰して大きい学校へ持っていくということをされたけども、そこには根拠がないではないですかね。それをなぜこんな強引にやるのかということがいくら考えても私、分からないんですよ。そのところもう1回、私は教育委員長に尋ねているので教育委員長、お願いします。

○議長（河井淳君）

教育委員長。

○教育委員長（望月忠男君）

これも統合の原点の問題なので、先ほどから、あるいは前々からお答えをしているとおりでありまして、大きいことは必ずしもいいことではありませんが、原点で考えて、これから大人になっていく子どもたちが一体どうすれば社会性を身に付けていくのかという、教育委員会の中で大きな課題ですね。つまり生きる力ですね。これというのはやはり大勢の仲間、あるいは大勢と交わる部分で非常に育つ部分があると。そういう大きなところを捉えて、私たちは進んでいくということですので、そのへんをだからご理解いただいて、この議案にもご同意をいただきたい、そういうふうに思っているわけです。

○議長（河井淳君）

渡辺君。

○11番議員（渡辺文子君）

ちょっと2番と重なってしまうと思うんですけども、私、2番で地域づくりと学校存続は一体であり、地域に小学校を残すべきだと多くの町民は考えていると。地域から学校をなくすことについて、教育的見地からそしてまたまちづくりの立場からどう考えるのかということで今、大きいほうがおっしゃったけども、子どもたち、学校ってただスクールバスで子どもを送り迎えすれば学校って成り立つものではないと思うんですね。そこにはやっぱり学校を支える地域の力があってはじめて子どもたちって成長というか、そこで学習できるというふうに思うんですけども、それは教育委員長は立場上、きっと分かってくださると思うんですけども、その地域の子どもをみんなで育もうというその大人の連携があるかないか。そこが例えば小学校では大きな力になると思うんですね。私は常葉に住んでいますから、下部小学校、下部中学校が地域にあります。それで下部小学校の校長先生が「下部」という学校だよりですね、これを定期的ではないですけども、1カ月に2回とか月に1回とかとあるんですけども、地域の回覧板でまわしてくれるんです。子どもたちがどういう状況だ、そしてその学校を支える大人たちがこういうことをしてくれましたよ、こういうふうに学校と関わってくれましたよということが地域の回覧板でまわってきているんです。私、学校ってやっぱり地域があって、そして学校を支える人たちがいて、その中で子どもたちはきちとそこで育って地域の多くの大人たちと関わりあって一端の人間になれると思うんです。スクールバスで学校へ送り迎えして地域とのつながりがなくて、それはそれなりに、これは私は下部に住んでいるから下部のことを言いますが、各学校はきっと同じようなことを先生たちが努力をされて、地域の方たちが努力をさ

れて地域に学校を、どうしたらその子どもたちが成長できるかということを一生涯懸命、知恵を出したり力を出したりして頑張ってきている。昔から学校ってそういう存在ではないですかね。そういう意味ではそういう力があってはじめて子どもたちはそこで育ったという。人生を生きていく上の根っこの部分が育っていくんだと思うんですね。そのところが今は、統廃合して子どもたちを物のようにスクールバスに乗せて送り迎えすればいいという、そういうことだからちょっとおかしくなっているのではないかなと思うんです。

その新聞の中にもいくつかあったんですけども、地域と共に生き地域と共に歩む学校というのを学校で目指しているということで、それに応えて例えば運動会で下部音頭を下部小学校ではやるんですけども、地域の方たちが子どもたちに教えに来るんですよ。毎年。それで地域の下部音頭というのを継承しているんですね。それから鈴虫を20匹、飼育セットを一緒に入れて送ってくれる人。それからプールの指導員、学校を退職した先生がプールの指導員を買って出てくれてボランティアでやってくれている。それから昔から米や、それから野菜を子どもたちに、給食に使ってほしいとって届けてくれる人。それから醍醐山を愛する会の皆さんが子どもたちと一緒に登ってくれる。それから朗読ボランティアを、子どもたちに朗読をしてくれる。それから敬老の集いといって、これは下部地区なんですけども、学校に来てもらうだけではなくて地域に出向いてやっぱり支援活動とかボランティア活動をして、そういう体験を子どもたちにさせてくれている。そういう大人たちがいかにまわりにいっぱいいるかで子どもたちの成長する根っこが育つんだと思うんですよ。そこが地域と学校との連携と言うんですかね、そういうことを私すごい、あそこはいいことをやってくれているなというふうに思って、いつもこの「下部」というのを楽しみにしているんですけども、こういうものを見てこういうことをしてくれているんだなって学校に問い合わせがあるそうです。地域の子供たちは自分たちで育もうという、そこからその地域づくりも私はつながってくると思うんです。それが学校が地域になくなってしまったということを考えてときにこういうものが、新しい地域では一生懸命頑張ってくれている方もいると思うんですけども、でも学校がなくなった地域ってそういうものは全部なくなってしまうということなんですよ。そういうことについて、その教育的見地から教育委員長はどういうふうにごこのことについてお考えなのか。学校があるという、そのことの大きな思いということをどういうふうにお考えなのか、ちょっとお聞かせいただきたいと思います。

○議長（河井淳君）

教育委員長。

○教育委員長（望月忠男君）

学校だより等につきましては、管内各学校ほとんどの学校で出してもらっていますし、大きい学校では学年だより、あるいは学級だより等でもって学校の様子を逐次保護者の皆さま、あるいは回覧板等を使って地域全体にまわしているという状況が今現在もありまして大変いいことだなと思っているわけではありますが、ご質問の教育的見地からその学校と地域の関係についてどう考えるかということですけども、答弁書を用意してありますのでそれを読んで答弁に代えたいと思います。

通告書にありますように「地域づくりと学校の存在は一体」という言葉があるわけですけども、この言葉は私も今ここに持っていますけども、11月19日の朝日新聞の都留文科大学の西本勝美教授のインタビューを紹介した記事と同じであります、それをちょっと読ませてい

ただきまして感想を申し上げますと、教授の発言がなんとというか、実証的ではないと。つまり議員さんがおっしゃったように学校をいつも眺めている人、あるいは地域をしっかりと眺めている人の意見とちょっと違うなど。つまり実証的ではない、そういう意味です。それともう1つは社会の仕組みについて透徹した見解ではない、つまり筋が通っていないというか、隅々まで分かっているのかなというような疑問を持ちながら読ませてもらいました。

それでちょっと中身を、途中からの引用で申し訳ないですけども、読みますと「学校を残すかどうかは住民の中に将来展望があるかどうか。極論だが今ある世代がいなくなったら今後、緩やかに廃村になればいいと住民の大多数が本気でそう考えているんだったら、もうそこに学校はいらない」と。学校をどうするかが先ではなく地域をどうするかをまず先に考えるべきだと。今、議員さんの質問要旨にありますように、そのあとに「地域づくりと存続は一体」という内容のインタビューが続いているわけですけども、ですからこれを読みますと今言ったように学校はいわば二の次になっている。私たち教育委員会は、私の考えは学校の実情を考慮することなく地域に従属させる、そういうことにはちょっと疑問を持ちます。つまりあくまで地域優先であるということですね。しかし教授が言います、ここに書いてありますように住民自ら地域の将来に展望を持たなければならないと。学校を愛するということを含めまして、そういう展望を持つにはどうすればいいか、展望を持つことはそこは共感を読んで覚えました。

ですから子どもたちの存在に頼るのではなくて、学校があろうがなかろうが地域づくりは大人である住民によって区や組あるいはボランティア団体、文化団体、スポーツ競技団体、あるいは各種団体等が担ってつくっていくものであると。それが本来の姿であるというふうに考えています。

以上です。

○議長（河井淳君）

渡辺君。

○11番議員（渡辺文子君）

西本先生の話は先ほど同僚議員からも講演の内容は詳しく説明したので、私はそこを省きたいというふうに思って言わなかったんですけども、西本先生は芦川小学校の存続に関わって、今5人ですけども小学校が立派に機能していると。そういうところで子どもたちと一緒にいろんな活動をしたり、それで実際に先ほど教育委員長は実践が足りないのではないかみたいなことをおっしゃったけども、そうではなくて、きちっと何年も芦川小学校に関わって笛吹に今、合併をされましたけども、その中でも5人でも今、存続をしている学校を何回も訪れて交流をされていて実践的に活動をしている先生だということは、ちょっと誤解があっては困りますので言うておきます。

それと学校があってもなくてももちろん地域づくりはしなくてはいけないんだけど、でも学校があるということは希望なんですよ。学校があれば、だって若い人たちが住んでもらえるではないですか。学校がないところに若い人たちは住まないです。もちろん学校がなくなったら地域づくりは一生懸命やっていかなければいけない。だけどその学校があるかないかで全然、希望があるかないかで全然違うんだ、希望を持って地域づくりをしたいと、そういうふうに思っているから学校をなくさないでほしいと思っているんですね。だから、子ども自体が大切ではなくてみたいなことをおっしゃったけどもそうではないと思うんです。その地域と学校とかうまく協力しながら教育効果も上げていく。地域づくりもしていく。その拠点になるのが学校だ

というふうに私は理解したんですね。もちろん朝日新聞のそれも読みましたけれども、なるほどなど私はそれを理解しました。教育委員長がおっしゃるような、そんなふうには私は思わなかったわけですが、やっぱり教育的見地というものをどういうふうに捉えるのかということややっぱり子どもを送り迎えすればそれでいいというふうに思っているのか。そうではなくてやっぱり生きていく上で、さっき生きる力とおっしゃったけどもその根本をなすものだと思うんです。小さいころからのそういう多くの大人たちといろんな意味でいろんな立場の大人たちと関わって、そして自分たちがそこで大事にされていると。そういうものは生活でこの地域を知るようなことも勉強しているわけではないですか。地域を知って地域にやっぱり愛着を持つということが基本だと思うんですね。そのためにやっぱりそういう勉強もしているし、勉強だけではなくてそういう地域の大人との関わりということが大切ではないかなというふうに思って、今どこの学校もそうなんだけども、小さいけれどもこういうことを一生懸命やっているんですよ。それぞれ。私は下部小学校、中学校のことしか、今、ちょっと調べてこなかったから言えないんですけども、どこでもやっぱり小さい学校ながらやっていたらと思うし、学校へ行けば本当に子どもたちがこの前行ったときには4年生の子ども4人だったんですけども、味噌を作っていて校長先生に「味噌ができました」なんていって持ってきてくれて、すごく元気に「こんにちは」といってあいさつもしてくれたし「味噌を作りました」とみんな元気に活発にやっていたんですね。そういうものというのは地域に学校があるし、その地域と一緒に教育をやっているからだというふうに私は思っているんですけども、それが学校がなくなるとそれがなくなってしまうということについて教育的見地からどうお考えですかということをお聞きしているんですけども。教育委員長、お願いします。

○議長（河井淳君）

教育委員長。

○教育委員長（望月忠男君）

私も静川小学校の卒業生ですけども、今、学校がなくなりましたけども、静川小にも曙小にも勤めたことがあります。小さい学校のことをよく分かっていて、それなりに地域と非常に強く関わってやってきているということは知っていますし、下部小の取り組みについても非常に理解をしております。ですが今、私どもが提案しているのは違う次元でありまして、そのような、今のような活動についてはいわゆる特別活動という部分に入ると思いますが、本来の教育課程の問題について、教科を中心にした学ぶ状況について、今よりもいいものややっぱり求めて与えたいとそういう1点であります。それが教育的見地だと思います。そういう意味で言っております。

○議長（河井淳君）

渡辺君。

○11番議員（渡辺文子君）

教育的見地というのもいくつかありますけども、教科だけやっていたら子どもたちって一端の大人になれるんでしょうか。違いますよね。やっぱり教科ももちろんきちっと教えないといけないし、勉強しなければいけない。だけど今の子どもたちに必要なものって教科だけではなくてやっぱりそういう学校を取り巻くいろんな問題ではないでしょうか。私は生きる力を育むということだって、教科だけやっていたら生きる力は育まれるかといったらそうではないと思うんです。そのところを西本先生の講演でもありました。今の大人は誤解をしていると。

良い学校へ行って良い大学に行って良いところにいけばそれでいいのかという、そうではなくて地域と密着したそういうものがなくて、根なし草みたいなそういうような大人になってしまっている問題がいっぱいあるではないかと。それはやっぱりこの統廃合だって私は関わってくるというふうに思っているんですね。せっかくあるこの地域の子どもたちを育もうという力をなぜなくしてしまうのか。私はそこのところは、教育的見地から教科を充実させたいとさっき教育委員長おっしゃったけども、本当の教育的見地ってどこにあるのかなというのがちょっと疑問ですね。そういうものを全部ひっくるめた中で教育的見地だと私は思うんです。教科だけではなくて、それについては、いかがでしょうか。

○議長（河井淳君）

教育委員長。

○教育委員長（望月忠男君）

今、話がちょっとそれますけども道德の教科化が進んでいます。つまり道德を教科にしるということですね。それはすでにできそうな感じでおりますけども、今まで道德の時間はありましたけども、一番根っここのところは各教科、学校の生活の全部の中で学ぶとなっています。ですから今、議員さんがおっしゃるようないろんな学習、大人との交わりも含めて、地域との交わりも含めて、友だちとの交わりも含めて、上級生の交わりも含めて、それはトータルで学ぶことだと思いますので、それが小さい学校でよりできるというのは今の議員さんの意見だと思いますが、私もそう思います教育課程と言ったのは、例えばこれは中学校の問題ですけども、技術科、家庭科の教科がありますが、これを免許外ではなくて免許を持っている教員が下部中にも中富中にも身延中にもいないので全部時間講師を頼んでいるわけです。ここのところの解消をしたいというのが中学に向けての願いです。ですから小学校についても複式ではなく単式でいきたい、そういう中에서도教科についても力を付けてあげたいというふうなことで言っているわけでありまして、2つの視点で言っているわけで、今、私が言っているのは教育課程等についてもよりよい環境をつくってあげたいということであるというわけでありまして、

以上です。

○議長（河井淳君）

渡辺君。

○11番議員（渡辺文子君）

2番目に今、移ってしまったんですけども、ここで町長に伺いますけれども昨日の行政報告の中で住みたくなるまちづくりをしたいというようなことを最後のほうにおっしゃってましたよね。やっぱりどうしたら住みたくなるかということを考えたときに学校が地域になくなるということで、私、今までもちょっと出ていた久那土小学校で地域から市川三郷町に引っ越したという方にお会いしてきたんですね。そうしたら学校が遠くなってしまおうし、市川三郷町の町長は学校を潰さない。少なくとも学校を存続させると言っているから、やっぱり市川三郷町にたまたま家が合ったから引っ越してきましたというような話を伺って、3人もお子さんがいる方で、引っ越してここに来たんですねという話をしたんですけども、住みたくなるまちづくりを考えたときに学校が近くにないと私は無理ではないかというふうに思うんですけども、これについて、さっき言った地域づくりと学校存続は一体であるというような教育委員長、ちょっとお話をしていましたけども、そういうことも加味しながら町長はどういうふうにお考えなのか、お聞かせいただきたいと思います。

○議長（河井淳君）

町長。

○町長（望月仁司君）

私は学校だけがあれば子どもが増えるであるならばこんな簡単なことはございません。しかし若者が本当にこの地域に住めるか住めないかという原点を1つ考えていただきたいなと思います。ここへ来ても生活が本当にできるだろうか。生活ができなくて、ここに来てもまたそれはそれで大変なことになります。

それと先ほどから市川三郷町の町長さんとかの話がたくさん出てきていますけれども、私はそのことにコメントするつもりはございませんけれども、私も先ほどの曙小学校の統合のときに学校統合で動いたんではないですけども、合併がならなければ困ると動いたときに全児童の家庭をまわりました。そのときたぶん8人の児童だったと思いますけれども、その中の1つの家では小学校に1人、今度入ることになります。その下に2人、子どもがいました。しかし私はそのところに行ってお願いをしましたら曙小学校を存続するであるならば私は家内の家が南部町の内船ですから南部の小学校へ行って向こうの学校へやります。なぜならば児童が8人しかいませんから。それでは子どもの教育上、私は困りますと。したがって原小学校へ合併をしてくれるのであれば私はここへ残りますということで、今も曙に残って頑張っている家庭もある、このこともぜひ頭に入れておいてもらいたいと思います。

もちろん学校だけではないと私は言っていますけれども、だったら若者がどうしたら住めるかと言いますと少なくとも松浦議員のときにも話をしました、今までは静岡へは通えませんでした。甲府へも身延線を通うと私が通っている時分では朝、家を6時半に出かけないと8時半には着きませんでした。これでは今の若い人に来いといっても来ないと思います。したがって交通事情も中部横断自動車道その他を検討する中で、若者が住めるような町をまずつくっていきたい、こういうことを回答させていただいておりますので今後もその方向で私は考えていきたいなと思っております。

以上です。

○議長（河井淳君）

渡辺君。

○11番議員（渡辺文子君）

曙の話は私、何回もここでも聞いたし、ほかの議員の質問でも聞いたんですけども、たしかにそういう人もいるでしょう、中には、でもそうではなくて反対していた人たちもいたということを私は聞きました。そういう人たちもいたということを町長、頭に入れていただきたいと思います。

それで学校があればそれでいいのかという問題、学校がなければ始まらないんですよ。子どもは近くに学校があって、小学校なんか特に歩いて行ける範囲で帰ってこられるようなところにあれば一番安心です。大人は子どもがそうやって安心して学校に行ければ遠くたって通うんですよ、仕事に。ここの地に仕事がなくたって通えるんですよ。通っているんですよ、今実際。でも子どもたちが行く学校がなければ一緒にでは引っ越そうということになってしまうんですよ。それで学校があれば将来帰ってくる希望もあるけども、学校がないところに若い人たちは新たに住んでくれません。そういう意味で学校があればいいのか。あればいいんですよ。なければ始まらないんです。それをずっと保護者の方たちも安心して通える教育環境ということ

言っているし、地域の方たちも学校がないと地域が消滅してしまうということをずっと訴えているんですよ。1番に戻るけども、そういう思いってなぜ伝わらないのか。そのところを私、お願いしたいと思います。

○議長（河井淳君）

町長。

○町長（望月仁司君）

先ほど、前の川口議員のときにもお話したとおり議会の皆さんが1中3小でいきましょうとあって、皆さんの意思で1中3小が決まったんですよ。その1中3小になることに対して、1中3小になれば当然、11のところは4つになるわけですから少なくなる、そのことを承知していながら皆さんは議決しているんですよ。そこらへんもよく考えながら発言をしていただきたいと思います。

○議長（河井淳君）

渡辺君。

○11番議員（渡辺文子君）

その後いろんな住民の動きがあります。いろんな人たちの反対運動がありました。だから9月議会にこの条例改正ができなかったのではないですか。見送ったということではないですか。それで12月になったという、そういうことが教育委員会の文書にありましたよね。反対運動を重視しているということで、やっぱり今まで22回の説明、800何人という住民の皆さんが来た。けどもその住民から数えるとほんの一部なんですね。同僚議員からもありましたけども、議会報告を出しても、私が民報を出してもやっぱり関心ある人は見てくれるけども多くの町民は学校がなくなってしまうということを知らない、まだ伝わっていなかったというのを今回、本当に思い知らされたんですね。そんなことが下部の地域からもそんな話を聞いて、私たち今まで何をしていたんだろうということをちょっと思ったんですけども、やっぱり住民が知ったらそれはおかしいという声は今、出てきたところなんですね。そういう出てきたところで、この前9月議会にそういう住民運動が盛り上がってきたから今回は出さないと。12月に何があっても出すという、その姿勢がおかしいというふうに私は思ったんですね。住民運動が高まれば高まるほどやっぱり反対運動があるわけですから、その声をきちっと教育委員会としては聞くべきだというふうに思ったんですね。もうこれで駄目だよ、12月に出すよということではなくて、やっぱり知ってはじめて、これはどうなっているんだろうという人たちも多くいるわけですから、そこで住民の皆さんのいろんな反対運動の声を聞いて計画を考え直すとか、とりあえず凍結するとかということをしていかないと、私は将来に禍根を残す結果になると思うんですね。今回、12月でこの1中3小というのを決めてしまうと。やっぱり住民の方たちの思いというものを私は今までずっとここで言ってきましたけども、なかなかそれが伝わらないのはなぜなんだろう、住民の皆さんたちもなぜ行政に、町やそれから教育委員会に本当に素直な思いだと思うんですね。不安や不満やそういうものがなぜ伝わらないんだろう、そういう思いって本当に私もここに立っていながらそう思うんです。なぜそんなに頑なに、正しいことをしていると思っていらっしゃるとは思うんですけども、でも少なくとも住民の皆さんの声を聞いてそれを条例に反映させるようなことをしていくべきだと、行政の責任だと私は思うんですけども、1番に戻って申し訳ないですけども、これについて先ほど、ちょっと2番のほうにいつってしまったものですから、1番について申し訳ないですけどももう1回答弁を教育委員長、

お願いします。

○議長（河井淳君）

教育委員長。

○教育委員長（望月忠男君）

前々から申し上げてきましたけれども、住民の声とおっしゃるならばそれを、ではどういうふうにまとめていくのか、どういう案なのかというのを議員さんが出してくださる機会というのはいくらでもあったと思うんですよね。それをなさっていない状況です、今まで。なので先ほど言いましたように私どももどうしたらいいか分からないということでもあります。ですからこれまで議員さんが具体的な活動をなさる機会があったわけですが、それをなぜなされなかったのかを逆に聞きたいわけでもあります。

さっき町長からも話がありましたように、10年前からこの話は始まっているわけでありまして、まさに十年一日ではないかと今話を聞きましたけども、大人たちはだから、急激な環境の変化に対応してスピード感を持って対応していかなければならないということでありまして、ここで議案を出しているわけでもあります。

以上です。

○議長（河井淳君）

渡辺君。

○11番議員（渡辺文子君）

スピード感って良いことと悪いことがあるんじゃないですか。この町の存続に関わること、町の将来に関わること、スピードではないと思います。住民の皆さんのご意見をちゃんと聞いて、そしてじっくりと考える、スピードでもなんでもないとしますよ。早ければいいという問題ではないと思います。

そしてなぜ出さなかったと。22回の説明会って先ほど同僚議員からもあったように報告会、単なる報告会でしたよね。そうではなくて、その中でいろんな不安や不満やいろんなものが出たではないですか。それに対してただ紙一枚を出したきり、そして保護者の皆さんの不同意にしてもいろんな不満とか不安とかそれに対してだって紙、ペーパーで答えただけですよ。誰だって納得できていないですよ。そんな状況の中で今回の12月議会に条例が出された。ここで判断できますか。私はスピード感という問題ではないし、じっくりこれは、だって町がどうなるかという問題ですから。その22回の説明会、まだまだ多くの皆さんが来てくれたとは言いがたいですけども、でもそれを22回あって、そしてこれを返していきながら、やりとりをしていくということをしてきたなら、もっと理解が深まるし分かってもらえる方たち、町がこういうふうに進めているんだなということを知ってくれる人たちが増えていたと思うんです。それを紙一枚出したからって理解は無理です。そういう手法が私は間違っていたと思うし、強引に今回、計画どおりに進めるということで強引ですけども、やっぱり計画は計画で教育委員会をつくったかも分からないけども、住民の皆さんの思いや願いをきちっと取り込む中で論議をして、計画なんて別に1年2年遅らせたって、それは計画に外れるかも分からないですけども、町の将来のことを考えたらそれは必要なことではないかなと私は今そういうふうに思っているんですけども、それについては教育委員長どうでしょうか。

○議長（河井淳君）

教育委員長。

○教育委員長（望月忠男君）

スピード感と申し上げたのは子どもたちの状況を考えて現在、例えば複式学級、この前も言いましたけども、複式学級が6学級もある状況、さらにまた増える状況がある。そのこのところを早く対応しなければいけないという意味のスピード感であります。これを早く進めろという、全体を早く進めろという意味ではなくて、そういう意味で子どもたちの状況に対してスピード感を持たなければいけないという意味で言ったわけであります。

それから先ほど手法と言いましたけども、いろんな手法があるのでそれを使ってもらったのアピールがなかったと、そういうことであります。

○議長（河井淳君）

渡辺君。

○11番議員（渡辺文子君）

その手法については足りなかったのではないですか。だからやっぱり住民の皆さんがまだまだ知られていない、住民の中に行き届いていないということになっているのではないかなというふうに思うんですけども。

それからそのスピード感とさっきおっしゃったけれども、統合を早く進めたいということなんでしょう、結局は。子どもたちのそういう状況を考えたら統合を早く進めなければいけないという、そのスピード感ということでしょう。それは一緒のことではないですか、スピード感って。何も子どもたちのことと統廃合って別々の問題ではなくて、そういうことがあるからスピード感をもってやりたいということなんだから、そういうことではないですか。ちょっと、そののところをお願いします。2点。

○議長（河井淳君）

教育委員長。

○教育委員長（望月忠男君）

ちょっと言葉のやりとりはしたくないんですけども、スピード感というのはまさにそのとおりでありまして、だから現状に目をつむっていていいのか、あるいは放置しておいていいのかという、それは大人の対応ではないだろうとそういう意味のスピード感であります。

それから手法というのは要するにこんな案もありますよとか、こんな方法もありますよという手法を議員からお示しいただきたかった、そういったわけです。

○議長（河井淳君）

渡辺君。

○11番議員（渡辺文子君）

もちろん議員もそうですよね。だけどやっぱり住民の皆さん、いろんな知恵を持っているのではないですか。どうしてそういうところから学ばないんですか。22回の説明会があつて、いろんな意見が出たではないですか。いろんな方法があつたと思いますよ。議員だけではないです。もちろん私たち、そういう声を出すということも必要かも分からないけども、でもそのために、住民の皆さんのご意見を聞くために説明会をしたんでしょう。そうしたらそこからやっぱり学ぶということをしなきゃいけないんですか。だから報告会だなんて言われるのではないですか。そこからやっぱり住民の皆さんの知恵や力をもらって、どうしたら一番、子どもたちのためになるのかということを考えてやるということをしなかったからこういう混乱が起きたんではないですか。そういうところで納得できないから、やっぱりいろんな運動が起きてき

たんだと私は思うんですね。そこについては議員ばかりではなくて教育委員会としてする仕事はちゃんとしていなかったと私は思いますけども、それについてはどうですか。教育委員長、お願いします。

○議長（河井淳君）

教育委員長。

○教育委員長（望月忠男君）

22回の説明会につきまして、報告会と今おっしゃいましたけども、きちんと説明会をしたというふうに確信しております。それが1点です。

それから住民の声というのは、だからやりとりの方法につきまして1枚の紙とおっしゃいますけども、意見を吸い上げることについてはしっかりやってきた、けど不同意はあった、そういう事実はあるわけであります。ですがいろいろな案を検討する中で、昨日お出しした案が言わばベストとは言いませんけども、今までの中でベターなものを出したとそういうふうに思っています。

○議長（河井淳君）

渡辺君。

○11番議員（渡辺文子君）

ベストかベターか知りませんが、この前と同じものではないですか。全然、住民との説明会とかそれから保護者の人たちの不安とか不満とか不同意の原因とかそういうものをきちっと捉えてどうしたらいいのか、そういうものをきちっと検討して条例に反映させるんだったらやった意味がありますけども全然反映されていないし、その声って全然無視されていますよね。だからなぜ住民の声が届かないんだろうということになっていると思うんですけども。だって全然変わっていないではないですか。1中3小も変わっていないし予定どおりですよ。どこに住民の声を聞いたというものがあるんでしょうか。聞いていないからああいうふうになったのではないのでしょうか。私はそう思いますけれども。

○議長（河井淳君）

教育委員長。

○教育委員長（望月忠男君）

先ほど町長の話にもありましたように、1中3小の決議に従って私たちは行動したと言いますよ、それについて案をつくったということです。ですから齟齬はなかったというふうに思っています。

○議長（河井淳君）

渡辺君。

○11番議員（渡辺文子君）

もちろん1中3小は議会で議決したというのはあります。けどその後、いろんな人たちのいろんな意見が出てきたわけではないですか。そのときには、1中3小を決めたときには住民の皆さんは知らなかったですよ。多くの住民の皆さんは、今はじめてこの身延町で1つの中学校、3つの小学校になるんだと。下部からなくなるんだと。そういう声が今、出てきている中で強引に決めてしまうということなんではないですか。だから私は将来に禍根を残す、そういう議決をしようとしていると私は思っているんです。

もっともっと時間を置いて住民の皆さんに理解をしていただいて、やりとりがあってやっば

り全部が全部というわけにはいかないと思います。だけでも少なくとも多くの人たちが納得できるような条例改正でないと、ここで強引にやるということは本当に禍根を残すということになると思いますけどもそれについてはいかがでしょうか。もう最後です。

○議長（河井淳君）

教育委員長。

○教育委員長（望月忠男君）

何度も申し上げているとおり22回の説明会、それからその後のやりとり等で私たちは住民の意思等も確認をした。当然、先ほど言いましたように不同意があることはもう十分承知をしながら苦渋の選択をした、そういうことであります。

○議長（河井淳君）

渡辺君。

○11番議員（渡辺文子君）

最後と言ったけどもちょっと。いろんな意見があるといってもそれを全然聞かないし、不同意があってもやるということはどういうことなんですかね。聞かないということではないですか、住民の声を。そういう行政でいいんでしょうか。

以上をもって私の質問は終わります。

○議長（河井淳君）

以上で渡辺文子君の一般質問は終わります。

以上で本日の議事日程はすべて終了しました。

これをもちまして、本日は散会といたします。

○議会事務局長（中村京子君）

相互にあいさつを交わし、終わります。

ご起立を願います。

相互に礼。

お疲れさまでした。

散会 午後 4時30分

平成 2 6 年

第 4 回身延町議会定例会

1 2 月 1 1 日

平成26年第4回身延町議会定例会（3日目）

平成26年12月11日

午後 1時00分開議

於 議 場

1. 議事日程

- 日程第1 諸般の報告
日程第2 委員長報告
日程第3 議案第86号 身延町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について
日程第4 議案第87号 身延町立学校設置条例の一部を改正する条例について
日程第5 議案第88号 身延町立保育所条例の一部を改正する条例について
日程第6 議案第89号 身延町高齢者保養施設条例及び身延町下部温泉会館条例の一部を改正する条例について
日程第7 議案第90号 身延町国民健康保険条例の一部を改正する条例について
日程第8 議案第91号 身延町簡易水道事業の設置等に関する条例等の一部を改正する条例について
日程第9 議案第92号 身延町キャンプ場条例の一部を改正する条例について
日程第10 議案第93号 身延町保育所における保育の実施に関する条例を廃止する条例について
日程第11 議案第94号 新町建設計画の変更について
日程第12 議案第95号 訴えの提起について
日程第13 議案第96号 平成26年度身延町一般会計補正予算（第8号）
日程第14 議案第97号 平成26年度身延町国民健康保険特別会計補正予算（第4号）
日程第15 議案第98号 平成26年度身延町介護保険特別会計補正予算（第4号）
日程第16 議案第99号 平成26年度身延町簡易水道事業特別会計補正予算（第4号）
日程第17 議案第100号 平成26年度身延町農業集落排水事業等特別会計補正予算（第3号）
日程第18 議案第101号 平成26年度身延町下水道事業特別会計補正予算（第4号）
日程第19 議案第102号 平成26年度身延町青少年自然の里特別会計補正予算（第3号）
日程第20 総務産業建設常任委員会の閉会中の継続調査申出書について
日程第21 教育厚生常任委員会の閉会中の継続調査申出書について

日程第22 議会運営委員会の閉会中の継続調査申出書について

日程第23 議会広報編集委員会の閉会中の継続調査申出書について

2.出席議員は次のとおりである。(14名)

1番	深澤勝	2番	赤池朗
3番	田中一泰	4番	広島法明
5番	柿島良行	6番	芦澤健拓
7番	松浦隆	8番	福與三郎
9番	草間天	10番	川口福三
11番	渡辺文子	12番	伊藤文雄
13番	野島俊博	14番	河井淳

3.欠席議員は次のとおりである。

なし

4.地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

(21人)

町	長	望月仁司	総務課長	樋川信
会計管理者		笠井喜孝	財政課長	笠井祥一
政策室長		佐野文昭	町民課長	遠藤基
税務課長		村野浩人	身延支所長	藤田政士
下部支所長		遠藤庄一	教育委員長	望月忠男
教育長		鈴木高吉	学校教育課長	渡辺明彦
生涯学習課長		高野博邦	福祉保健課長	穂坂桂吾
子育て支援課長		佐野昌三	建設課長	竹ノ内強
産業課長		千頭和勝彦	土地対策課長	佐野勇夫
観光課長		柿島利巳	環境下水道課長	深沢香
水道課長		望月真人		

5 . 職務のため議場に出席した者の職氏名 (2 人)

議会議務局長 中 村 京 子
録 音 係 佐 野 和 紀

開会 午後 1時00分

○議会事務局長（中村京子君）

相互にあいさつを交わし始めます。

ご起立願います。

相互に礼。

（ あ い さ つ ）

ご着席ください。

○議長（河井淳君）

本日は大変ご苦労さまです。

それでは出席議員が定足数に達しておりますので、直ちに会議を開きます。

本日は議事日程第3号により行います。

日程第1 諸般の報告。

議案の審議に先立ちまして、諸般の報告をします。

本日の説明員として地方自治法第121条の規定に基づき、出席通知のありました者の職氏名につきましては、先の会議で一覧表として配布したとおりです。

以上で諸般の報告を終わります。

ここで、望月教育委員長から発言の申し出がありましたのでこれを許します。

望月教育委員長。

○教育委員長（望月忠男君）

12月定例議会の最終日の冒頭でこのような時間をいただきましたこと、誠にありがとうございます。

さて一昨日12月9日の議会、一般質問の中で何名かの議員から身延中学校建設推進検討委員会の設置についてご質問をいただきましたが、用意した答弁書をもとに同じ内容を繰り返した結果、教育委員会の意が十分に伝わっていないのではないかと反省をしたところであります。については再度、追加説明をさせていただきます。

そもそもこの検討委員会の設置に関しましては、本年9月25日付けで議会議長から教育委員長に出された身延町立中学校新校舎建設推進検討委員会設置に関する意見書が発端となっております。したがって、執行側である教育委員会が議会の議決を最大限に尊重するのは当然でありまして、建設推進検討委員会では意見書に基づき生徒が通学するに至便な町の中央部などへの校舎新築を議題の中心に据えて検討していただくこととなります。

改めまして再度、説明の時間をいただきましたことを議長はじめ議員各位に感謝を申し上げますとともによろしくご理解のほどを賜りますようお願い申し上げます。

以上です。

日程第2 委員長報告。

はじめに、総務産業建設常任委員会へ付託しました議案の委員長の報告を求めます。

総務産業建設常任委員会委員長、柿島良行君。

○総務産業建設常任委員長（柿島良行君）

総務産業建設常任委員会審査結果を報告いたします。

(以下、総務産業建設常任委員会報告書の朗読につき省略)

○議長(河井淳君)

以上で総務産業建設常任委員長の報告が終わりました。

委員長はその場でお待ちください。

これから、委員長の報告に対して質疑を行います。

質疑はありませんか。

(なし)

質疑がないので、質疑なしと認めます。

以上をもって、総務産業建設常任委員会審査報告に対する質疑を終わります。

柿島委員長、ご苦労さまでした。自席にお戻りください。

次に、教育厚生常任委員会へ付託しました議案の委員長の報告を求めます。

教育厚生常任委員会委員長、芦澤健拓君。

○教育厚生常任委員長(芦澤健拓君)

教育厚生常任委員会の審査結果を報告いたします。

(以下、教育厚生常任委員会報告書の朗読につき省略)

○議長(河井淳君)

以上で教育厚生常任委員長の報告が終わりました。

委員長はその場でお待ちください。

これから、委員長の報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

(なし)

質疑がないので、質疑なしと認めます。

以上をもって、教育厚生常任委員会審査報告に対する質疑を終わります。

芦澤委員長、ご苦労さまでした。自席にお戻りください。

次に討論を行います。

最初に、総務産業建設常任委員会委員長報告に対する討論を行います。

討論はありませんか。

(なし)

討論がないので、討論なしと認めます。

次に教育厚生常任委員会委員長報告に対する討論を行います。

討論はありませんか。

渡辺君。

○11番議員(渡辺文子君)

議案第87号 身延町立学校設置条例の一部を改正する条例について反対討論いたします。

この条例改正は今の町立小中学校の4中7小を1中3小にしてしまうというものです。この後期統合計画について教育委員会は22回の説明会で894人の参加を得て説明責任は十分果たしたと自負していると答えていますが894人は有権者のわずか0.7%に過ぎません。そもそもこの広い身延町の中でたった1つの中学校、そして3つの小学校にしてしまうことには無理があり、子どもたちや保護者の負担が増えることは目に見えています。そしてそれは学校を残してほしいという子どもたちの願い、安心して子どもを通わせることができる学校をと

いう保護者の願い、地域に学校がありその子どもたちを地域みんなで育もうとしている地域住民の願いを踏みにじるものです。

これまでさまざまな意見、不安や不満、そして保護者からの不同意が多く出されても教育委員会はまったく聞く耳を持たず子どもたちのために計画どおり進めると言い続けてきました。このまま進むと28年4月に今の4つの中学校が身延中学校1つになることになりませんが、わずか1年3カ月足らずの短期間で子どもたちが納得できる説明、学校間のさまざまな問題のすり合わせ、通学経路など通学に関する問題などほかにもいろいろな問題があると思います。こういう問題をすべて解決して統合することができるのでしょうか。こんな強引な統廃合が本当に子どもたちのためになるとは思えません。

昨日、教育厚生常任委員会の審議を傍聴していた保護者の方は、この条例改正が委員会で可決されたあと、どうして私たちの思いが分かってもらえないのかと涙を流されていました。中富地区の町民と議員との懇談会でも「私たちの思いを分かってください」と泣きながら訴えていた保護者もいました。どうして住民の皆さんがこんな思いをしなければならぬのでしょうか。行政が住民をこんなに苦しめるなんて私には信じられません。

今、地域や保護者を泣かせていますが28年4月に子どもたちを泣かすことがないように、子どもたちを苦しめることがないように責任を持った対応ができるのか私には疑問です。この条例を決めることは将来に禍根を残すこととなります。

よって、この条例改正に反対をいたします。

議案第88号 身延町立保育所条例の一部を改正する条例について反対討論いたします。

西嶋保育所の園児数が少なく静川保育所と統合したいという保護者の皆さんの思いは尊重しなければならぬと思います。そのあと保育所を閉園してしまうと若い人たちが西嶋で子育てをしたいと思っても帰ってこられなくなるのではという地元の方々の不安の声も聞いています。閉園でなく休園にすべきだと考え、この西嶋保育所を廃止するこの条例には反対をいたします。

議案第96号 平成26年度身延町一般会計補正予算(第8号) 3款民生費のうち5目西嶋保育所費については閉所式記念品の予算に賛成できませんので反対をいたします。

○議長(河井淳君)

ほかに討論はありませんか。

柿島君。

○5番議員(柿島良行君)

議案第87号 身延町立学校設置条例の一部を改正する条例について賛成討論をいたします。

小中学校問題につきましては、町の合併時から小中学校の適正配置のことは検討課題となっていました。平成20年8月には小中学校適正配置審議会の答申が出され基本計画が示されました。答申をもとにそのときどきの関係者により統廃合について検討がされてきているものがあります。平成24年3月までには前期統廃合計画が計画どおりすでに実施をされているところであり、25年3月に教育委員会から後期統廃合計画が示され各地区等において22回の説明会が実施をされております。その後、各団体、各地域でさまざまな議論が行われながら今日に至っているところであり、

私は子どもの教育につきまして小学校時代は特に子どもの社会性が急速に発達していく時

期だと思っております。そのためにそれなりの人数がいる中でその仲間とともに遊び学ぶことで集団の体験が育まれ、よい対人関係やさらに自分の気持ちをコントロールすることを学んで成長していくのではないかと考えております。

現在、関係する地域の皆さまを中心として多くの統合反対の意見も大勢の皆さんから聞いております。私は豊岡地区に居住していますが豊岡小学校も平成22年3月をもって統合され廃校となりました。当時、豊岡地域の皆さまも地域の衰退、いじめ、通学等、多くの心配の中で統合反対を強く訴えておりました。そういう中で子を持つ保護者の皆さまが今の子どもを育てるためにやはり少なすぎるという認識のもとから一日も早くもう少し大勢の中で教育を受けさせたいと、そういう強い思いの中から教育委員会に申し出て統合を実現していただいた経過もあります。

このとき豊岡地域の皆さんも非常に反対をしておりました。そういう中で今、関係する地域の皆さまが声を大にしていろいろな理由で反対しているそのことは十分承知をしていますし、よく理解をしているつもりでございます。しかしながら現在、豊岡小学校は統合して4年経ちますが、今、地域の皆さまの多くの人から統合のときにはいろいろなことを心配したけれども結果的にはあのとき統合して本当によかったという声をほとんどの皆さまから聞いております。さらには豊岡小学校の近くには相又町有住宅60戸がありますが現在60戸中59世帯が入居をされております。学校が統合する前は39世帯ぐらいでございました。

なお、小学校に通う子どもも統合時には6人でありましたが現在10人と増加している現状であります。

私は教育は適正な人数の同級生、私なりに適正な人数とは大体15人、20人ぐらいがいる中で社会性を育むことが大切だと思います。急激に児童生徒が減少している現状、今後増加していく展望が見えていない今、計画されている統廃合は必要であると思っております。

こういう中で最後に今後、児童生徒の安全・安心の確保のために教育委員会におかれましては通学問題、災害対策等、関係する皆さまと十分話し合いながら最良の結論を出していただき、さらに統合した中でよい身延教育の環境づくりに努めていただくことを要望しまして原案に賛成いたします。

以上です。

○議長（河井淳君）

ほかに討論はありますか。

広島君。

○4番議員（広島法明君）

議案第87号 身延町立学校設置条例の一部を改正する条例について賛成の立場で討論をさせていただきます。

学校統廃合につきましては、いつの時代でも必ず賛否両論があります。議員の中にも統廃合自体に絶対反対の議員、また時代の流れで統廃合そのものの必然性は感じている議員も少なくないと思います。それと同じく町民の皆さんにもいろいろな思い、考えがあると思います。教育環境の中に通学時間の問題が大きくありますが一番の重要性は学校生活ではないでしょうか。学校内で過ごす時間は中学生だと7、8時間ぐらいだと思いますが、その時間が充実したものにできれば現状より教育環境のアップにつながると思います。もちろん通学時間を短縮する工夫、努力はお願いしたいと思います。

また教育委員会で示した切磋琢磨につきましても程度の問題で少人数でも切磋琢磨は可能だと思いますが社会人になったときにより有効になる切磋琢磨は、ある程度の人数が必要だと感じます。

私も小中学生を相手に昭和50年から40年近くスポーツ少年団で柔道を指導していますが少人数ではどうしても練習相手に限りがあります。指導するからには強くたくましく成長してもらいたい。試合でもよい成績をとってほしいと願っています。学校とは関係ないと思われるかもしれませんが、切磋琢磨という点におきましては共通性があると思います。そういった観点から今回の統廃合計画はよき仲間、よきライバルをある程度、多くすることにより将来社会人になったときに、より有効になる切磋琢磨を体験、経験するチャンスだと思います。

また私は下山中学校の卒業生で先月、愛知県で同級会を開催しましたがそれもある程度の同級生がいたからこそだと思います。還暦を過ぎても気を許して飾ることなく会話ができるのが小中学生の同級生だと感じます。そういった意味でも数十年後のことを考えて、もろもろのことを考えても今が大事かもしれませんが、将来のことも十分踏まえた上で今回の統廃合計画に関わる議案第87号 身延町立学校設置条例の一部を改正する条例については賛成いたします。

以上です。

○議長（河井淳君）

ほかにありますか。

川口君。

○10番議員（川口福三君）

私は議案第87号 身延町立学校設置条例の一部改正する条例について反対討論をいたします。

まずこの設置条例を進めるにあたって行政側でまず聞く耳を持たない。行政はなんのためにあるのか。いわゆる今議会に提出されました新町の建設計画、新町誕生の時点にやすらぎと活力ある開かれた町という理念のもとに新しい町が誕生いたしました。これから進めようという計画の中にも安定したまちづくりのためには、まず地域に暮らす人々の視点からのまちづくりが欠かせないというような項目もあるわけです。こうした新町計画に逆行するような統合計画、この今までの流れを顧みますと例えば学校の先生が子どもたちが理解もできないまま勉強を進める。一方的な形。またお医者さんが「あなたはガンですよ」と診断した患者さんに患者さんの同意もなく手術をするような形の条例案の提出であります。

22回開いた説明会においても町民の声も聞き入れず、なんら当初の計画を変更することなく今議会にこの条例案が提出されたということはこれからの町の将来を考えた場合、不安でなりません。少子高齢化はもとよりこれからのまちづくりを基本とした中で学校教育も併せて進めるべきではないでしょうか。

議案第87号 身延町立学校設置条例の一部を改正する条例については断固反対をいたします。

○議長（河井淳君）

ほかに討論はありますか。

松浦君。

○7番議員（松浦隆君）

議案第87号 身延町立学校設置条例の一部を改正する条例について反対の立場で討論をいたします。

前期統合計画においては、保護者から統合推進の要望書が出されたこともありまして私は賛成をさせていただきました。今回はあのときとはまったく違う状況になっていることをまずご理解いただきたいと、このように考えます。

あの当時の静川小学校と西嶋小学校の統合の際、教育委員会から強引な手法で合意させられた、そのような話を伺いました。私はその話をあとで伺ったときにその当事者と静川小学校の子どもたちに対して本当に申し訳ない気持ちと議員としての思料の足りなかったことを痛感し後悔をいたしました。同時にその後の統合計画に対しては教育委員会、保護者、住民の考え、思い、そして計画内容をよく精査した中で対応しようと考えてきました。これは私は議員として当然のことだと今でも考えております。私は統廃合の必要性は十分に理解しておりますし統合が駄目だとは考えておりませんが、後期統合計画での教育委員会の対応は私からしますと前期統合計画以上に強引な進め方ではないかと感じています。私はそのことが一番の大きな問題だと訴えたいと思っています。

その主な例を挙げさせていただきますと、各保護者会との意思の疎通を無視した書面でのやりとりと誠意の感じられない対応。22回の説明会での保護者、住民の不安や疑問に対しての不明確な回答と不誠実な対応。保護者の同意・不同意の回答の方法に対する不公平な教育委員会の指示と不同意が多い回答を無視した統合の決定。またその決定の理由として子どもたちの充実した教育環境の構築としていながら通学負担の多い校舎を選定した。また3町が合併した新身延町においての不公平な校舎の設置。そして町の中央に中学校を建設するとした検討委員会の設置を求める意見書に対する抽象的な教育委員会の回答とその内容に対する質問に対しての、今日もまた変わりましたが一貫性のない答弁。何よりも説明会等での統合計画の最終決定は議会であるとの発言を、議会の採決権を隠れ蓑にして統合の決定を下した教育委員会と執行権のある町長の責任の転嫁である、私はそう考えておりますし、このことは議会を軽視したものである。一連の教育委員会の言動、対応を勘案すると到底納得できるとは言いがたく何を目的にこの統合計画が進められるとしているのか、大きな疑問だけが残る状況でございます。

人口が今後も減少することが予想される中、子育て世代の若者と町の宝である子どもたちが町外へ転出するような、少なくなった生徒数に学校の数を合わせるようなうしろ向きの施策ではなく将来を見据えた施策の構築がわれわれには求められていると考えております。

大多数の北部の保護者が身延中への通学に反対している中、せめて保護者の意見を汲み上げ町の中央への校舎の建設の期日が決定されるまでの暫定的な対応も視野に入れるべきではないか。議員各位にはご自身の置かれた立場と議員の務めを再度認識していただきたい。われわれ議員と身延町議会は町民から信託を受けて、その結果この議場に席を置く身でございます。町民の意思を反映するのが私たちの責務であり、今回の後期統合計画の結果に対し身延町議会への町民の目がこれまで以上に注視されると同時に、結果によっては議会に対する不信のみならず行政全体に対する不信につながるのではないかと考えております。

町民の声を反映した良識ある判断を議員各位に訴え、議案第87号に対する反対討論といたします。

○議長（河井淳君）

ほかに討論はありませんか。

深澤君。

○1番議員（深澤勝君）

議案第87号 身延町立学校設置条例の一部改正する条例について賛成討論を行います。

通学距離、通学時間が保護者会の不同意の最大の要因であると理解いたしております。これを解消するために町の中央に中学校建設に向けた学校建設推進検討委員会を早期に立ち上げ早期に学校建設を推進するための意見書であり、これが町の最高議決機関である町議会で議決されたこと、先ほど最大限尊重し町の中央に学校建設を中心として早急に協議・検討を進める旨、教育者である教育委員長が先刻、表明したことは保護者会に対する決意表明と捉えまして本案件に賛成するものでございます。

以上です。

○議長（河井淳君）

ほかに討論はありませんか。

野島君。

○13番議員（野島俊博君）

教育厚生常任委員長報告、議案第87号 身延町立学校設置条例の一部を改正する条例につきまして賛成の立場で討論をいたします。

歴史ある学校を閉じるのは地域にとって、それだけで大きな損失であると思います。しかし小学校の小規模化、クラスの少人数化はますます進む傾向にあります。そして教室に見る小規模校の光と影、運動会や文化祭に見る光と影、小規模校の利点を一言で言えば行き届いた指導ができるということでございますけれども実はその裏に児童生徒、相互の集団での生活による刺激が少ないため、児童をたくましく育てることが難しいということが色濃く漂っております。どうしても教育上、座視できないさまざまな問題点があると私は考えます。

小規模校だからできる教育上の利点もありますけれども、しかしまた小規模校ではどうしても達成しにくい教育上の大切な目標もあります。教育目標を効果的に達成するためにはさまざまな条件が備わっていることが必要であり、その条件が不十分な中で教育が行われることは子どもたちにとって、ひいては明日の社会にとって問題と言わなければなりません。そして年々、学校規模が縮小している状況やさらなる少子化が見込まれる将来を考えれば、学校の配置を見直すのはやむを得ないところと考えております。

教育の原点を考え教育環境を整え子どもが将来、世に出てさらなる活躍ができるよう人づくりをしてやるのが私たちの務めであると考えます。義務教育期、小中学校では学力の取得とともに友だちをつくることや集団行動を身に付けることなど、それを学ぶ重要な時期でもございます。より多くの友だちや教師と触れ合うことで多様な価値観を学び、そして豊かな人格形成につながることを私は考えております。

また何より一定の児童生徒数を確保することで、教科担任制やクラス替えができる学級規模が維持できる。そして部活動や体育、音楽など集団で取り組む活動も制限なしで進むし、何よりも部活を通して多くの友だち、また指導者と触れ合い社会へ出る一步を学んでいただきたい。身延町の人口推計、平成22年国勢調査における年少人口、0から14歳、1,254人。割合が8.7%。生産年齢人口7,515人。割合52.0%。それが平成31年には0から14歳、

809人。割合6.9%。生産年齢人口5,593人。割合48%となっており、これからを担う若者の人口減は財政面においても非常に厳しいことでもありますけども、それ以上に若者の人口減は町にとって厳しいことでもありますし、また大変寂しいことでもあります。

以上により子どもの将来を考えると集団生活の中でコミュニケーション上手からすべての面において無駄のない張り合いのある生活をするのが仕事をミスなくやり遂げ充実した毎日を送れる人づくりこそこれからの社会に必要であり、統合もやむなしと考え賛成の討論いたします。

○議長（河井淳君）

ほかに討論はありませんか。

（ な し ）

ほかに討論がないので、討論なしと認めます。

以上で討論を終わります。

これから日程に従い、採決を行います。

日程第3 議案第86号 身延町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定についてを採決します。

議案第86号に対する委員長の報告は、可決とするものです。

委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

（ 挙 手 全 員 ）

挙手全員であります。

よって、議案第86号は委員長報告のとおり可決されました。

日程第4 議案第87号 身延町立学校設置条例の一部を改正する条例についてを採決します。

議案第87号に対する委員長の報告は、可決とするものです。

委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

（ 挙 手 多 数 ）

挙手多数であります。

よって、議案第87号は委員長報告のとおり可決されました。

日程第5 議案第88号 身延町立保育所条例の一部を改正する条例についてを採決します。

議案第88号に対する委員長の報告は、可決とするものです。

委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

（ 挙 手 多 数 ）

挙手多数であります。

よって、議案第88号は委員長報告のとおり可決されました。

日程第6 議案第89号 身延町高齢者保養施設条例及び身延町下部温泉会館条例の一部を改正する条例についてを採決します。

議案第89号に対する委員長の報告は、可決とするものです。

委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

（ 挙 手 全 員 ）

挙手全員であります。

よって、議案第 89 号は委員長報告のとおり可決されました。

日程第 7 議案第 90 号 身延町国民健康保険条例の一部を改正する条例についてを採決します。

議案第 90 号に対する委員長の報告は、可決とするものです。

委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

(挙 手 全 員)

挙手全員であります。

よって、議案第 90 号は委員長報告のとおり可決されました。

日程第 8 議案第 91 号 身延町簡易水道事業の設置等に関する条例等の一部を改正する条例についてを採決します。

議案第 91 号に対する委員長の報告は、可決とするものです。

委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

(挙 手 全 員)

挙手全員であります。

よって、議案第 91 号は委員長報告のとおり可決されました。

日程第 9 議案第 92 号 身延町キャンプ場条例の一部を改正する条例についてを採決します。

議案第 92 号に対する委員長の報告は、可決とするものです。

委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

(挙 手 全 員)

挙手全員であります。

よって、議案第 92 号は委員長報告のとおり可決されました。

日程第 10 議案第 93 号 身延町保育所における保育の実施に関する条例を廃止する条例についてを採決します。

議案第 93 号に対する委員長の報告は、可決とするものです。

委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

(挙 手 全 員)

挙手全員であります。

よって、議案第 93 号は委員長報告のとおり可決されました。

日程第 11 議案第 94 号 新町建設計画の変更についてを採決します。

議案第 94 号に対する委員長の報告は、可決とするものです。

委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

(挙 手 多 数)

挙手多数であります。

よって、議案第 94 号は委員長報告のとおり可決されました。

日程第 12 議案第 95 号 訴えの提起についてを採決します。

議案第 95 号に対する委員長の報告は、可決とするものです。

委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

(挙 手 多 数)

挙手多数であります。

よって、議案第95号は委員長報告のとおり可決されました。

日程第13 議案第96号 平成26年度身延町一般会計補正予算(第8号)についてを採決します。

議案第96号に対する委員長の報告は、可決とするものです。

委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

(挙 手 多 数)

挙手多数であります。

よって、議案第96号は委員長報告のとおり可決されました。

日程第14 議案第97号 平成26年度身延町国民健康保険特別会計補正予算(第4号)についてを採決します。

議案第97号に対する委員長の報告は、可決とするものです。

委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

(挙 手 全 員)

挙手全員であります。

よって、議案第97号は委員長報告のとおり可決されました。

日程第15 議案第98号 平成26年度身延町介護保険特別会計補正予算(第4号)についてを採決します。

議案第98号に対する委員長の報告は、可決とするものです。

委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

(挙 手 全 員)

挙手全員であります。

よって、議案第98号は委員長報告のとおり可決されました。

日程第16 議案第99号 平成26年度身延町簡易水道事業特別会計補正予算(第4号)についてを採決します。

議案第99号に対する委員長の報告は、可決とするものです。

委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

(挙 手 全 員)

挙手全員であります。

よって、議案第99号は委員長報告のとおり可決されました。

日程第17 議案第100号 平成26年度身延町農業集落排水事業等特別会計補正予算(第3号)についてを採決します。

議案第100号に対する委員長の報告は、可決とするものです。

委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

(挙 手 全 員)

挙手全員であります。

よって、議案第100号は委員長報告のとおり可決されました。

日程第18 議案第101号 平成26年度身延町下水道事業特別会計補正予算(第4号)についてを採決します。

議案第101号に対する委員長の報告は、可決とするものです。

委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

(挙 手 多 数)

挙手多数であります。

よって、議案第101号は委員長報告のとおり可決されました。

日程第19 議案第102号 平成26年度身延町青少年自然の里特別会計補正予算(第3号)についてを採決します。

議案第102号に対する委員長の報告は、可決とするものです。

委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

(挙 手 全 員)

挙手全員であります。

よって、議案第102号は委員長報告のとおり可決されました。

日程第20 総務産業建設常任委員会の閉会中の継続調査申出書について

日程第21 教育厚生常任委員会の閉会中の継続調査申出書について

日程第22 議会運営委員会の閉会中の継続調査申出書について

日程第23 議会広報編集委員会の閉会中の継続調査申出書について

以上、委員会の閉会中の継続調査の件を議題とします。

総務産業建設常任委員長、教育厚生常任委員長、議会運営委員長、議会広報編集委員長から会議規則第75条の規定によりお手元に配布のとおり閉会中の継続調査の申し出がありました。お諮りします。

各委員長からの申出書のとおり閉会中の継続調査とすることにご異議ありませんか。

(異議なし。の声)

異議なしと認めます。

よって、各委員長からの申し出のとおり閉会中の継続調査とすることに決定しました。

以上をもちまして、本定例会に付議されました案件はすべて議了しました。

ここで、町長からあいさつの申し出がありました。

町長。

○町長(望月仁司君)

大変ご苦労さまでございました。

平成26年身延町議会第4回定例会の閉会にあたり、一言ごあいさつをさせていただきます。

本定例会は去る12月8日に開催をされ本日までの4日間、河井議長のもとで私どもの提案をいたしました議案につきまして慎重審議をいただき原案のとおりご可決をいただく中で閉会を迎えることができました。議員の皆さんのご協力に感謝を申し上げますところでございます。

今後も今まで同様、町民全体の代表者として町民福祉のためにご尽力いただけますことをお願い申し上げます。

今年も残り少なくなり寒さが厳しくなってきました。議員の皆さんにはお体に十分お気をつけられ、町民の皆さまのために身延町の将来のためにご活躍をいただけますことを重ねてお願いを申し上げます。閉会のあいさつとさせていただきます。ご苦労さまでございました。

○議長(河井淳君)

町長のあいさつが終わりました。

会議規則第7条の規定によって閉会したいと思います。これにご異議ありませんか。

(異議なし。の声)

異議なしと認めます。

よって、本定例会はこれで閉会することに決定しました。

会期4日間、議員各位には慎重審議をいただき無事に閉会できますことを心から厚く御礼を申し上げます。また町長をはじめ執行部の皆さまにはご協力をいただき感謝を申し上げます。

議員各位におかれましては町の抱える課題解決に向け町、議会、町民が一丸となり自分たちの町は自分たちで守り安心して住みやすい町、活気あるまちづくりに努めていただき、なお一層のご尽力を賜りますようお願いを申し上げます。

本日、参会されております皆さま方には時節柄これから厳しい寒さに向かいますのでくれぐれもご自愛くださいますようお願い申し上げます、平成26年第4回身延町議会定例会を閉会とします。

大変ご苦労さまでした。

○議会事務局長(中村京子君)

相互にあいさつを交わし終わります。

ご起立願います。

相互に礼。

お疲れさまでした。

閉会 午後 2時05分

上記会議の経過は、委託先（株）東洋インターフェイス代表取締役薬袋東洋男が録音テープから要約し、議会事務局長中村京子が校正したものであるが、その内容に相違ないことを証するため、議長により署名する。

議 長

署 名 議 員

同 上

同 上